

中 期 目 標	中 期 計 画	1 9 年 度 計 画	1 9 年 度 業 務 実 績
第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項 独立行政法人化する趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の抜本的な改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、独立行政法人化を経営改革の好機ととらえ、第一期中期目標期間を独立行政法人にふさわしい経営基盤の確立期と位置づけ、可能な限り民間の経営手法を取り入れることを目指して、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組みを実施することとする。	第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 法人全体の業務運営の改善を推進するための仕組みの適切な運用と機能強化に努めることとする。	第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとった措置 法人全体の業務運営の改善を推進するための仕組みの適切な運用と機能強化に努めた。
(1) 効率的な業務運営体制の確立 組織編成、人員配置を実情に即して見直すとともに、業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。		(1) 引き続き、より効率的な業務運営を行うため、業務の実態を踏まえつつ、組織のスリム化を図る。	【組織のスリム化等】 #1 ○ 平成19年4月に、次のとおり組織改正を行った。 a 業務推進体制の整備 ・ 心身障害者扶養保険事業の見直し検討を国とともに円滑に実施していくため、共済部扶養保険課に主査を、経理部資金課に係長を配置 b 組織のスリム化 ・ 課長代理ポスト3名を削減 ○ 平成20年4月に向けた組織の見直しを検討した。 a 業務推進体制の整備（経営指導業務の充実強化） ・ 平成19年10月より企画指導部経営指導課を増員するとともに、調査室に経営指導課業務を併任 ・ 平成20年4月より経営指導課と調査室を統合・再編し、経営支援室（室長は次長ポスト：医療貸付部次長を振替）を新設 b 組織のスリム化（課長ポスト△4名） ・ 融資相談から貸付審査までを一貫して同じ課で行うことにより顧客サービスの向上を図るため、医療貸付部融資相談室及び大阪支店融資相談課を廃止し、融資相談業務を福祉審査課及び医療審査課に移管（課長ポスト△2名） ・ 情報システムを一元管理し、業務の効率化を図るため、情報事業部情報企画課と情報システム課の統合・再編（課長ポスト△1名） ・ 平成20年度からの承継教育資金貸付けあっせん業務の休止に伴う調査役の廃止（課長ポスト△1名）

中 期 目 標	中 期 計 画	1 9 年 度 計 画	1 9 年 度 業 務 実 績
第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項 <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 組織編成、人員配置を実情に即して見直すとともに、業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。</p>	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 <p>(1) 継続的な業務の質の向上・業務改善を推進するための業務管理の仕組みであるISO9001を中期目標期間中に認証取得する。</p>	第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 <p>(2) 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）の運用の高度化を図るため、次の取組を行う。 ア QMS運用高度化に係る長中期的な運営方針・運営計画策定 イ 役職員に対する研修、勉強会の開催 ウ 職員の力量管理体系再構築結果のフォローアップ エ QMS内部監査実施による事務リスク等の抽出・管理 オ 福祉医療貸付における代理貸付業務及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務等のISO認証取得 カ 機構全体のISO継続認証に向けた条件整備</p>	<p>【品質マネジメントシステムの運用の高度化】#2</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ QMS運用方針の策定 QMSについて一層効果的な運用を展開していくため、職員意識調査を実施の上、有効性の向上及び効率化に関する具体策を柱とした今後の運営方針・計画を策定した。 ○ QMS研修の開催 新任職員を対象に、機構QMSの概要、構築背景等についての研修を実施し、基礎的知識の習得及び普及啓発に努めた。 ○ 新力量管理体系の運用フォローアップ 機構業務に従事するに当たって必要となる力量（能力）とその習得のための教育・訓練プログラムを再編成し、平成18年度に構築した新力量管理体系を効果的に運用するため、QMS内部監査を通じて全部署を対象とした取組状況等のフォローアップを実施した。 ○ QMS内部監査の実施 QMS内部監査を実施し、業務の質の向上や効率化に関する改善点や事務リスク等の抽出を行った。 また、内部監査において抽出した事務リスク等については、改善計画を策定し、改善の取組みを継続的にフォローアップした。 ○ 代理貸付業務及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務等のISO認証取得 福祉医療代理貸付業務及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務等についてISO9001の追加認証を取得するため、審査登録機関による登録範囲拡大審査を受け、新たに平成19年9月に認証を取得することができた。 ○ ISO継続認証に向けた条件整備 機構全体におけるISO9001の認証継続のため、審査登録機関による審査を受け、平成20年4月に認証を更新する目処が立った。

中 期 目 標	中 期 計 画	1 9 年 度 計 画	1 9 年 度 業 務 実 績
		<p>(3) 機構業務の改善活動等の促進を目的とし、職員提案制度（仮称）を創設する。</p>	<p>【改善アイデア提案制度の創設】 #3</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の創意工夫による取組みを奨励し、業務改善活動等の活性化を図ることを目的に、全職員を対象とした「改善アイデア提案制度」を創設した。
<p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 組織編成、人員配置を実情に即して見直すとともに、業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。</p>	<p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(2) 職員の努力を適正に評価し、組織目標を効率的かつ効果的に達成する手段として人事評価制度を導入する。</p>	<p>第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(4) 平成18年度に見直した人事評価制度を適正に運用するために、必要に応じて研修を実施したり評価の事例を集めなど評価技術の向上に努める。 業務の質及び利用者に対するサービスの向上を図るため、スタッフ職が行うべき業務内容を精査するとともに、スタッフ制導入に向けスタッフ職員の確保のための環境整備として処遇条件を明確化する。</p>	<p>【人事評価制度の運用の改善】 #4</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人事評価制度の適正な運用を図るため、全職員に対し次の研修を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標設定について、期末における成果を評価者と被評価者の双方が客観的に評価するため、過去の事例の中から評価において誤解を生みやすい事例を抽出し、問題点及び対処策について説明するとともに、良い事例を紹介し参考とするよう研修において促した。 ・ コンピテンシー評価について、過去の分析結果から高い評価に偏り易い項目を紹介するとともに、評価に一定の共通感を持たせるため、コンピテンシーレベルの具体的なイメージを周知した。 ○ 人事評価の公正性・公平性を確保するため、評価結果に異議がある場合の苦情処理のルールを見直し、苦情処理委員会が実質的に機能し、被評価者からの苦情申し立てに対応できるよう、「独立行政法人福祉医療機構職員の人事評価に関する苦情処理実施要領」を平成19年9月に制定した。 <p>【人事評価結果の反映の拡大】 #5</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 賞与について、平成17年6月期から成績が良好な職員に対して支給率に差を設け、平成18年度においてはその差を更に拡大するとともに成果が出せなかった職員に対しても支給率に差を設けた。平成19年6月期からは一律の成績率を引下げ、その引下げ分を成績が良好な職員に配分するとともに管理職については支給率の差を拡大し、更なる人事評価結果の反映の拡大を行った。 また、人事評価結果を昇給に適切に反映させる仕組みとするため、平成20年4月から人事評価結果に基づく新たな昇給制度（査定昇給制度）を導入することとした。これに伴い、平成20年3月に関係規程の整備を行った。

中 期 目 標	中 期 計 画	1 9 年 度 計 画	1 9 年 度 業 務 実 績
			<p>【スタッフ制導入に向けた環境整備】 #6</p> <p>○ 経営指導部門を当初導入部門として、スタッフ職の具体的な業務内容及び待遇条件等について検討を行い、導入の方向性についてとりまとめた。</p>
第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項 <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 組織編成、人員配置を実情に即して見直すとともに、業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。</p>	<p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(3) 経営管理を担う経営企画会議（仮称）を設置するなどトップマネジメントを強力に補佐する体制を確立するとともに、事業運営の効果を高めるための企画調査部門を強化する。</p>	<p>第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(5) トップマネジメント機能が有効に発揮されるよう、経営企画会議等の適切かつ効率的な運営に努める。 また、「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年度中に得る独立行政法人等の見直しについて」（平成18年12月24日行政改革推進本部決定。以下「行政改革推進本部決定」という。）を踏まえ、厚生労働省と連携して次期中期計画を策定する。</p>	<p>【経営企画会議等の運営】 #7</p> <p>○ 国の政策と一体となって福祉医療分野の業務を多岐にわたって迅速的確に実施していくため、トップマネジメントの要として設置した経営企画会議を通じて、適時適切に提供される情報に基づき、経営判断及び各事業部門への迅速な対応の指示を実施した。</p> <p>○ 平成19年度においては、経営企画会議を13回開催し、福祉医療機構の次期中期計画素案の検討、整理合理化案の検討、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業の貸付金利の検証等を実施したほか、QMSに基づき定期的に業務の進捗状況及び業務プロセスの監視を行った。</p> <p>○ 経営企画会議の意思決定をスピーディーにするため、経営企画会議を支える下部委員会等のあり方を見直し、平成20年度から対応することとした。</p>

評価の視点等	自己評定	A	評価項目 1	評定	A
			<p>トップマネジメント機能を補佐する経営企画会議等を積極的に開催し、重要案件に対し迅速的確に経営判断したほか、QMSに基づき定期的に業務の進捗状況及び業務プロセスの監視を行うことができた。</p> <p>ISO認証取得については、福祉医療代理貸付業務及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務等においてISO9001の認証を追加取得するとともに、機構全体におけるISO9001の認証継続のため、審査登録機関による審査を受け、平成20年4月に認証を更新する目処が立った。</p> <p>また、人事評価制度の公正性・公平性を確保するための改善を図るとともに、更なる人事評価結果の反映の拡大を図り、職員の士気向上を図ることができた。</p> <p>なお、第1期中期目標期間においては、独立行政法人としてふさわしい経営基盤を確立期として位置づけ、機構の事業全般にわたる共通の取組みを実施してきたところであるが、目標に対して十分な成果をあげることができたと考える。</p>	<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>経営企画会議等の効率的運営、ISO認証取得及びその維持継続、更なる人事評価結果の反映の拡大等により、業務運営の改善を図ったことについて評価できる。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H17. 4にISO9001の認証を取得。 ・ マネジメントシステム運用により職員意識の改革も行われている。 ・ 人事評価制度は導入され、逐次改善も行われている。職員の努力を適正に評価する制度への取組みもあり、組織目標達成へ寄与しているものとみられる。 ・ ISOを有効に活用している。 ・ 組織のスリム化、人事評価制度の先進的取組について目標を上回っており評価する。 ・ 目標管理システム導入や人事評価制度の見直し、効率性を重視した職員の抑制と業務品質の維持は評価できる。 ・ 業務改善に関する具体的な説明は理解できる。 ・ 経営企画会議の効率的運営、ISO認証取得、人事評価制度の賞与への反映等、業務運営の改善を図った。 ・ 全職員への研修実施、苦情処理実施要領の制定、査定昇給制度の構築、ボトムアップ型のアイディア出しの制度等、Plan、Do、See、Checkができており、名ばかりの体制ではなく身のあるシステムとなっている。 ・ ISO取得が維持されていることも高く評価されるべき。 ・ 評価はできるが、民間では当たり前の努力である。 ・ 職員数の削減、人事評価の運用のための努力、QMSの取組みや改善アイディア提案制度などの創設、ISO取得と更新について評価する。 	
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中期目標期間中にISO9001を認証取得できたか。 ○ 認証取得後は、その規格要求事項である内部監査マネジメントレビュー、予防是正措置等について、マネジメントシステムが適正に運用されたか。 ○ 人事評価制度が中期目標期間中に導入されたか。 ○ 制度導入後、組織目標達成のためにどのように活用されたか。 			<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成16年11月からISO9001品質マネジメントシステムの運用を開始し、平成17年4月に認証を取得することができた。 ○ 平成19年度においては、福祉医療代理貸付業務及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務等のISO9001の認証を取得するとともに、機構全体におけるISO継続認証に向けた条件整備を行った。(業務実績P2【品質マネジメントシステムの運用の高度化】#2参照) <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ QMSの運用により職員の意識改革が推進され、また、マネジメントレビュー、内部監査等に基づき業務プロセスや教育・訓練体制等の改善（平成17年度～平成19年度）を行うことができた。 ○ また、全職員を対象とした「改善アイデア提案制度」を創設し、同制度の中で選定された有効なアイデアを採用するなど、業務改善活動を行った。(業務実績P3【改善アイデア提案制度の創設】#3参照) <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成15年度に試行的に運用を開始し、平成16年4月から人事評価制度を導入した。 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年6月期の賞与から評価結果を反映させるなど、毎年度、逐次改善を行い、職員の努力を適正に評価できる制度運営を行った。 	<p>(その他の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の説明資料は中期目標評価を意識した大変わかり易いデータであった。医療福祉部会3法人の中で最も完成度が高い。 ・ 資料が判り易く、顧客志向の体質に変化しつつあることが伺える。 	

<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理を担う会議を設置し、トップマネジメント機能が有効に発揮されるよう適切な業務運営が行われているか。 ○ トップマネジメントが業務運営の状況を定期的に把握するシステムが確立され、適切に運用されているか。 ○ 企画調査部門の強化を目指した組織改正が実施され、事業運営の効果を高めるために適切に機能しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度においては、研修の実施、人事評価に関する苦情処理実施要領の制定等、人事評価制度の公正性・公平性を確保するための改善を図るとともに、更なる人事評価結果の反映の拡大を行うことにより、職員の士気向上が図られた。（業務実績P3【人事評価制度の運用の改善】#4、【人事評価結果の反映の拡大】#5参照） ○ 経営指導部門を当初導入部門として、スタッフ職の具体的な業務内容及び処遇条件等について検討を行い、導入の方向性についてとりまとめることができた。（業務実績P4【スタッフ制導入に向けた環境整備】#6参照） <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ トップマネジメント機能を補佐する経営企画会議等を積極的に開催し、重要案件に対し迅速的確に経営判断したほか、QMSに基づき定期的に業務の進捗状況及び業務プロセスの監視を行った。（業務実績P4【経営企画会議等の運営】#7参照） <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成15年10月に企画指導部に新設された業務管理課は、QMSの統括部門として、ISO9001認証の取得、QMSの定着等に実績を上げ、また、管理会計の導入検討、ALM等の信用リスク分析など、組織横断的な管理手法の高度化に取り組んでおり、組織改正の目的に沿った、高い企画能力を発揮している。 ○ 平成15年10月に企画指導部に移管された調査室においては、同部の経営指導課と連携して、平成18年度において、社会福祉法人の経営に関するアンケート調査結果を取りまとめたほか、経営診断分析の基礎資料の提供を行い、経営診断機能の強化に貢献した。 ○ 平成19年度における機構全体の組織改正としては、引き続き、業務推進体制の整備を行うとともに、組織のスリム化を図り、効率的な業務運営体制の確立に努めた。 ○ 平成20年4月に向けた組織の見直しを検討し、経営指導課と調査室を統合・再編の上、新たに経営支援室を新設し、経営指導業務の充実強化を図ることとした。 <p>（業務実績P1【組織のスリム化等】#1参照）</p>
---	--

中 期 目 標	中 期 計 画	1 9 年 度 計 画	1 9 年 度 業 務 実 績
第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項 (2) 業務管理の充実 業務の計画的な推進を図るとともに、継続的な業務改善やリスク管理の徹底のための仕組みを導入することにより、業務管理を充実させること。	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 (4) 事業部門ごとに業務目標を設定し、業務処理の進行管理を行うことにより、計画的な業務管理を実施する。また、業務管理手法の高度化を図るため、中期目標期間中に、業務別のコストを適切に把握するための管理会計の仕組みの導入計画を策定し、段階的な導入を目指す。	第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 (6) 管理会計に関する調査研究により得られた知見を次期中期計画に反映させるとともに、次期中期計画期間における業務別コスト分析等のあり方を検討する。	【管理会計制度の検討】#8 ○ 各事業の費用対効果測定の基礎データ収集を行い、分析手法の検討を行った。

中 期 目 標	中 期 計 画	1 9 年 度 計 画	1 9 年 度 業 務 実 績
第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項 (2) 業務管理の充実 業務の計画的な推進を図るとともに、継続的な業務改善やリスク管理の徹底のための仕組みを導入することにより、業務管理を充実させること。	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 (5) 業務運営におけるリスク管理の徹底を図るため、リスク管理委員会（仮称）を設置するなど機構業務全般にわたる仕組みを段階的に導入する。その際、業務委託先や助成先に対する監査業務の成果を業務上の問題点把握に役立て機構業務全般にわたる恒常的なリスク管理に活用する。 さらに、福祉医療貸付事業については、審査業務におけるリスク把握手法の改善を図るとともに、債権管理業務における貸付先のフォローアップやリスク債権の管理の徹底、債権の保全方法の改善等を図ることにより、貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率が中期目標期間中2.0%を上回らないよう努める。	第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 (7) 事務リスク管理については、継続的にリスクの洗い出しを行うとともに、引き続き、リスク回避等その対応策を取りまとめる。 福祉医療貸付事業については、リスク管理債権を債権区分別に適切に管理するとともに、審査業務に資するため、発生要因別の分析を行う。また、経営が悪化した施設等に対して、必要な支援及び法的措置を講じること等により、債権の適切な管理・回収に努める。 貸出条件緩和債権については、福祉医療政策、事業の公共性及びサービス需要を鑑み、貸付先の実情や将来の見通しを考慮し、適正な審査を行う。 なお、貸付先の経営情報を継続的に収集し、業況注視等をする案件のモニタリングを充実する。	【事務リスクへの対応】 #9 ○ QMS内部監査等により、事務リスク（業務運営における課題等）を抽出し、案件ごとに改善計画を策定し、改善措置を実施した。 【福祉医療貸付における適切な債権管理】 #10 ○ リスク管理債権を債権区分別に適切に管理するとともに、施設を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、リスク管理債権の動向を毎月役員等幹部に報告し、加えてリスク管理債権の発生予防及び悪化防止の観点から次のような取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度対比増減要因分析 ・ 大口債務者の業況・財務の動向分析 ・ 療養病床再編に伴う償還緩和実施事例報告 ・ 貸出条件緩和債権の実施状況報告 ・ 新規延滞債権の動向把握 ・ 法的整理（破産、民事再生等）実施状況報告 ・ 貸付年度別新規発生要因分析 ・ 新規延滞債権の傾向分析 ・ 個別案件の状況報告 ○ 職員の業務能力の向上を図るため、以下の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・ リスク管理債権の発生要因等を分析し、貸付関係部署にフィードバックのために、特殊債権処理状況報告会で報告した。（4回） ・ 貸付関係部署の職員を対象として、公認会計士による勉強会を開催（1回）、延滞先貸付案件に係る問題事例報告を実施（本部2回、支店1回）し、融資業務・債権管理のスキルアップを行った。 ○ 貸出条件緩和債権の処理に当たっては、担当部内に設置された審査会（11回）において、貸付先から提出された改善計画書を基に、その事業の公共性、経営状態等を十分に勘案の上、厳格な審査を行った。 （貸出条件緩和実施件数 27貸付先 35資金） また、貸出条件緩和を実施した債権に対するフォローアップとして、月次の収支状況を微求し、特に必要なものについては、モニタリングを行い、併せて実地調査を実施した。

中 期 目 標	中 期 計 画	19 年 度 計 画	19 年 度 業 務 実 績																								
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 特に懸案であった債権のうち、10件については担保権の実行等の法的措置、並びに請求訴訟を実施した。 ○ リスク管理債権の抑制を図るため、業況注視案件について、事業報告書の分析を行うとともに、特に問題のある案件について、モニタリング等の継続的なフォローを実施した。（継続的なフォローケース30件） <p>【リスク管理債権比率】 #11</p> <p>○ 度重なる診療報酬や介護報酬の引下げの影響等により、医療・介護施設を取り巻く経営環境が年々厳しくなってきたことから、平成20年3月末リスク管理債権比率は中期目標の2.0%を若干上回る2.02%（平成19年3月末対比+0.52%）となつた。</p> <p>なお、リスク管理債権比率が昨年度と比較して増加しているが、貸付先の実情や将来の見通しを考慮したうえで、貸出条件の緩和を行っているところであり、当機構としては、こうした柔軟な対応により、経営の立て直しや福祉施設・医療施設の再生を後押ししていくことは、新たな融資を行うことと並んで重要な政策的使命と考えている。</p> <table border="1" data-bbox="2334 1325 3048 1774"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>平成19年 3月末</th><th>平成20年 3月末</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権比率</td><td>1.50%</td><td>2.02%</td></tr> <tr> <td>破 綻 先 債 権</td><td>0.18%</td><td>0.24%</td></tr> <tr> <td>6か月以上延滞債権</td><td>0.57%</td><td>0.83%</td></tr> <tr> <td>3か月以上延滞債権</td><td>0.20%</td><td>0.19%</td></tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td><td>0.55%</td><td>0.77%</td></tr> <tr> <td>リス ク 管 理 債 権</td><td>(百万円) 51,229</td><td>(百万円) 68,311</td></tr> <tr> <td>総 貸 付 残 高</td><td>(百万円) 3,420,990</td><td>(百万円) 3,374,592</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 総貸付残高には、貸付受入金を含む。</p>	区 分	平成19年 3月末	平成20年 3月末	リスク管理債権比率	1.50%	2.02%	破 綻 先 債 権	0.18%	0.24%	6か月以上延滞債権	0.57%	0.83%	3か月以上延滞債権	0.20%	0.19%	貸出条件緩和債権	0.55%	0.77%	リス ク 管 理 債 権	(百万円) 51,229	(百万円) 68,311	総 貸 付 残 高	(百万円) 3,420,990	(百万円) 3,374,592
区 分	平成19年 3月末	平成20年 3月末																									
リスク管理債権比率	1.50%	2.02%																									
破 綻 先 債 権	0.18%	0.24%																									
6か月以上延滞債権	0.57%	0.83%																									
3か月以上延滞債権	0.20%	0.19%																									
貸出条件緩和債権	0.55%	0.77%																									
リス ク 管 理 債 権	(百万円) 51,229	(百万円) 68,311																									
総 貸 付 残 高	(百万円) 3,420,990	(百万円) 3,374,592																									

中 期 目 標	中 期 計 画	1 9 年 度 計 画	1 9 年 度 業 務 実 績
第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項 (2) 業務管理の充実 業務の計画的な推進を図るとともに、継続的な業務改善やリスク管理の徹底のための仕組みを導入することにより、業務管理を充実させること。	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 (6) 福祉医療貸付の原資についての自己資金調達の拡大による金利リスクの拡大が予測されるなか、健全な財務構造を維持するため、ALM（資産負債管理）システムを活用する。そのうえで、市場動向を見極めながら、次のような方策を選択し、適用する。 ① 調達市場の金利動向を見極めながら、金利リスクを最小化するための財投機関債の発行期間を検討する。 ② 調達の状況を反映した貸付条件の改定等を行う。 ③ 貸付の動向を踏まえた長期借入金と自己資金調達の割合をコントロールする。 また、調達に関しリスクヘッジを行う金融商品や資産担保証券（ABS）の活用可能性を調査・研究する。	第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 (8) ALM（資産負債管理）システムを活用して、貸付事業に係る財務構造の状況の定期的な把握及び予算要求や財投機関債の発行等のタイミングに合わせた分析を行うとともに、貸付等に係る信用リスクの総合的な管理の充実に努める。 他法人の資産担保証券（ABS）の発行状況等の情報収集に努めるとともに、発行環境及び発行条件の分析を行う。	【ALMシステムの活用及び信用リスクモデル分析の実施】#12 ○ 平成19年度においては、月次モデルを用いて、平成18年度決算データに基づくマチュリティライダー及びデュレーションの状況分析、財投機関債発行方針策定のための財投機関債がALMバランスに与える影響の試算、平成20年度予算要求に向けた貸付残高の試算等を行い、経営企画会議等に報告した。 また、「リスク管理債権比率推計モデル」を用いて、平成18年度リスク管理債権の遷移実績をもとにデータの更新及び分析を実施した。 【資産担保証券(ABS)の発行環境等の分析】#13 ○ 資産担保証券(ABS)について、引き続き、他法人の発行状況等の情報収集及び発行環境並びに発行条件の分析を行った結果、コスト面等の課題を考慮すると、当面、資産担保証券(ABS)の発行は適当ではないとの結論にいたった。 なお、平成20年度においても、引き続き、ABSに関する情報収集をすることとしている。
	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 (7) 電子政府化については、政府及び厚生労働省の電子政府構築計画における独立行政法人の在り方に即し、各事業の業務の整理・合理化を踏まえ、適切に対応する。	第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 (9) 機構の情報化を推進するための情報戦略及びアクションプランを作成する。	【電子政府化への対応】#14 ○ 情報化推進計画の策定 次期中期目標期間における機構の行う事業・業務の情報化を計画的かつ合理的に進めるための情報化推進計画及び平成20年度の実施計画を策定した。 ○ 電子申請等に伴うシステム開発 ・ 長寿・子育て・障害者基金事業助成金の電子申請等システムにかかる開発業者を一般競争入札により平成19年8月に選定し、第一次開発（助成金交付申請及び電子図書館）については平成20年3月に完了し、4月から運用することとした。（システムの全機能は平成20年8月完成予定） ・ 退職手当共済電子届出システムに施設等新設届・申出書にかかる機能を追加した。 ・ 福祉医療貸付事業の事業報告書等の電子報告システムにかかる開発業者を一般競争入札により平成19年12月に選定し、システム開発に着手した。（平成20年8月完成予定）

評価の視点等	自己評定	B	評価項目 2	評定	B											
		<p>平成19年度末リスク管理債権比率は2.02%となり、昨年度末の1.50%と比較して増加しているが、度重なる診療報酬や介護報酬の引下げの影響等により、医療・介護施設を取り巻く経営環境が年々厳しくなっている事情等評価の視点における留保条件を考慮すると、概ね中期目標を達成するなど、適切な債権管理を図ることができていると考える。</p> <p>また、当機構としては、貸付先の実情や将来の見通しを考慮したうえで、貸出条件の緩和を行っているところであり、こうした柔軟な対応により、経営の立て直しや福祉施設・医療施設の再生を後押ししていくことは、新たな融資を行うことと並んで重要な政策的使命と考えている。</p> <p>平成19年度においては、電子政府化への対応を積極的に実施し、各業務における整理・合理化を図るとともに、業務・システムの最適化の実施に向けて、「業務・システム最適化計画」を計画どおりに平成20年2月に策定・公表し、中期目標を達成することができた。</p>		<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>リスク管理債権比率は2.02%で、平均の1.56%から2.0%を下回っているが、他の金融機関と比べると低く、診療報酬が厳しく減少している中でこの数値は一定の評価に値する。また、「業務・システム最適化計画」を計画どおりに平成20年2月に策定・公表し、中期目標を達成していることも評価できる。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> リスク管理債権比率はH19年度では2.02%であったが、平均では1.56%で2.0%を下回っている。 事業部門毎の業務目標は設定されている。 管理会計の仕組みについて、効果的な実証方法等の検討段階にある。 「業務・システム最適化計画」を計画どおりに平成20年2月に策定・公表し、中期目標を達成している。 目標未達成が外的要因によるところが大きい。 目標を達成できていないが、リスク管理債権比率は充分近いと評価できる。 説明資料の数値実績からBが相当。 介護報酬、診療報酬等の引き下げの影響とはいえ、リスク管理債権比率がやや増加したことからBと評価する。しかし、努力の結果がよくみえる。 リスク管理債権比率が目標2.0%を0.02%上回ったためB評価であるが、他の金融機関と比べても低く、診療報酬が厳しく減少している中、この数値は高く評価されるべき。実質的にはA評価。 全般的に福祉・介護での利益率が低下している。リスク管理債権は他に比べて低い。努力は認められ、自己評価が少し厳しいかと思うが今後を期待してB評価とする。 												
<p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率が中期目標期間中2.0%を上回らないようにすること。 なお、介護報酬及び診療報酬の大幅改定等に伴う福祉施設及び医療施設の経営環境の著しい悪化や貸付先からの繰上償還等により機構の貸付残高の著しい変動が生じた場合等は、その事情を考慮する。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度末リスク管理債権比率は、度重なる診療報酬や介護報酬の引下げの影響等により、医療・介護施設を取り巻く経営環境が年々厳しくなる中、2.02%となり概ね中期目標を達成できた。 ○ 第1期中期目標期間におけるリスク管理債権比率の平均は1.56%となった。 <p>(参考) リスク管理債権比率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H15末</th> <th>H16末</th> <th>H17末</th> <th>H18末</th> <th>H19末</th> <th>平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.50%</td> <td>1.53%</td> <td>1.23%</td> <td>1.50%</td> <td>2.02%</td> <td>1.56%</td> </tr> </tbody> </table>	H15末	H16末	H17末	H18末	H19末	平均	1.50%	1.53%	1.23%	1.50%	2.02%	1.56%		
H15末	H16末	H17末	H18末	H19末	平均											
1.50%	1.53%	1.23%	1.50%	2.02%	1.56%											
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業部門毎の業務目標が設定され、適切な進行管理が行われているか。 ○ 機構にふさわしい管理会計の仕組みについて調査・検討を行い、導入計画を策定し、計画に沿った取り組みを行ったか。 		<p>実績: ○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各事業部門は中期計画と連動して平成19年度の業務目標を定めるとともに、人事評価制度を活用して各職員の個人目標として展開した。これらの組織目標及び個人目標は、QMSと人事評価制度に基づき適切に進行管理が行われ、平成19年度においても、引き続き、機構業務全般にわたり高い実績を上げることができた。 <p>実績: ○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全事業を対象に費用対効果測定の基礎データ収集を行い、分析手法について整理するなど、独立行政法人という特性を踏まえた効果的な実施方法等について検討を継続している。(業務実績P7【管理会計制度の検討】#8参照) 		<p>(その他の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> H20年以降改革法施行のエフェクトはこれから現れるため、最も重要なリスク管理債権比率という指標は次期中期目標でどのように設定するのか疑問。評価は何を基準とすべきか。 単に経営環境が厳しくなったことを考慮するだけでよいのか。機構の内容の見直しが更に必要。 												

<ul style="list-style-type: none"> ○ リスク管理を担当する委員会が設置・運営されるなど、機構業務全般にリスク管理体制が確立されているか。 その際、業務委託先や助成先も含めた業務上の問題点の把握も行われているか。 ○ 福祉医療貸付事業については、リスク管理の改善が図られ、リスク管理債権比率が中期計画の数値を達成しているか。 なお、介護報酬及び診療報酬の大幅改定等に伴う福祉施設及び医療施設の経営環境の著しい悪化や貸付先からの繰上償還等により機構の貸付残高の著しい変動が生じた場合等は、その事情を考慮する。 ○ 定期的な財務構造の把握、財投機関債の発行期間の検討及び貸付条件の見直し等にALMシステムが適切に活用されているか。 ○ 各事業の整理・合理化を踏まえ業務の電子化に適切に対応できているか。 なお、本事項の遂行に当たっては、厳しい経費削減目標との関係上、可能な範囲での実施となる事情を考慮する。 ○ システム構成及び調達方式の見直しを行い、システムコストの削減、業務運営の合理化、システム調達における透明性の確保等を図ったか。 ○ 業務・システムの監査及び刷新可能性調査を踏まえ、平成19年度までに、業務・システムに関する最適化計画を策定・公表し、その後速やかにその計画を実施したか。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成15年度に立ち上げた事務リスク部会を、平成18年度にQMSの仕組みに取り込み、QMSの枠組みの中で事務リスク管理を行うこととした。なお、平成19年度においても、QMS内部監査において、各業務に関する事務リスクを抽出し、当該事務リスクへの対応方法等につきフォローアップを行った。（業務実績P8【事務リスクへの対応】#9参照） ○ 監査課監査において、業務委託先（受託金融機関）の監査も含めた各部署の業務監査を実施、不具合を発見し、改善を提案した。 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度末リスク管理債権比率は、度重なる診療報酬や介護報酬の引下げの影響等により、医療・介護施設を取り巻く経営環境が年々厳しくなる中、2.02%となり概ね中期目標を達成できた。（業務実績P8【福祉医療貸付における適切な債権管理】#10、P9【リスク管理債権比率】#11参照） <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予算要求・財投機関債発行等のタイミングに合わせ、ALMシステムによる各種の試算・分析を実施し、平成20年度の貸付条件及び財投機関債の発行等に関する意思決定に活用した。（業務実績P10【ALMシステムの活用及び信用リスクモデル分析の実施】#12参照） ○ 資産担保証券(ABS)については、平成16年度から活用可能性の研究を開始し、情報収集・分析等を実施してきたところであるが、コスト面等の課題を考慮すると、当面、発行は適当ではないとの結論にいたった。（業務実績P10【資産担保証券(ABS)の発行環境等の分析】#13参照） <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次期中期目標期間における事業・業務の情報化推進に向けて、情報化推進計画を計画どおりに策定した。 また、長寿・子育て・障害者基金事業、退職手当共済事業及び福祉医療貸付事業において、電子申請等にかかるシステム開発を実施した。（業務実績P10【電子政府化への対応】#14参照） <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務・システムの最適化の実施に向けて、「業務・システム最適化計画」を計画どおりに平成20年2月に策定・公表することができた。 また、システム監査指摘事項への対応として平成18年度に統一したシステム運用等外部委託業者からの報告様式、納品様式の運用を開始し、作業予定に対する各月の実績作業量等が可視的に比較できるようになった。（業務実績P19【業務・システム最適化計画の策定及び公表】#21参照）
---	--

中 期 目 標	中 期 計 画	1 9 年 度 計 画	1 9 年 度 業 務 実 績																					
<p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項</p> <p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費については、効率的な利用に努め、中期目標の期間の最終の事業年度において、平成14年度と比べて13%程度の額を節減すること。</p> <p>なお、労災年金担保貸付事業に係る一般管理費、労災年金担保貸付業務経費等の経費については、中期目標の期間の最終の事業年度において、事業開始年度である平成16年度と比べて9%程度の額を節減すること。</p> <p>また、承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務に係る一般管理費及び業務経費等の経費（承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費並びに抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る転貸法人への業務委託費を除く。）については、中期目標の期間の最終の事業年度において、業務開始年度である平成18年度と比べて3%程度の額を節減すること。</p> <p>さらに、福祉医療貸付事業費については、中期目標の期間の最終の事業年度において、平成14年度と比べて5%程度の削減を目指すこと。この場合、社会経済情勢の変化等を踏まえた政策的要請や金融情勢の変化により影響を受けることについて配慮する。</p> <p>「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。これを実現するため、現中期目標期間の最終年度までの間においても、必要な取組を行うこと。</p> <p>併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。</p>	<p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>(8) 一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費については、効率的な利用に努め、中期目標の期間の最終の事業年度において、平成14年度と比べて13%程度の節減額を見込んだ中期計画の予算を作成する。</p> <p>なお、労災年金担保貸付事業に係る一般管理費、労災年金担保貸付業務経費等の経費については、中期目標の期間の最終の事業年度において、事業開始年度である平成16年度と比べて9%程度の節減額を見込んだ中期計画の予算を作成する。</p> <p>また、承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務に係る一般管理費及び業務経費等の経費（承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費並びに抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る転貸法人への業務委託費を除く。）については、中期目標の期間の最終の事業年度において、業務開始年度である平成18年度と比べて3%程度の節減額を見込んだ中期計画の予算を作成する。</p> <p>さらに、福祉医療貸付事業費については、中期目標の期間の最終の事業年度において、平成14年度と比べて5%程度の削減額を見込んだ中期計画の予算を作成する。この場合、社会経済情勢の変化等を踏まえた、政策的要請や金融情勢の変化による影響を考慮する。</p> <p>「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、人件費について、5%以上の削減を行う。これを実現するため、現中期目標期間の最終年度までの間ににおいても、平成17年度を基準として2%以上の削減に取り組むこととする。</p> <p>ただし、平成18年度に承継される年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準とする。</p> <p>併せて、国家公務員の給与構造改革も踏まえ、引き続き、勤務実績の給与への反映等の取組を行う。</p>	<p>第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>(10) 中期目標期間の最終の事業年度であることを踏まえ、一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費については、経費節減に関する中期目標を達成するよう、効率的な利用に努める。</p> <p>また、福祉医療貸付事業費についても、同様に最終の事業年度であることを踏まえ、事業費削減に関する中期目標を達成するため継続的に取組みを行う。</p> <p>「行政改革の重要方針」を踏まえ、常勤職員数を抑制するなどにより人件費の抑制に努めつつ、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進する。</p>	<p>【一般管理費等の削減】 #15</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費について、中期目標・中期計画に定める経費削減目標を達成するため、以下のとおり各年度別の削減対象経費額の目標値を定め、各年度の予算を作成することとしている。 ○ 平成19年度においては、平成14年度と比較して、経費を13.0%削減した予算を作成し、その執行に当たり、業務計画の見直し等による節約等を行った結果、予算に対して99.88%の執行に抑えることができた。 <p>«一般管理費(労災年金担保貸付事業、承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務に係るもの)、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費»</p> <p>(単位：百万円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th><th>14年度 基準年度</th><th>15年度</th><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>削減対象 経 費</td><td>5,901</td><td>2,889</td><td>5,618</td><td>5,456</td><td>5,295</td><td>5,133</td></tr> <tr> <td>対14年度比</td><td>100.0</td><td>49.0</td><td>95.2</td><td>92.5</td><td>89.7</td><td>87.0</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 15年度は、独立行政法人設立後の6か月分を計上している。</p> <p>※ 17年度には、特殊要因分である社会福祉施設職員等退職手当共済法改正に伴うシステム開発等経費(80百万円)は含まない。</p> <p>【労災年金担保貸付事業に係る経費の削減】 #16</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 労災年金担保貸付業務経費等の経費について、中期目標・中期計画に定める経費削減目標を達成するため、以下のとおり各年度別の削減対象経費額の目標値を定め、各年度の予算を作成することとしている。 ○ 平成19年度においては、平成16年度と比較して、経費を9.0%削減した予算を作成し、その執行に当たり、業務計画の見直し等による節約等を行った結果、予算に対して92.0%の執行に抑えることができた。 	項 目	14年度 基準年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	削減対象 経 費	5,901	2,889	5,618	5,456	5,295	5,133	対14年度比	100.0	49.0	95.2	92.5	89.7	87.0
項 目	14年度 基準年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																		
削減対象 経 費	5,901	2,889	5,618	5,456	5,295	5,133																		
対14年度比	100.0	49.0	95.2	92.5	89.7	87.0																		

中期目標	中期計画	19年度計画	19年度業務実績																								
		<p>『労災年金担保貸付事業に係る一般管理費、労災年金担保貸付事業に係る業務経費等の経費』 (単位:百万円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>16年度基準年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>削減対象経費</td><td>36</td><td>35</td><td>34</td><td>33</td></tr> <tr> <td>対16年度比</td><td>100.0</td><td>97.0</td><td>94.0</td><td>91.0</td></tr> </tbody> </table> <p>【承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費の削減】#17</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務に係る一般管理費、業務経費等の経費（承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費並びに抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る転貸法人への業務委託費を除く。）について、中期目標・中期計画に定める経費削減目標を達成するため、以下のとおり各年度別の削減対象経費額の目標値を定め、各年度の予算を作成することとしている。 ○ 平成19年度においては、平成18年度と比較して、経費を3.0%削減した予算を作成し、その執行に当たり、業務計画の見直し等による節約等を行った結果、予算に対して96.5%の執行に抑えることができた。 <p>『承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務に係る一般管理費、承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務に係る業務経費等の経費』 (単位:百万円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>18年度基準年度</th><th>19年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>削減対象経費</td><td>1,402</td><td>1,360</td></tr> <tr> <td>対18年度比</td><td>100.0</td><td>97.0</td></tr> </tbody> </table> <p>【福祉医療貸付事業費の削減】#18</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉医療貸付事業費については、平成19年度において平成14年度と比較して15.0%削減した予算を設定し、その範囲内での執行となった。 <p>【人件費の削減】#19</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を確実に実行するため、業務の効率化等により常勤職員数を抑制し、平成17年度を基準（平成18年度に承継した年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については平成18年度実績額を基準）として現中期計画における人件費削減目標（2%）を上回る人件費削減（11.9%）を実施した。 	項目	16年度基準年度	17年度	18年度	19年度	削減対象経費	36	35	34	33	対16年度比	100.0	97.0	94.0	91.0	項目	18年度基準年度	19年度	削減対象経費	1,402	1,360	対18年度比	100.0	97.0	
項目	16年度基準年度	17年度	18年度	19年度																							
削減対象経費	36	35	34	33																							
対16年度比	100.0	97.0	94.0	91.0																							
項目	18年度基準年度	19年度																									
削減対象経費	1,402	1,360																									
対18年度比	100.0	97.0																									

評価の視点等	自己評定	A	評価項目 3	評定	A																																			
			<p>一般管理費等の経費の節減については、年度毎に削減目標額を定めて計画的に削減を行ってきたところであり、中期目標を上回る節減を行うことができた。</p> <p>特に、労災年金担保貸付事業に係る経費、承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費、福祉医療貸付事業費及び人件費については、中期目標を大幅に上回る節減を行うことができた。</p>		<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>経費の節減について、計画的に削減を行ってきた結果として、中期目標を上回る節減ができており、評価できる。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 経費の節減については中期目標を達成している。福祉医療貸付事業費、人件費は目標を大きく上回っている。役職員の給与については必要な見直しを行っている。 各経費とも節減について目標を上回り達成できていると評価する。 説明資料にあるとおり、目標達成は明らかでありA評価は当然に相当。 削減目標を達成している。 中期目標を上回る成果が出ているため。 																																			
<p>[数値目標]</p> <p>○ 次に掲げる経費については、中期目標の期間の最終の事業年度において、次のとおり基準年度と比べて節減を行うこと。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経費</th> <th>基準年度</th> <th>節減目標率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等</td> <td>14年度</td> <td>13%</td> </tr> <tr> <td>労災担保事業の経費</td> <td>16年度</td> <td>9%</td> </tr> <tr> <td>承継業務に係る経費</td> <td>18年度</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>福祉医療貸付事業費</td> <td>14年度</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>17年度</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table>	経費	基準年度	節減目標率	一般管理費等	14年度	13%	労災担保事業の経費	16年度	9%	承継業務に係る経費	18年度	3%	福祉医療貸付事業費	14年度	5%	人件費	17年度	2%		<p>○ 次のとおり節減を行い、中期目標を達成できた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経費</th> <th>節減目標率</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等</td> <td>13%</td> <td>13.1%</td> </tr> <tr> <td>労災担保事業の経費</td> <td>9%</td> <td>15.8%</td> </tr> <tr> <td>承継業務に係る経費</td> <td>3%</td> <td>6.3%</td> </tr> <tr> <td>福祉医療貸付事業費</td> <td>5%</td> <td>19.2%</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>2%</td> <td>11.9%</td> </tr> </tbody> </table>	経費	節減目標率	実績	一般管理費等	13%	13.1%	労災担保事業の経費	9%	15.8%	承継業務に係る経費	3%	6.3%	福祉医療貸付事業費	5%	19.2%	人件費	2%	11.9%		
経費	基準年度	節減目標率																																						
一般管理費等	14年度	13%																																						
労災担保事業の経費	16年度	9%																																						
承継業務に係る経費	18年度	3%																																						
福祉医療貸付事業費	14年度	5%																																						
人件費	17年度	2%																																						
経費	節減目標率	実績																																						
一般管理費等	13%	13.1%																																						
労災担保事業の経費	9%	15.8%																																						
承継業務に係る経費	3%	6.3%																																						
福祉医療貸付事業費	5%	19.2%																																						
人件費	2%	11.9%																																						
<p>[評価の視点]</p> <p>○ 一般管理費（労災年金担保貸付事業並びに承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務に係る一般管理費、業務経費等の経費を除く。）、福祉保健医療情報サービス事業等の削減対象経費について、中期計画予算における一般管理費、人件費、各業務経費及び減価償却費の合算額が、平成14年度の相当経費と比較して中期目標の数値を達成しているか。</p> <p>なお、削減対象経費のうち自己収入を得るために要した費用については考慮する。</p> <p>○ 労災年金担保貸付事業に係る一般管理費、労災年金担保貸付業務経費等の削減対象経費について、平成16年度においては、円滑な業務移管に配慮しつつ、節約に努めるとともに、平成17年度以降においては、中期計画予算における一般管理費、人件費及び業務経費の合算額が、平成16年度の相当経費と比較して中期目標の数値を達成しているか。</p> <p>○ 福祉医療貸付事業費の削減対象経費について、中期計画予算における支払利息、業務委託費、債券発行諸費及び貸付回収金充当費の合計額が平成14年度の相当経費と比較して中期目標の数値を達成しているか。</p> <p>なお、この場合、社会経済情勢の変化等を踏まえた政策的要請による貸付残高の変動や金融情勢の変化に伴う金利変動による影響を控除する。</p>		<p>実績：○</p> <p>○ 平成19年度において13%程度の経費削減（平成14年度対比）を行うという中期目標を実現するため、年度毎に削減目標額を定めて計画的に削減を行ってきたところであり、平成19年度において13.1%の削減を実現し、中期目標を達成できた。（業務実績P13【一般管理費等の削減】#15参照）</p> <p>実績：○</p> <p>○ 平成19年度において9%程度の経費削減（平成16年度対比）を行うという中期目標を実現するため、年度毎に削減目標額を定めて計画的に削減を行ってきたところであり、平成19年度において15.8%の削減を実現し、中期目標を達成できた。（業務実績P13【労災年金担保貸付事業に係る経費の削減】#16参照）</p> <p>実績：○</p> <p>○ 平成19年度において5%程度の経費削減（平成14年度対比）を行うという中期目標に対して、平成19年度において19.2%の削減を実現し、中期目標を達成できた。（業務実績P14【福祉医療貸付事業費の削減】#18参照）</p>																																						

- 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務に係る一般管理費、業務経費等の削減対象経費について、平成18年度においては、円滑な業務移管に配慮しつつ、節約に努めるとともに、平成19年度においては、中期計画予算における一般管理費、人件費及び業務経費の合算額が、平成18年度の相当経費と比較して中期目標の数値を達成しているか。
- 一般管理費のうち人件費について、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間において5%以上の削減を行うための取組を進めたか。
- 国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進めたか。

実績：○

- 平成19年度において3%程度の経費削減（平成18年度対比）を行うという中期目標を実現するため、年度毎に削減目標額を定めて計画的に削減を行ってきたところであり、平成19年度において6.3%の削減を実現し、中期目標を達成できた。（業務実績P14【承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費の削減】#17参照）

実績：○

- 「行政改革の重要方針」を確実に実行するため、業務の効率化等により常勤職員数を抑制し、平成17年度を基準（平成18年度に承継した年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については平成18年度実績額を基準）として現中期計画における人件費削減目標（2%）を上回る人件費削減（11.9%）を行うことができた。（業務実績P14【人件費の削減】#19参照）

実績：○

- 国家公務員の給与構造改革に先んじて、平成16年4月に役員報酬の引下げを実施したほか、職員給与についても平成17年1月に本俸基準表の引下げを行い、昇給カーブのフラット化を進めるとともに、職階と等級との関係を明確化し、年功的な給与上昇を抑制する給与体系とした。また、平成16年度から人事評価制度を導入し、賞与について、平成17年6月期から成績が良好な職員に対して段階的に支給率に差を設けてきた。
 - 平成19年度においては、6月期から一律の成績率を引下げ、その引下げ分を成績が良好な職員に配分するとともに、管理職については支給率の差を拡大した。
 - また、平成20年4月から人事評価結果に基づく新たな昇給制度（査定昇給制度）を導入することとし、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、人事評価結果が給与に適切に反映される仕組みを構築ことができた。
- （業務実績P3【人事評価結果の反映の拡大】#5参照）

中 期 目 標	中 期 計 画	1 9 年 度 計 画	1 9 年 度 業 務 実 績
第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項 <p>(4) 利用者に対するサービスの向上 個人情報保護に配慮しつつ、利用者情報の総合化や利用者に対する調査の実施により、業務運営における利用者対応の充実を図ること。</p>	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 <p>(9) 利用希望者の利便性を向上させるため、各種事業における利用手続き、利用対象者、利用条件その他事業利用に当たって必要な情報を、ホームページ等を積極的に活用して迅速かつ正確に提供する。また、利用者対応の迅速化、利用者の利便性の向上に資するため、顧客情報の総合化を、各事業の横断的な連携を踏まえ、段階的に推進する。</p>	第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 <p>(11) 利用希望者の利便性を向上させるため、各種事業における利用手続き、利用対象者、利用条件その他事業利用に当たって必要な情報を、引き続きホームページ等を積極的に活用して迅速かつ正確に提供する。</p>	<p>【ホームページを活用した迅速かつ正確な情報提供】#20</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構のサービスの利用者等の利便性の向上を図るため、ホームページに全ての事業についての事業概要、制度案内、利用手続等を掲載し、迅速かつ正確な情報提供を行った。 ○ また、機構のホームページは利用者等への情報発信源であり、利用者等の関心が高い情報については、速やかに最新の情報を「新着情報」として掲載し、周知徹底を図った。 <p>[平成19年度に新たに掲載した情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害復旧資金等の取扱い 福祉医療貸付に係る災害復旧資金及び年金担保貸付、労災年金担保貸付及び年金住宅融資にかかる返済猶予等の取扱いについて掲載した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年新潟県中越沖地震 ・ 台風4号及び梅雨前線による大雨に伴う災害 ・ 台風5号による災害 ・ 台風11号及び前線による大雨に伴う災害 ○ 情報公開 監事監査報告書 関連法人への補助・取引等及び再就職状況 随意契約見直し計画 平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況 中期目標期間の暫定評価結果 業務・システム最適化計画（案）に対するユーザー意見募集 意見募集の結果及び業務・システム最適化計画の決定 ○ 福祉貸付事業 利用者等の利便性の向上を図るため、福祉貸付資金借入申込書様式についてホームページからのダウンロードを可能にした。 ○ 医療貸付事業 融資相談表（直接貸付用） 機構融資利用施設の紹介 療養病床転換支援貸付制度の概要 医療貸付に係る病院融資の基本方針（ガイドライン）

中 期 目 標	中 期 計 画	19 年 度 計 画	19 年 度 業 務 実 績
評 価 の 視 点 等	自己評定	—	評 定
【評価の視点】 <input type="radio"/> 利用希望者の利便性を向上させるため、どのような措置が講じられたか。	【ホームページを活用した迅速かつ正確な情報提供】#20 事業毎の実績で評価		<input type="radio"/> 心身障害者扶養保険事業 ・ 心身障害者扶養保険共済制度担当者会議資料 ・ 心身障害者扶養保険共済制度改正案内

中 期 目 標	中 期 計 画	1 9 年 度 計 画	1 9 年 度 業 務 実 績
第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項 (5) 業務・システムの最適化の実施 福祉医療貸付事業、福祉保健医療情報サービス事業、退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務の業務の見直しと併せて、システム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図ること。 このため、当該事業等に係る業務・システムの監査及び刷新可能性調査を実施し、これらを踏まえ、平成19年度までに業務・システムの最適化計画を策定し、公表すること。	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 (10) 業務・システムの最適化の実施のため、福祉医療貸付事業、福祉保健医療情報サービス事業、退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務の業務の見直しと併せて、システム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図る。 このため、当該事業等に係る業務・システムの監査及び刷新可能性調査を実施し、これらを踏まえ、平成19年度までに業務・システムの最適化計画を策定し、公表する。	第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 (12) 業務・システム最適化対象事業等に係る「業務・システム最適化計画」を平成19年度中に策定し、公表する。 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成17年6月29日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、職員のITリテラシーの向上を図るための研修を行う。	【業務・システム最適化計画の策定及び公表】#21 ○ 平成18年度に実施したシステムの監査及び刷新可能性調査を踏まえ、平成19年4月より業務・システム最適化計画の策定に着手し、12月27日に業務・システム最適化（案）を取りまとめた。さらに、ホームページを通じてユーザ意見募集を行い、当該意見を踏まえ、業務・システム最適化計画を決定し、平成20年2月28日にホームページに公表した。 ○ 最適化計画実施に向けての事前準備として、WAMNETシステムの最適化計画に基づく、次期システムの設計・開発等のための工程管理支援業者を一般競争入札により平成20年2月に選定した。 ○ システム監査指摘事項への対応として、平成18年度に統一したシステム運用等外部委託業者からの報告様式、納品様式の運用を開始した。 ○ 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成17年6月29日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、職員のITリテラシーの向上を図るため、情報化統括責任者（CIO）補佐官等による研修を実施した。 [開催回数：16回、参加者数：235人]
評 価 の 視 点 等	自己評定	—	評 定
【評価の視点】 ○ システム構成及び調達方式の見直しを行い、システムコストの削減、業務運営の合理化、システム調達における透明性の確保等を図ったか。 ○ 業務・システムの監査及び刷新可能性調査を踏まえ、平成19年度までに、業務・システムに関する最適化計画を策定・公表し、その後速やかにその計画を実施したか。	【業務・システム最適化計画の策定及び公表】#21 評価項目2で評価		

中 期 目 標	中 期 計 画	1 9 年 度 計 画	1 9 年 度 業 務 実 績																		
第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する目標及び同項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標のうち、事業毎に掲げるものは、次のとおりとする。	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 独立行政法人通則法第30条第2項第1号の業務運営の効率化に関する目標及び同項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標のうち、事業毎に掲げるものは、次のとおりとする。	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとった措置																		
1 福祉医療貸付事業 福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。 また、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定、以下「整理合理化計画」という。）に基づき、貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、引き続き適切に実施するとともに、病院等融資については、中期目標期間中も「民間でできるものは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を医療政策上真に必要なものに限った上で、コストに応じた金利設定の導入を検討し、段階的に実施すること。	1 福祉医療貸付事業 福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 また、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）に基づき、貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、引き続き適切に実施するとともに、病院等融資については、中期目標期間中も「民間でできるものは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を医療政策上真に必要なものに限った上で、コストに応じた金利設定の導入を検討し、段階的に実施する。	1 福祉医療貸付事業 福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 なお、当該事業に係る貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。 (参考) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成19事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸 付 契 約 額</td> <td>千円 370,800,000</td> </tr> <tr> <td>資 金 交 付 額</td> <td>378,700,000</td> </tr> <tr> <td>原 資</td> <td>財政融資資金借入金 貸 付 回 収 金 等 (うち財投機関債)</td> <td>317,200,000 61,500,000 (55,500,000)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成19事業年度	貸 付 契 約 額	千円 370,800,000	資 金 交 付 額	378,700,000	原 資	財政融資資金借入金 貸 付 回 収 金 等 (うち財投機関債)	317,200,000 61,500,000 (55,500,000)	1 福祉医療貸付事業 福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。 なお、当該事業に係る貸付契約額、資金交付額及び原資の実績は次のとおりである。 (実績) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成19事業年度 (実 績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸 付 契 約 額</td> <td>千円 216,835,200</td> </tr> <tr> <td>資 金 交 付 額</td> <td>227,557,300</td> </tr> <tr> <td>原 資</td> <td>財政融資資金借入金 貸 付 回 収 金 等 (うち財投機関債)</td> <td>218,300,000 9,257,300 (19,998,000)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成19事業年度 (実 績)	貸 付 契 約 額	千円 216,835,200	資 金 交 付 額	227,557,300	原 資	財政融資資金借入金 貸 付 回 収 金 等 (うち財投機関債)	218,300,000 9,257,300 (19,998,000)
区 分	平成19事業年度																				
貸 付 契 約 額	千円 370,800,000																				
資 金 交 付 額	378,700,000																				
原 資	財政融資資金借入金 貸 付 回 収 金 等 (うち財投機関債)	317,200,000 61,500,000 (55,500,000)																			
区 分	平成19事業年度 (実 績)																				
貸 付 契 約 額	千円 216,835,200																				
資 金 交 付 額	227,557,300																				
原 資	財政融資資金借入金 貸 付 回 収 金 等 (うち財投機関債)	218,300,000 9,257,300 (19,998,000)																			

中 期 目 標	中 期 計 画	1 9 年 度 計 画	1 9 年 度 業 務 実 績																																												
<p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>1 福祉医療貸付事業</p> <p>(1) 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>ア 国の福祉政策や医療政策における政策目標を着実に推進するため、政策融資の果たすべき役割を踏まえつつ、政策効果の高い融資内容となるよう努めること。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>1 福祉医療貸付事業</p> <p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>ア 国の政策と密接に連携し、ゴールドプラン21、新エンゼルプラン、新障害者プラン等に基づく介護、子育て支援、障害者の社会参加等の基盤整備を推進するとともに、医療制度改革に対応し医療施設の質的向上と効率化を推進することにより、福祉及び医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。また、国の要請に基づき、災害、民間金融機関の貸し渋り等への緊急措置等に臨機応変に対応する。</p> <p>こうした政策融資の果たすべき役割を踏まえつつ、政策優先度に応じて重点化した融資メニューや合理的な金利体系への改善を図ることにより費用対効果を高めていく。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>1 福祉医療貸付事業</p> <p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>ア 福祉医療貸付事業については、国の政策と密接に連携し、国の指針等に即して地方公共団体が策定する公的介護施設等の整備計画及び次世代育成支援に関する行動計画に基づく整備並びに自立支援法施行に伴う新たなサービス体系に即応した整備等、介護、子育て支援、障害者の社会参加等の基盤整備に積極的に貢献する。</p> <p>併せて、医療制度改革に対応して医療施設の質的向上と効率化を推進することにより、福祉及び医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。</p> <p>なお、これらの整備に係る貸付けに当たっては、国や地方公共団体の補助制度等を踏まえ、適切な対応を図る。</p> <p>また、行政改革推進本部決定を踏まえ、医療貸付においては、融資の重点化を行うため、その考え方を具体化したガイドラインを作成する。</p>	<p>【福祉貸付事業の実績】 #22</p> <p>○ 平成19年度の福祉貸付事業における貸付審査の実績は、以下のとおりである。</p> <p>《貸付審査の実績》 (金額：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th> <th colspan="4">貸付審査の実績</th> </tr> <tr> <th>件 数</th> <th>割 合</th> <th>金 額</th> <th>割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人福祉関係施設</td> <td>344</td> <td>49.9%</td> <td>103,796</td> <td>86.6%</td> </tr> <tr> <td>　　うち特別養護老人ホーム</td> <td>239</td> <td>34.6%</td> <td>90,480</td> <td>75.5%</td> </tr> <tr> <td>児童福祉関係施設</td> <td>216</td> <td>31.3%</td> <td>11,272</td> <td>9.4%</td> </tr> <tr> <td>　　うち保育所</td> <td>196</td> <td>28.4%</td> <td>9,492</td> <td>7.9%</td> </tr> <tr> <td>障害者福祉関係施設</td> <td>127</td> <td>18.4%</td> <td>4,190</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>3</td> <td>0.4%</td> <td>647</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>690</td> <td>100.0%</td> <td>119,905</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※複数の施設を一体的に整備する場合、その件数は主たる施設をもって1件と計上している。</p> <p>※児童及び障害者福祉関係施設には「つなぎ資金」の64件分を含んでいる。（児童2件、障害62件）</p> <p>【福祉貸付に係る政策適合性】 #23</p> <p>地域密着型サービスに対する融資</p> <p>○ 介護保険制度改革に伴う小規模多機能型居宅介護事業等の地域密着型サービスに対する融資については、平成19年度において248件の貸付審査を行った。</p> <p>補助金等が交付された施設に対する融資</p> <p>○ 平成19年度の福祉貸付事業においては、国及び地方公共団体の政策を支援する観点から、老人福祉関係施設については地域介護・福祉空間整備等交付金及び都道府県等の補助金が交付された施設整備、児童福祉関係施設については次世代育成支援対策施設整備交付金等の補助金が交付された施設整備、障害者福祉関係施設については自立支援法施行に伴う新たなサービス体系に即応した施設整備等の補助金が交付されたものに対して重点的に融資を実施した。</p> <p>また、交付金等の補助金が交付されなかった施設整備等であっても、地方公共団体が緊急性や政</p>	施設の種類	貸付審査の実績				件 数	割 合	金 額	割 合	老人福祉関係施設	344	49.9%	103,796	86.6%	うち特別養護老人ホーム	239	34.6%	90,480	75.5%	児童福祉関係施設	216	31.3%	11,272	9.4%	うち保育所	196	28.4%	9,492	7.9%	障害者福祉関係施設	127	18.4%	4,190	3.5%	そ の 他	3	0.4%	647	0.5%	計	690	100.0%	119,905	100.0%
施設の種類	貸付審査の実績																																														
	件 数	割 合	金 額	割 合																																											
老人福祉関係施設	344	49.9%	103,796	86.6%																																											
うち特別養護老人ホーム	239	34.6%	90,480	75.5%																																											
児童福祉関係施設	216	31.3%	11,272	9.4%																																											
うち保育所	196	28.4%	9,492	7.9%																																											
障害者福祉関係施設	127	18.4%	4,190	3.5%																																											
そ の 他	3	0.4%	647	0.5%																																											
計	690	100.0%	119,905	100.0%																																											

中 期 目 標	中 期 計 画	19 年 度 計 画	19 年 度 業 務 実 績																		
			<p>策上必要と認める事業については融資を実施した。</p> <p>なお、平成19年度において「つなぎ資金」を除く機構融資（626件）の95.2%（596件）が交付金等の補助金が交付された施設に対する融資となっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施 設 の 種 類</th><th>貸付審査の実績 (つなぎ資金を除く)</th><th>うち交付金等の補助金 が交付された施設整備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人 福 祉 関 係 施 設</td><td>344件</td><td>330件</td></tr> <tr> <td>児 童 福 祉 関 係 施 設</td><td>214件</td><td>208件</td></tr> <tr> <td>障 害 者 福 祉 関 係 施 設</td><td>65件</td><td>55件</td></tr> <tr> <td>そ の 他</td><td>3件</td><td>3件</td></tr> <tr> <td>計</td><td>626件</td><td>596件</td></tr> </tbody> </table> <p>障害者自立支援法の施行に伴うつなぎ資金の特例貸付</p> <p>○ 障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年4月及び10月から新体系等に移行する事業者について、運営費の支払が約3か月遅れることにより、事業者の資金繰りが苦しくなることから、つなぎ資金（経営資金）について特例貸付を行い、平成19年度末現在の累計で210件の貸付審査を行った。（うち平成19年度における貸付審査分は64件である。）</p> <p>【福祉貸付における融資方針の作成】 #24</p> <p>○ 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、国と協議のうえ平成20年度における融資の基本方針を定めた融資方針を策定した。</p> <p>なお、策定した融資方針については、機構のホームページにて平成20年3月に公表した。</p> <p>【医療貸付事業の実績】 #25</p> <p>○ 平成19年度の医療貸付事業における貸付審査の実績は、以下のとおりである。</p>	施 設 の 種 類	貸付審査の実績 (つなぎ資金を除く)	うち交付金等の補助金 が交付された施設整備	老人 福 祉 関 係 施 設	344件	330件	児 童 福 祉 関 係 施 設	214件	208件	障 害 者 福 祉 関 係 施 設	65件	55件	そ の 他	3件	3件	計	626件	596件
施 設 の 種 類	貸付審査の実績 (つなぎ資金を除く)	うち交付金等の補助金 が交付された施設整備																			
老人 福 祉 関 係 施 設	344件	330件																			
児 童 福 祉 関 係 施 設	214件	208件																			
障 害 者 福 祉 関 係 施 設	65件	55件																			
そ の 他	3件	3件																			
計	626件	596件																			

中 期 目 標	中 期 計 画	19 年 度 計 画	19 年 度 業 務 実 績																																																																																																													
			<p>《貸付審査の実績》 (金額: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th><th colspan="4">貸付審査の実績</th></tr> <tr> <th>件 数</th><th>割 合</th><th>金 額</th><th>割 合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病 院</td><td>64</td><td>29.9%</td><td>58, 989</td><td>67.0%</td></tr> <tr> <td>診 療 所</td><td>106</td><td>49.5%</td><td>5, 657</td><td>6.4%</td></tr> <tr> <td>介 護 老 人 保 健 施 設</td><td>42</td><td>19.6%</td><td>23, 184</td><td>26.3%</td></tr> <tr> <td>そ の 他</td><td>2</td><td>1.0%</td><td>215</td><td>0.3%</td></tr> <tr> <td>計</td><td>214</td><td>100.0%</td><td>88, 045</td><td>100.0%</td></tr> </tbody> </table> <p>※件数とは施設件数である。 ※療養病床の再編成に伴う経営安定化資金を除く。</p> <p>【医療貸付に係る政策適合性】 #26</p> <p>病院の病床不足地域及び診療所不足地域に対する融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するため、病院の病床不足地域及び診療所不足地域における施設整備に対し優遇金利を適用し、都道府県医療計画に即した施設の整備を推進した。 ○ 平成19年度における病院病床・診療所不足地域及び充足地域に対する貸付審査の実績は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th><th colspan="4">病院病床・診療所不足地域</th></tr> <tr> <th colspan="2">新築資金</th><th colspan="2">甲種増改築資金</th></tr> <tr> <th rowspan="2">資金の種類</th><th>件 数</th><th>病床数</th><th>件 数</th><th>病床数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病 院</td><td>7件</td><td>917床</td><td>27件</td><td>4, 934床</td></tr> <tr> <td>(構成割合)%</td><td>10.9%</td><td>7.9%</td><td>42.2%</td><td>42.7%</td></tr> <tr> <td>診 療 所</td><td>85件</td><td>125床</td><td>18件</td><td>46床</td></tr> <tr> <td>(構成割合)%</td><td>80.2%</td><td>65.8%</td><td>17.0%</td><td>24.2%</td></tr> <tr> <td>計</td><td>92件</td><td>1, 042床</td><td>45件</td><td>4, 980床</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th><th colspan="2">病院病床・診療所 充足地域</th><th rowspan="2">計</th></tr> <tr> <th colspan="2">乙種増改築資金</th></tr> <tr> <th rowspan="2">資金の種類</th><th>件 数</th><th>病床数</th><th>件 数</th><th>病床数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病 院</td><td>30件</td><td>5, 702床</td><td>64件</td><td>11, 553床</td></tr> <tr> <td>(構成割合)%</td><td>46.9%</td><td>49.4%</td><td>100.0%</td><td>100.0%</td></tr> <tr> <td>診 療 所</td><td>3件</td><td>19床</td><td>106件</td><td>190床</td></tr> <tr> <td>(構成割合)%</td><td>2.8%</td><td>10.0%</td><td>100.0%</td><td>100.0%</td></tr> <tr> <td>計</td><td>33件</td><td>5, 721床</td><td>170件</td><td>11, 743床</td></tr> </tbody> </table>	施設の種類	貸付審査の実績				件 数	割 合	金 額	割 合	病 院	64	29.9%	58, 989	67.0%	診 療 所	106	49.5%	5, 657	6.4%	介 護 老 人 保 健 施 設	42	19.6%	23, 184	26.3%	そ の 他	2	1.0%	215	0.3%	計	214	100.0%	88, 045	100.0%	施設の種類	病院病床・診療所不足地域				新築資金		甲種増改築資金		資金の種類	件 数	病床数	件 数	病床数	病 院	7件	917床	27件	4, 934床	(構成割合)%	10.9%	7.9%	42.2%	42.7%	診 療 所	85件	125床	18件	46床	(構成割合)%	80.2%	65.8%	17.0%	24.2%	計	92件	1, 042床	45件	4, 980床	施設の種類	病院病床・診療所 充足地域		計	乙種増改築資金		資金の種類	件 数	病床数	件 数	病床数	病 院	30件	5, 702床	64件	11, 553床	(構成割合)%	46.9%	49.4%	100.0%	100.0%	診 療 所	3件	19床	106件	190床	(構成割合)%	2.8%	10.0%	100.0%	100.0%	計	33件	5, 721床	170件	11, 743床
施設の種類	貸付審査の実績																																																																																																															
	件 数	割 合	金 額	割 合																																																																																																												
病 院	64	29.9%	58, 989	67.0%																																																																																																												
診 療 所	106	49.5%	5, 657	6.4%																																																																																																												
介 護 老 人 保 健 施 設	42	19.6%	23, 184	26.3%																																																																																																												
そ の 他	2	1.0%	215	0.3%																																																																																																												
計	214	100.0%	88, 045	100.0%																																																																																																												
施設の種類	病院病床・診療所不足地域																																																																																																															
	新築資金		甲種増改築資金																																																																																																													
資金の種類	件 数	病床数	件 数	病床数																																																																																																												
	病 院	7件	917床	27件	4, 934床																																																																																																											
(構成割合)%	10.9%	7.9%	42.2%	42.7%																																																																																																												
診 療 所	85件	125床	18件	46床																																																																																																												
(構成割合)%	80.2%	65.8%	17.0%	24.2%																																																																																																												
計	92件	1, 042床	45件	4, 980床																																																																																																												
施設の種類	病院病床・診療所 充足地域		計																																																																																																													
	乙種増改築資金																																																																																																															
資金の種類	件 数	病床数	件 数	病床数																																																																																																												
	病 院	30件	5, 702床	64件	11, 553床																																																																																																											
(構成割合)%	46.9%	49.4%	100.0%	100.0%																																																																																																												
診 療 所	3件	19床	106件	190床																																																																																																												
(構成割合)%	2.8%	10.0%	100.0%	100.0%																																																																																																												
計	33件	5, 721床	170件	11, 743床																																																																																																												

中 期 目 標	中 期 計 画	19 年 度 計 画	19 年 度 業 務 実 績												
			<p>中小規模病院に対する融資</p> <p>○ 200床未満の中小規模病院は、大規模病院に比べ必ずしも経営資源が良好とは言えず、資金調達に困難を伴う傾向があるため、これらの病院の施設整備に対する機構融資については、通常より高い融資率（90%）を適用し、医療の進歩に合わせた施設の更新、病床不足地域における施設の整備が円滑に行われるようその支援を行った。</p> <p>○ 平成19年度における200床未満の病院に対する貸付審査の実績は、以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>審査件数 (平成19年度)</th> <th>200床未満の病院 の審査件数</th> <th>割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>64件</td> <td>42件</td> <td>65.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>臨床研修病院に対する融資</p> <p>○ 国の医療政策に即し、臨床研修病院の整備を推進するため、これらの施設整備に対する機構融資については、通常より高い融資率（90%）を適用し、整備の支援を行った。</p> <p>○ 平成19年度における臨床研修病院の貸付審査の実績は、以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>審査件数 (平成19年度)</th> <th>臨床研修病院 の審査件数</th> <th>割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>64件</td> <td>16件</td> <td>25.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>医療の機能分化の推進</p> <p>○ 平成15年8月に厚生労働省が策定した「医療提供体制の改革ビジョン」に掲げられた施策の推進に貢献するため、医療の機能分化の観点から以下のとおり貸付審査を行い、特定病院の整備促進に努めた。平成19年度における特定病院の審査件数は53件であり、全病院の審査件数64件に対し、82.8%を占めている。</p>	審査件数 (平成19年度)	200床未満の病院 の審査件数	割 合	64件	42件	65.6%	審査件数 (平成19年度)	臨床研修病院 の審査件数	割 合	64件	16件	25.0%
審査件数 (平成19年度)	200床未満の病院 の審査件数	割 合													
64件	42件	65.6%													
審査件数 (平成19年度)	臨床研修病院 の審査件数	割 合													
64件	16件	25.0%													

中 期 目 標	中 期 計 画	19 年 度 計 画	19 年 度 業 務 実 績																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>病 院 の 種 類</th><th>平成19年度 貸付審査の実績</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医 育 機 関 付 属 病 院 (大 学 病 院)</td><td>0件</td></tr> <tr> <td>臨 床 研 修 病 院</td><td>16件</td></tr> <tr> <td>200床 以 上 の 精 神 (指 定) 病 院</td><td>8件</td></tr> <tr> <td>100床 以 上 の 医 師 会 立 開 放 型 病 院</td><td>0件</td></tr> <tr> <td>100床 以 上 の 特 殊 診 療 機 能 を 有 す る 病 院</td><td>30件</td></tr> <tr> <td>療 養 病 床 を 有 す る 病 院</td><td>28件</td></tr> </tbody> </table> <p>※該当項目重複有り。</p> <p>療養病床再編に伴う経営安定化資金の融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 療養病床の再編成に伴い、一時的に資金繰りに困難を来たす病院等に対して、経営安定化資金として7件の審査実績を上げた。 <p>※審査実績</p> <table> <tbody> <tr> <td>病 院</td><td>6件</td><td>519百万円</td></tr> <tr> <td>診 療 所</td><td>1件</td><td>40百万円</td></tr> </tbody> </table> <p>【医療貸付におけるガイドライン作成】 #27</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新医療計画の策定に向けた国や都道府県の動向について情報収集を行うとともに、医療機関に対して4疾患5事業に係る患者の取扱いに関する聴取等を行い、また、平成20年3月に学識経験者や行政担当者を招いて検討会を開催し、意見聴取のうえガイドラインを策定した。 <p>なお、策定したガイドラインについては、機構のホームページにて平成20年3月に公表した。</p>	病 院 の 種 類	平成19年度 貸付審査の実績	医 育 機 関 付 属 病 院 (大 学 病 院)	0件	臨 床 研 修 病 院	16件	200床 以 上 の 精 神 (指 定) 病 院	8件	100床 以 上 の 医 師 会 立 開 放 型 病 院	0件	100床 以 上 の 特 殊 診 療 機 能 を 有 す る 病 院	30件	療 養 病 床 を 有 す る 病 院	28件	病 院	6件	519百万円	診 療 所	1件	40百万円
病 院 の 種 類	平成19年度 貸付審査の実績																						
医 育 機 関 付 属 病 院 (大 学 病 院)	0件																						
臨 床 研 修 病 院	16件																						
200床 以 上 の 精 神 (指 定) 病 院	8件																						
100床 以 上 の 医 師 会 立 開 放 型 病 院	0件																						
100床 以 上 の 特 殊 診 療 機 能 を 有 す る 病 院	30件																						
療 養 病 床 を 有 す る 病 院	28件																						
病 院	6件	519百万円																					
診 療 所	1件	40百万円																					
イ 政策融資としての機能を毎年点検することとし、事業内容を不斷に見直す等事業の効率化を進めること。また、中期目標期間中の新規契約分のうち、国の政策目的の達成のために特に定めるもの以外は、将来にわたる利差益を確保するよう事業運営を行うこと。	イ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度が低下したものに対しては、貸付対象、貸付条件、貸付形態等を見直す。 こうした事業の効率化を進めることにより、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情によるもの外、新規契約分の利差額に関する中期目標を達成する。	イ 国の政策目的の達成のために特に定めるものを除外し、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情による影響を控除した上で、新規契約分の利差額の状況を適切に把握する。	<p>【融資条件の見直し】 #28</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特殊法人等整理合理化計画に伴う措置として、病院等融資について、政策融資としての機能を点検し、平成19年度においては、以下のとおり医療貸付の融資条件の見直しを行った。 <ol style="list-style-type: none"> 療養病床の介護老人保健施設への転換に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ 有床診療所に対する貸付対象の見直し 療養病床を整備する診療所新築資金に対する融資率の引下げ 医療施設近代化施設整備事業の対象であって、療養病床を整備する病院の乙種増改築資金又は診療所の増改築資金に対する融資率の引下げ アスベスト対策事業に対する融資率の引上げ 																				

中 期 目 標	中 期 計 画	19 年 度 計 画	19 年 度 業 務 実 績
			<p>及び貸付金利の引下げ（18年度より継続）</p> <p>○ また、福祉貸付においても、平成19年度において、以下のとおり見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 療養病床のケアハウス等への転換事業に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ b 消防法政省令改正に伴う障害者グループホーム等の整備事業に対する貸付けの相手方に特定非営利活動法人を追加 c 軽費老人ホームA型及びB型を融資対象から除外 d 福祉ホームの整備事業に対する融資率の引下げ e アスベスト対策事業に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ（18年度より継続） f 耐震化に係る改築・修繕等事業及び災害復旧事業に対する融資率の引上げ（18年度より継続） g 障害者自立支援法の施行に伴うつなぎ資金の特例貸付（18年度より継続） <p>【利差益の確保】 #29</p> <p>○ 平成19年度における福祉医療貸付事業における新規契約分の利差額の状況については、国の政策目的の達成のために特に定めるものを除外し、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情による影響を控除した新規契約分において、貸付金利と資金調達の金利差0.073%、利差額86百万円を確保することができた。</p>
ウ 既存施設の増改築や新設施設の中長期の需要動向を可能な限り事前予測することにより、事業の計画的な推進を図ること。	ウ 事業の計画的な推進を図るため、国の政策動向や国庫補助整備状況を勘案し、利用者に対する定期調査を行うことにより中長期の需要動向の事前予測に努める。なお、福祉貸付については、国庫補助対象事業による整備動向を把握し、3プラン等重点分野に対し優先的に貸し付ける。	ウ 福祉貸付においては、国庫補助金又は交付金による対象事業の整備動向を把握するとともに、都道府県等地方公共団体に対する需要調査を行い、事業の計画的推進を図る。 医療貸付においては、事業の計画的な推進を図るため、国の政策動向や国庫補助金又は交付金による対象事業の整備動向を把握するとともに、利用者に対する定期調査について、平成18年度に見直しをした調査項目で需要調査を行い、事業の計画的な推進を図る。	<p>【福祉貸付の需要動向予測】 #30</p> <p>○ 国の政策と密接に連携した融資を実施するため、都道府県等地方公共団体に対し、機構融資についての需要調査を行った。機構においては、この調査結果を踏まえ、政策優先度の高い事業を着実に支援するため、地方公共団体の交付金等が採択された事業及び地方公共団体が真に必要と認めた事業を優先する取扱いとした。</p>

中 期 目 標	中 期 計 画	19 年 度 計 画	19 年 度 業 務 実 績
			<p>【医療貸付の需要動向予測】 #31</p> <p>○ 医療貸付の中長期の需要動向について事前予測を行うため、以下の調査を実施した。</p> <p>a 平成19年5月に全国の民間病院のうち、500床以上の病院に対し、施設整備の予定等に関するアンケート調査を郵送で行い（回収率24.3%）、調査結果については、今後の事業計画執行のための参考資料として活用した。</p> <p>b 平成20年1月には民間病院（7,256施設）に対して、療養病床転換を踏ました「病院の施設整備動向調査（アンケート調査）」の調査票を郵送し、平成20年2月に回収した。（回収率31.4%）調査結果の分析を行い、療養病床転換の影響による設備投資動向を把握する参考資料として活用した。</p> <p>また、アンケート結果については、平成20年3月に機構のホームページにて公表するとともに、平成20年度から実施する「療養病床転換支援資金」の制度説明会に来場した病院関係者に分析結果のフィードバックを行った。</p> <p>【医療貸付に係る制度周知】 #32</p> <p>○ 病院関係団体等7団体の本部事務局に直接出向いて、医療貸付制度の周知を図るとともに、病院関係団体等が主催する全国的集会の会場6箇所において、来場者に対して医療貸付制度の周知を図った。</p> <p>また、医療関係雑誌に医療貸付制度に係る広告掲載を実施した。</p> <p>○ 療養病床の再編を支援するため平成20年度から実施する「療養病床転換支援資金」の制度説明会を東京、名古屋で実施するとともに、例年翌年度の5月に実施する受託金融機関打合会を前倒しで平成20年3月に実施し、医療貸付制度の周知を図った。</p>

中 期 目 標	中 期 計 画	1 9 年 度 計 画	1 9 年 度 業 務 実 績
<p>エ 民業補完の観点から、貸付対象となる事業の政策上の重要性を勘案しつつ、民間金融機関による融資の促進策等、民間資金の一層の活用を図る方策を検討し、段階的に導入すること。</p>	<p>エ 民業補完の観点から他の政策金融の例も参考にしつつ、民間金融機関との協調融資のあり方等を適宜検討し、中期目標期間中に民間資金の一層の活用を促す仕組みに改善する。</p>	<p>エ 政策優先度に応じて、融資率の変更等による融資条件の見直しを行い、より一層の民間資金の活用を促進する。</p> <p>福祉貸付における協調融資制度については、覚書締結金融機関の拡大を図るとともに制度の適切な運用に努める。</p> <p>なお、債権買取型の証券化等、間接金融の手法等について引き続き検討を行う。</p>	<p>【協調融資制度の活用】 #33</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度において審査した協調融資制度の対象となる社会福祉法人が整備する介護保険対象施設321件のうち、185件 (57.6%) が同制度を利用している。 ○ 協調融資制度における覚書締結金融機関は、平成18年度末の197機関から、平成19年度末で212機関に拡大し、民間資金の活用を促した。 ○ 協調融資制度の対象範囲を、平成20年度から福祉貸付全体に拡大することに伴い新たな覚書の締結作業を進めるとともに、覚書締結金融機関を拡大するための通知を発出し、2機関の新たな締結要望を含め、4月1日付けで新覚書を全金融機関の間で締結することとした。 <p>【間接金融の検討】 #34</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 債権買取型の証券化等、間接金融の手法等についての課題等を整理した。

評価の視点等	自己評定	A	評価項目 4	評定	A
			<p>福祉医療貸付事業については、国の福祉政策や医療政策における政策目標を着実に推進するため、政策融資の果たすべき役割を踏まえつつ、政策効果の高い事業等を優先的に融資することができた。</p> <p>福祉貸付事業においては、協調融資制度の効果的な運用を図り、より一層の民間資金の活用を促進するとともに、平成20年度から、協調融資制度の対象範囲を福祉貸付全体へ拡大するための準備を完了した。</p> <p>医療貸付事業においては、行政改革推進本部決定を踏まえ、医療貸付の融資の重点化を行うため、その考え方を具体化したガイドラインを策定するとともに、療養病床の再編を支援するため平成20年度から実施する「療養病床転換支援資金」の制度説明会を実施するなど、貸付制度の周知を図った。</p> <p>また、特殊法人等整理合理化計画の趣旨を踏まえ、平成19年度においては、政策優先度の高い事業への融資拡大や融資率の引上げ及び貸付金利の引下げなど、国の政策要請等を踏まえ、適切な見直しを行うことができた。</p> <p>なお、これにより事業の効率化を進めることに伴い、新規契約分について利差益を確保することができた。</p>	<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>政策融資の果たすべき役割に沿った事業を、優先順位をつけて実施しており、政策要請を受けて見直しも行っている。融資が減少しているものの、内容は充実しているとの報告は評価できる。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策融資の役割に沿った事業を優先順位をつけて実施しているとみられる。政策要請を受けて見直しも行っている。福祉貸付については、地方公共団体に調査を実施、結果をもとに、政策目標に沿った融資を行っている。医療貸付については、アンケート調査により設備投資動向の調査を実施し、動向の把握に努めている。協調融資については、効果的運用を行い、対象範囲を福祉貸付全体へ拡大するための準備を完了。 周囲制度の改正に伴い数値の変動は大きいものの適切に対応がなされていると評価できる。 A評定を行うことの具体的エビデンスがあると判断した。業務効率化を達成すると共に、政策金融をある程度効果的に行っていると思う。しかし、本當はより積極的な新規貸出が必要。 国の福祉、医療政策目標に沿いながら、効果的に融資をしている。 融資が減少しているが、内容は充実しているとの報告は評価する。 <p>(その他の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場への経営アドバイスはもっと積極的に行うべきではないか。それが福祉医療機構の、他の民間金融機関と比べた際の強みである。 	
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ゴールドプラン21、新エンゼルプラン、新障害者プランや医療制度改革など、福祉及び医療の政策目標に沿った融資実績となっているか。 ○ 国の要請等を受けて、政策融資として災害、民間金融機関の貸し渉り等への緊急措置に臨機応変に対応できたか。 			<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉貸付においては、次のとおり政策目標に沿った事業等に対して融資を実施した。（業務実績P21【福祉貸付に係る政策適合性】#23参照） <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金等が交付された施設整備 ・ 介護保険制度改革に伴う小規模多機能型居宅介護事業等の地域密着型サービスの施設整備 ・ 障害者自立支援法の施行に伴う「つなぎ資金（経営資金）」 ○ また、平成20年度における融資の基本方針を定めた融資方針を策定し、機構のホームページにて平成20年3月に公表した。（業務実績P22【福祉貸付における融資方針の作成】#24） ○ 医療貸付においては、次のとおり政策目標に沿った事業等に対し 		

<ul style="list-style-type: none"> ○ どのような観点から融資メニュー・金利体系の見直しが行われたか。 ○ 新規貸付契約平均利率と新規調達平均利率との比較において、中期目標の定める利差益が確保されているか。 なお、貸付金利の設定において、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情による影響を控除する。 ○ 福祉貸付については、国庫補助対象事業による整備動向を適切に把握し、重点分野に対する貸付が優先されているか。 ○ 医療貸付については、整備計画、資金需要等に関するアンケート調査を実施し、中長期需要動向の予測に反映させているか。 	<p>て融資を実施した。（業務実績P23【医療貸付に係る政策適合性】#26参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病床不足地域における病院の整備、200床未満の中小規模病院の整備又は特定病院の施設整備 ・ 療養病床の再編成に伴い、一時的に資金繰りに困難を来たす病院等に対する経営安定化資金 <p>○ また、行政改革推進本部決定を踏まえ、医療貸付の融資の重点化を行うため、その考え方を具体化したガイドラインを策定し、機構のホームページにて平成20年3月に公表した。（業務実績P25【医療貸付におけるガイドライン作成】#27参照）</p> <p>実績：○</p> <p>○ 特殊法人等整理合理化計画の趣旨を踏まえ、平成19年度においては、政策優先度の高い事業への融資拡大や融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ、制度変更に伴うつなぎ資金の特例融資の継続、政策優先度が低下した事業への融資率の引下げなど、国の政策要請等を踏まえ、適切な見直しを行うことができた。（業務実績P25【融資条件の見直し】#28参照）</p> <p>実績：○</p> <p>○ 平成19年度の福祉医療貸付事業における新規契約分の利差益については、貸付金利と調達金利の金利差0.073%を確保することができた。（業務実績P26【利差益の確保】#29参照）</p> <p>実績：○</p> <p>○ 都道府県等地方公共団体に対し、機構融資についての需要調査を行い、この結果をもとに、平成19年度の融資方針を策定し、政策目標に沿った融資を実施した。（業務実績P26【福祉貸付の需要動向予測】#30参照）</p> <p>実績：○</p> <p>○ 医療貸付の中長期の需要動向の事前予測を行うため、民間病院に対し、病院の施設整備に関するアンケート調査を平成19年5月と平成20年1月に実施し、これにより、医療制度改革の影響による設備投資動向を把握することができた。</p> <p>○ また、平成20年1月に実施した療養病床の再編に関する調査項目等を盛り込んだ病院の施設整備動向に関するアンケート調査については、その結果を公表し、病院の施設整備動向に関する情報提供を行うことができた。 (業務実績P27【医療貸付の需要動向予測】#31参照)</p> <p>○ さらに、病院関係団体等に直接出向いて、医療貸付制度の周知を図るとともに、療養病床の再編を支援するため、平成20年度から実施する「療養病床転換支援資金」の制度説明会を実施した。（業務実績P27【医療貸付に係る制度周知】#32参照）</p>
---	---

- 民間金融機関との協調融資のあり方等についてどのような検討が行われ、民間資金の一層の活用を促す方向で適切な改善策が実施されたか。

実績：○

- 福祉貸付において協調融資制度を平成16年度に構築し、平成17年度から本格運用を開始した。これにより、事業者は、協調融資制度を効果的に活用し、社会福祉施設整備費補助金の交付金化、特別養護老人ホーム等の融資率の引下げ等に円滑に対応することができた。
- 平成19年度においては、貸付審査した協調融資制度の対象となる融資案件321件のうち185件（57.6%）が同制度を利用したほか、覚書締結金融機関も平成18年度末の197機関から平成19年度末には212機関に拡大し、協調融資制度の効果的な運用を行うことができた。また、平成20年度から、協調融資制度の対象範囲を福祉貸付全体へ拡大するための準備を完了した。
(業務実績P28【協調融資制度の活用】#33参照)

中 期 目 標	中 期 計 画	1 9 年 度 計 画	1 9 年 度 業 務 実 績									
第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項 1 福祉医療貸付事業 (2) 業務の質の向上に関する事項 ア 審査業務の迅速化により、特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの年平均所要期間を、中期目標期間中に福祉貸付については4か月以内に、医療貸付については3か月以内に短縮すること。	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 1 福祉医療貸付事業 (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置 ア 相談・審査体制の強化、審査方針の見直し、事務の合理化等により審査業務の迅速化を進め、審査期間に関する中期目標を達成する。	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 1 福祉医療貸付事業 (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置 ア 繼続的な審査方針の見直し、事務の合理化等により、審査期間に関する中期目標を達成するため、審査業務の迅速化に努める。 また、医療貸付においては、第三者評価結果の融資審査への活用方法について、検討を行う。	【審査業務の迅速化】#35 ○ 平成19年度においては、引き続き審査業務の効率的実施に努め、以下のとおり、中期計画期間の目標値を上回ることができた。 《借入申込受理から貸付内定通知までの平均所要期間》 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成19年度</th> <th>中期計画期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉貸付</td> <td>32日</td> <td>64日</td> </tr> <tr> <td>医療貸付</td> <td>39日</td> <td>47日</td> </tr> </tbody> </table> (注) 特殊異例な案件を除いた平均所要期間 【第三者評価結果の活用方法の検討】#36 ○ 上期に調査のうえ取りまとめた第三者評価・認証制度の内容を踏まえて、平成20年度から本格実施するにあたり、平成20年2月の審査会より試行的に実施した。	区 分	平成19年度	中期計画期間	福祉貸付	32日	64日	医療貸付	39日	47日
区 分	平成19年度	中期計画期間										
福祉貸付	32日	64日										
医療貸付	39日	47日										
イ 貸付契約締結後の資金交付については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後20営業日以内に行うこと。	イ 資金交付業務の迅速化を図ることにより、資金交付時期に関する中期目標を達成する。	イ 資金交付時期に関する中期目標を達成するため、資金交付業務の迅速化に努める。	【資金交付業務の迅速化】#37 ○ 平成19年度においても、引き続き資金交付業務の効率的実施に努め、資金交付に係る業務処理期間について、以下のとおり、中期目標を達成することができた。 a 福祉貸付 平成19年度に資金交付した1,347件全てについて20営業日以内に資金交付 b 医療貸付 平成19年度に資金交付した543件全てについて20営業日以内に資金交付									

中 期 目 標	中 期 計 画	19 年 度 計 画	19 年 度 業 務 実 績
ウ 借入申込み書類の簡素合理化等により、利用者の事務手続き負担の軽減を図ること。	ウ 利用者の事務手続き負担の軽減を図るため、借入申込み書類を簡素合理化する。	ウ 制度改正に伴う借入申込書の記載事項や様式等の変更に当たっては、申込書の不備事項等の分析を行い、利用者の事務負担を軽減する視点で改正を行う。	<p>【借入申込書等の見直し】 #38</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉貸付においては、申込書の不備事項等の分析及び福祉貸付の利用者に対する顧客満足度に関するアンケート調査を実施し、その結果を受け、利用者負担軽減の観点から、借入申込書類等の簡素化及び電子媒体化を以下のとおり行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既往貸付実績のある法人における提出書類の減量化 ・ 「借入申込の手引き」及び「様式」のCD-ROM版の配布、機構ホームページからのダウンロード対応の実施 ・ 計算を要する書類について自動計算等の支援機能の付加 ○ 医療貸付においては、利用者の事務手続き負担の軽減を図るため、「借入申込書」のCD-ROM版の配布を実施した。また、不備不足箇所のデータ集計を実施することにより、書類の利便状況を把握し、新年度版の「借入申込書」、「借入申込書作成要領」の見直しに反映させた。
エ 相談窓口の体制整備や受託金融機関への業務指導の徹底により、契約前の利用者サービスの向上を図ること。	エ 契約前の利用者サービスを向上させるため、相談窓口の体制を充実するとともに、受託金融機関への業務の指導を強化する。	<p>エ 相談窓口の体制を充実するため、受託金融機関への業務の指導を強化する実務者研修を実施するとともに、全国数か所で融資相談会を開催する。</p> <p>また、事業計画検討中の者については、必要に応じ、融資相談に出向くなど、サービスの向上に努める。</p> <p>さらに、医療貸付においては、次期中期計画を踏まえ、契約後の利用者に対して、経営面や運営面に係る課題の解消策等の提案を行い、経営や運営を軌道に乗せる支援を行う経営支援モデル事業を平成18年度に引き続き実施する。</p> <p>福祉貸付においては、各都道府県市の実務担当者を対象とした説明会を実施することとし、福祉貸付事業に係る融資の取扱いについて周知を図る。</p>	<p>【受託金融機関等に対する業務指導】 #39</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療貸付においては、受託金融機関の相談窓口における利用者サービスの向上を図るため、また、平成20年度より有床診療所等の融資の取扱いを変更することとしたため、平成19年度において、以下のとおり、受託金融機関業務研修会議を開催し、受託金融機関に対する業務指導を行った。 <ul style="list-style-type: none"> a 受託金融機関業務研修会議 平成19年5月15日に東京で開催し、受託金融機関82機関が参加 b 受託金融機関業務研修会議 平成19年5月18日に大阪で開催し、受託金融機関77機関が参加 また、参加の受託金融機関に対し、受託金融機関業務研修会議内容及び代理貸付業務に関するアンケート調査（回収率95.0%）を行い、今後の業務改善の検討事項の把握に努めた。 c 受託金融機関業務打合会議 平成20年3月17日に大阪で開催し、受託金融機関68機関が参加 d 受託金融機関業務打合会議 平成20年3月24日に東京で開催し、受託金融機関76機関が参加

中 期 目 標	中 期 計 画	19 年 度 計 画	19 年 度 業 務 実 績
			<p>また、参加の受託金融機関に対し、受託金融機関業務打合会議内容及び代理貸付業務に関するアンケート調査（回収率88.0%）を行い、今後の業務改善の検討事項の把握に努めた。</p> <p>○ 福祉貸付においては、各都道府県市の実務担当者を対象とした福祉貸付事業に関する説明会を平成19年4月に開催（82都道府県市が参加）し、平成19年度事業計画及び融資方針等について説明し、管轄する社会福祉法人等に対する周知、指導等を依頼した。</p> <p>【医療貸付の融資相談会の開催】 #40</p> <p>○ 申込み前の利用者サービスの向上を図るため、平成19年度後半及び平成20年度に医療施設・介護老人保健施設等の整備を予定している者を対象とした融資相談会を、以下のとおり全国7ブロックで計14回開催した。</p> <p>a 平成19年8～9月開催分 全国7ブロックで開催し、53件の融資相談を行った。</p> <p>b 平成20年2月開催分 全国7ブロックで開催し、62件の融資相談を行った。</p> <p>○ さらに、機構主催の経営セミナーの会場に融資相談の窓口を設置して融資相談（実績41件）を行ったほか、個別に訪問融資相談（実績8件）を行った。</p> <p>【経営支援モデル事業の実施】 #41</p> <p>○ 平成18年度下期から実施している3ケースについては、平成19年度において支援内容に対する施設の取組状況等について話し合いを進めるとともに、施設の改善状況を確認し、改善の実施が見込まれたため、18年度分モデル事業を終了した。</p> <p>○ 平成19年度は、融資施設における業況を注視する必要があると判断された3ケースをモデル事業の対象施設として選定し、業況注視内容に係る施設の取組状況について確認・指導等を行った。</p>

中 期 目 標	中 期 計 画	19 年 度 計 画	19 年 度 業 務 実 績
			<p>【福祉貸付利用者に対する広報活動等の実施】#42</p> <p>○ 利用者サービスの向上ため、福祉貸付事業について、当機構や地方公共団体及び福祉関係団体主催のセミナー等における融資制度の案内や個別融資相談の実施、「融資のごあんない」の配布。</p> <p>さらに福祉関係団体発行の機関誌への融資案内の記事掲載などの広報活動を積極的に行った。</p>

評価の視点等	自己評定	A	評価項目 5	評定	A
	<p>平成19年度においては、審査承認手続きの効率化、業務進行管理の徹底等に努めた結果、審査業務に係る平均所要期間は、中期目標（福祉貸付3か月以内、医療貸付4か月以内）に対して、福祉貸付で32日（平成18年度51日）、医療貸付で39日（平成18年度41日）と前年度より短縮するとともに、中期目標を大幅に上回る実績となった。</p> <p>医療貸付における審査制度の一層の向上を図るため、第三者評価結果に関する評価項目を新たに追加した。</p> <p>また、借入申込書類等の簡素化を行うとともに、アンケート調査において要望の多かった、借入申込書類等の電子媒体化を行い、事務の合理化を行うとともに、利用者負担の軽減を図ることができた。</p> <p>さらに、受託金融機関への業務指導を強化するとともに、相談窓口体制の充実を図った。</p>	<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>審査業務に係る平均所要期間は中期目標を大幅に上回っていること、借入申込書の電子媒体化を図り、利用者負担の軽減を進めていること、説明会、業務研修会、業務説明会により、受託金融機関への業務指導を行っていること等の実績を踏まえ、評価に値する。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査業務に係る平均所要期間は中期目標を大幅に短縮できている。資金交付はすべて中期目標期間内で実施できている。借入申込書の電子媒体化を図り、利用者負担の軽減を進めている。説明会、業務研修会、業務説明会により、受託金融機関への業務指導を行っている。 審査業務の迅速化等、目標を上回って達成できたことを評価。 5年間の比較データにより質の向上も確認できた。評定は適切。 福祉貸付、医療貸付とも目標を大幅に上回り、評価できる。 目標を大幅に上回るため。 審査承認手続きの効率化、業務進行管理の徹底等に努めた結果が出ていくと思う。 <p>(その他の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営支援をした事業としない事業に対して、貸付に関する不公平さの排除、透明度をどのように保つか不明。 			
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 借入申込み受理から貸付内定通知までの年平均所要期間を、中期目標期間中に福祉貸付については4か月以内に、医療貸付については3か月以内に審査業務を短縮すること。 ○ 貸付契約締結後の資金交付について、請求後20営業日以内に行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度における審査業務に係る平均所要期間は、福祉貸付で32日、医療貸付で39日となり中期目標を大幅に短縮することができた。 ○ 平成19年度における資金交付については、福祉貸付1,347件、医療貸付543件のすべてにおいて20営業日以内に行い、中期目標を達成できた。 				
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談体制の強化、審査方針の見直し、事務の合理化等がどのように実施されたか。 ○ 審査期間に関する適切な業務管理に基づき審査業務の迅速化が進められ、中期目標が達成されたか。 なお、特殊異例な案件については、その事情を考慮し評価対象から除外する。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度においては、審査承認手続きの効率化、業務進行管理の徹底等に努めた結果、審査業務に係る平均所要期間は、福祉貸付で32日（平成18年度51日）、医療貸付で39日（平成18年度41日）と前年度より大幅に短縮することができた。 なお、中期目標（福祉貸付3か月以内、医療貸付4か月以内）に対しては、大幅に上回る実績を上げている。（業務実績P32【審査業務の迅速化】#35参照） 				

<ul style="list-style-type: none"> ○ 資金交付期間に関する適切な業務管理に基づき資金交付業務の迅速化が進められ、中期目標が達成されたか。 なお、請求内容の不備が著しいもの等については、評価対象から除外する。 ○ 借入申込書等について、以前と比較して、どの程度簡素合理化が図られているか。 ○ 受託金融機関への業務指導が強化されたか。 ○ 相談窓口体制が充実されたか。 ○ その他、契約前の利用者サービスの向上のために何か改善が図られたか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療貸付においては、平成17年度まで使用していた評価手法に評価項目を増やした新たな分析評価手法を平成18年度審査から導入していたところであるが、平成19年度においては第三者評価結果に関する評価項目を新たに追加し、貸付先施設の定性面を中心とした評価の充実を図ったことにより、審査精度の一層の向上を図ることができた。（業務実績 P 32 【第三者評価結果の活用方法の検討】 #36 参照） <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度においては、契約・交付業務の進行管理の徹底、請求書の記載内容の点検業務等の効率化に取り組んだことにより、福祉貸付及び医療貸付とともに、資金交付を行ったすべての案件について20営業日を超えたものではなく、中期目標を達成できた。（業務実績 P 32 【資金交付業務の迅速化】 #37参照） <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉貸付においては、申込書の不備事項等の分析及び福祉貸付の利用者に対する顧客満足度に関するアンケート調査を実施し、その結果を受け、利用者負担軽減の観点から、借入申込書類等の簡素化及び電子媒体化を行った。 ○ 医療貸付においては、借入申込書類の不備不足箇所のデータ分析を行い、新年度版の「借入申込書」等の見直しに反映させるとともに、借入申込書類の電子媒体化を行う等利用者負担の軽減を図ることができた。 (業務実績 P 33 【借入申込書等の見直し】 #38参照) <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉貸付においては、各都道府県市の実務担当者を対象とした福祉貸付事業に関する説明会を開催した。 ○ 医療貸付においては、代理貸付業務を委託している金融機関に対する「業務研修会議」を開催した。 さらに、平成20年度に開催予定であった受託金融機関業務打合会を前倒しで20年3月に開催し、平成20年度からの療養病床転換支援制度等に対する周知をするとともに業務指導を行った。 (業務実績 P 33 【受託金融機関等に対する業務指導】 #39参照) ○ 医療貸付の融資相談会については、平成19年度に14回開催し、115件の相談があり、相談者の利便の向上と相談業務の集中的実施による機構業務の効率化に大きく貢献した。 ○ また、機構主催の経営セミナーの会場に融資相談の窓口を設置して41件の融資相談を実施したほか、個別に相談を希望する者に対する訪問融資相談を実施することにより、利用者サービスの向上に努めた。（業務実績 P 34 【医療貸付の融資相談会の開催】 #40参照） ○ 経営支援モデル事業については、平成18年度下期から実施している3ケースについて、改善の実施が見込まれたため、18年度分モデル
--	--

	<p>事業を終了した。また、平成19年度は、融資施設における業況を注視する必要があると判断された3ケースをモデル事業の対象施設として選定し、業況注視内容に係る施設の取組状況について確認・指導等を行った。（業務実績P34【経営支援モデル事業の実施】#41参照）</p> <p>○ 福祉貸付事業について、当機構や地方公共団体及び福祉関係団体主催のセミナー等における融資制度の案内や個別融資相談の実施等を行った。（業務実績P35【福祉貸付利用者に対する広報活動等の実施】#42参照）</p>	
--	--	--

中 期 目 標	中 期 計 画	1 9 年 度 計 画	1 9 年 度 業 務 実 績
第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項 2 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）、個別経営診断及び開業医承継支援事業）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 2 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）、個別経営診断及び開業医承継支援事業）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 2 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）、個別経営診断及び開業医承継支援事業）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	2 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）、個別経営診断及び開業医承継支援事業）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。
(1) 業務運営の効率化に関する事項 ア 集団経営指導については、開催方法の工夫等による効率化や適正な受講料の設定に努めること。	(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置 ア 集団経営指導については、適正な受講料を設定するとともに、必要に応じ開催経費等の見直しを行うなど効率化を図りながら、最低限実費相当経費を自己収入で賄う。 また、地方における福祉・医療両経営セミナーの同時期、同一場所での開催等を含め、開催の時期、場所等を工夫することにより、効率的な開催・運営を行う。	(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置 ア 集団経営指導については、収支相償の維持に努める。 また、経費削減の効果があると判断されたものについて、引き続き業務の外部委託や派遣職員の活用を図るとともに、開催時期、場所、テーマ等を考慮したうえで、地方において同時期、同一場所でセミナーを開催する。さらに、次期中期計画期間におけるより一層の業務効率化を図る観点から、セミナーの企画、運営体制のあり方を検討する。	【集団経営指導（セミナー）における収支相償】#43 ○ 集団経営指導の平成19年度の収支状況については、業務の一部を外部委託するなど、効率的な運用を実施した結果、以下のとおり収支相償を維持することができた。 受講料収入 25,552千円 開催必要経費 23,262千円 差引き 2,290千円 (参考 18年度：4,955千円) (注) 開催必要経費 会場借料、謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費 【セミナーの効率的な開催】#44 ○ 大阪及び福岡などの地方開催セミナー（全8回）において、派遣職員を活用した。また、福岡開催でセミナーの同一場所での連日開催を実施し、経費節減を図った。（経費節減効果1,072千円） ○ 福岡会場での特養ホーム経営セミナーにおいて、当初予定していた受講者数を大幅に上回る受講希望者があったことから、急遽、会場をより大規模なものに変更して、受講希望者のニーズに対応した。（対前年度比117人増） ○ セミナー会場における貸付部の相談ブースの設置に加えて、講演の間に貸付事業の広報を行うなど関係各部と一体となった効率的なセミナー運営を行った。また、平成20年度以降においても受講者の関心の高いセミナーテーマや講師の選定を行い、適正な受講者数を確保しセミナーの効率的開催を図る予定としている。

中 期 目 標	中 期 計 画	19 年 度 計 画	19 年 度 業 務 実 績								
<p>イ 個別経営診断については、実地調査を伴うもの及び償還の緩和申請や経営安定化資金の融資申請に義務付けられているものを除き、事務処理の迅速化により、申込書の受理日から報告書の提示までの期間を中期目標期間の平均で60日以内に短縮すること。</p>	<p>イ 個別経営診断については、必要に応じ経営診断・指導マニュアルの見直し等を行って事務処理の迅速化を図ることにより、所要日数に関する中期目標を達成するとともに、最低限実費相当経費を自己収入で賄う。</p>	<p>イ 個別経営診断については、引き続き事務処理の迅速化を図るとともに、収支相償の維持に努める。</p>	<p>【個別経営診断の処理日数短縮】 #45</p> <p>○ 平成19年度の個別経営診断の平均処理日数については、品質の維持に留意しつつ、件数の大幅な増加に対応した。</p> <p>平成19年度処理日数：平均 13.1日 うち経営分析診断：平均 34.3日 うち簡易経営診断：平均 12.4日</p> <p>【個別経営指導における収支相償】 #46</p> <p>○ 個別経営診断における平成19年度の収支状況は以下のとおりであり、診断に必要な経費を診断料収入で賄うことができた。</p> <table> <tbody> <tr> <td>診断料収入</td> <td>6,453千円</td> </tr> <tr> <td><u>必要経費</u></td> <td>3,160千円</td> </tr> <tr> <td>差引き</td> <td>3,293千円</td> </tr> <tr> <td>(参考 18年度)</td> <td>2,653千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 必要経費 パンフレット作成、経営診断事業に必要な文献収集費、施設等実態調査費</p>	診断料収入	6,453千円	<u>必要経費</u>	3,160千円	差引き	3,293千円	(参考 18年度)	2,653千円
診断料収入	6,453千円										
<u>必要経費</u>	3,160千円										
差引き	3,293千円										
(参考 18年度)	2,653千円										

評価の視点等	自己評定	A	評価項目 6	評定	A
			<p>福祉医療経営指導事業については、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、正確な情報や有益な知識の提供、あるいは経営状況の的確な診断を実施することができた。</p> <p>このうち、集団経営指導については、効率的な開催・運営を行ったことにより、最低限実費相当経費を自己収入で賄うとする中期目標に対して、開催必要経費を2,290千円上回る受講料収入を確保することができた。</p> <p>一方、個別経営指導については、簡易経営診断件数が大きく伸びたことから収入が増加し、最低限実費相当経費を自己収入で賄うとする中期目標に対して、必要経費を約3,293千円上回る診断料収入を確保することができた。</p> <p>また、申込書の受理日から報告書の提示までの期間を平均60日以内とする中期目標に対して、14.1日となり中期目標を上回る実績を上げることができた。</p>	(委員会としての評定理由)	<p>集団経営指導と個別経営指導は自己収入で賄われており、最低限実費相当経費を自己収入で賄うとする中期目標を達成している。収支相償、処理日数、満足度評価、業務実績について、中期5年間の推移から改善は明らかであり、評価できる。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 集団経営指導と個別経営指導については、自己収入で賄われている。個別経営診断に要する日数は中期目標を大幅に超える水準で短縮できている。 収益にも貢献し、対象が拡大している。 収支相償、処理日数、満足度評価、業務実績について、中期5年間の推移から改善は明らか。Aが相当な評価と思料する。 経営指導体制(集団経営指導セミナー、個別経営指導)の整備がなされ、効果を上げている。 目標を上回る実績。特に簡易経営診断による収入増を評価。 福祉医療経営指導事業についての評価であるが、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、正確な情報や有益な知識の提供、あるいは経営状況の的確な診断を実施している。
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 集団経営指導については、最低限実費相当経費を自己収入で賄うこと。 ○ 個別経営診断については、申込書の受理日から報告書の提示までの期間を中期目標期間の平均で60日以内に短縮すること。 ○ 個別経営指導については、最低限実費相当経費を自己収入で賄うこと。 			<ul style="list-style-type: none"> ○ 次のとおり収支相償を維持し、中期目標を達成できた。 受講料収入 25,552千円 <u>開催必要経費</u> 23,262千円 差引き 2,290千円 ○ 平成19年度の個別経営診断に要する日数は13.1日となり、中期目標期間の累計は14.1日で中期目標を大幅に短縮することができた。 ○ 以下のとおり収支相償を維持し、中期目標を達成できた。 診断料収入 6,453千円 <u>必要経費</u> 3,160千円 差引き 3,293千円 		
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ セミナー受講料収入によりセミナー開催経費が賄われているか。 ○ セミナーの効率的な開催・運営のため、どのような工夫がなされたか。 			<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育セミナー当日台風に見舞われ参加者が半減するなどの影響もあり、セミナー受講料収入が平成18年度よりも減少したが、セミナー開催経費を2,290千円上回る受講料収入を確保し収支相償を維持した。（業務実績P38【集団経営指導（セミナー）における収支相償】#43参照） <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉医療貸付事業との連携を図り、セミナー会場において貸付事業の広報を行うとともに、施設開設予定者等に対する融資相談を実施するなど、関係各部と一体となった効率的なセミナー運営を行つ 		

<ul style="list-style-type: none"> ○ 申込書受理日から報告書提示までの所要期間が中期目標を達成しているか。 ○ 実費相当経費が自己収入で賄われているか。 	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 同一の受講者が受講を希望するケースもある福祉と医療の2つの経営セミナーを連日で開催し、利用者サービスの向上を図るとともに、旅費等のセミナー開催費用の節減に努めた。（業務実績P38【セミナーの効率的な開催】#44参照） <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度の平均処理日数は経営分析診断で平均34.3日、簡易経営診断で平均12.4日、全体で平均13.1日となり、引き続き中期目標計画の60日以内を達成した。（業務実績P39【個別経営診断の処理日数短縮】#45参照） <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 簡易経営診断件数が大きく伸びたことから収入が平成18年度と比べて増加し、必要経費を約3,293千円（平成18年度は2,653千円）上回る診断料収入を確保し、収支相償を維持した。（業務実績P39【個別経営指導における収支相償】#46参照） 	
--	---	--

中 期 目 標	中 期 計 画	1 9 年 度 計 画	1 9 年 度 業 務 実 績
<p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>2 福祉医療経営指導事業</p> <p>(2) 業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 経営指導業務の質の向上を図るため、担当部門の調査研究能力の充実強化に努めること。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>2 福祉医療経営指導事業</p> <p>(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>ア 経営指導業務の質の向上を図るため、調査研究能力の充実強化のための体制づくりを行うとともに、担当職員の資質向上を図る。また、調査研究の成果のうち施設経営の参考指標については、その対象施設の種類を中期目標期間中に4種類以上に増加させる。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>2 福祉医療経営指導事業</p> <p>(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>ア 経営指導業務の質の向上を図るため、福祉・医療施設等の実態調査、外部セミナーや研修への参加等を行なうとともに、調査室と連携して施設経営の支援に資する情報の提供に努める。</p>	<p>【担当職員の専門能力向上】 #47</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の取組みを行い、担当職員の専門能力の向上を図るとともに、当該情報を業務に活用し、診断業務等の質の向上に努めた。 <ul style="list-style-type: none"> a 若手・特別勉強会等への職員の積極的参加 参加回数：33回 出席者数：延べ207人 b 外部セミナーへの職員の参加 (財) 医療関連サービス振興会主催セミナー等に参加 参加回数：23回 出席者数：延べ38人 c 施設調査 小規模多機能施設の実態調査のため福祉貸付部と合同で5施設の訪問調査を行った。 <p>【業務の質の向上】 #48</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「経営分析参考指標」の発刊時期を、平成18年度の平成19年3月に対して、最短で平成19年12月末と、3ヶ月間前倒ししてタイムリーな情報提供に努めた。 ○ 平成19年度からデイサービスの諸経営指標の集計を行い、「経営分析参考指標」を追加した。その結果、施設経営の参考指標は5種類となった。 ○ 認知症対応型グループホーム・身体障害者療護施設・知的障害者入所更生施設について、試行的に指標算出を行った。 ○ 調査室と連携の上、保育所に対してアンケートを行い、施設経営の一助となる基礎的な情報の収集と提供を行った。

中 期 目 標	中 期 計 画	19 年 度 計 画	19 年 度 業 務 実 繢
<p>イ 集団経営指導については、セミナー利用者の受講機会を確保するため、中期目標期間の平均で遅くとも実施2か月前までに開催内容を告知すること。</p> <p>また、中期目標期間中においては、国の政策、方針により受講対象者が変動する法人・施設開設者向けのセミナーを除き、中期目標期間中の延べ受講者数を、9,600人以上とすること。</p>	<p>イ 集団経営指導については、セミナーの開催の時期、場所、回数、内容等に係る関係者との調整を迅速に行うとともに、開催告知内容等を工夫し、事前告知に関する中期目標を達成する。</p> <p>また、アンケート調査の実施により受講希望者のニーズの把握に努め、開催の時期、場所、回数、内容等を工夫し、セミナーを毎年17回程度開催することにより、受講者数に関する中期目標を達成するとともに、アンケート調査における受講者の満足度指標を65ポイント以上にする。</p>	<p>イ 集団経営指導については、引き続き告知までの事務処理の迅速化を図ることにより、実施2か月前までの開催告知に努めるとともに、引き続き周知広報の強化を図る。</p> <p>セミナーの開催に当たっては年17回程度開催するとともに、アンケート調査における受講者の満足度指標を65ポイント以上、既存施設向け福祉セミナー及び医療セミナーを対象とし、延べ受講者2,000人以上の確保に努める。</p> <p>また、セミナーの質の向上を図るため、事後評価の充実に努める。</p>	<p>【セミナーの開催実績】 #49</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度においては、セミナーを17回開催した。なお、年度計画に定めた各目標の達成状況は、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> a 2か月前までの開催告知 平成19年度の告知日：平均68.4日前 (参考：平成18年度 平均65.4日前) 中期計画期間：平均67.8日前 b 満足度指標 平成19年度：72.3ポイント (参考：平成18年度 66.6ポイント) 中期計画期間：68.5ポイント c 延べ受講者数 平成19年度 : 2,608人 (参考：平成18年度 2,706人) 中期計画期間累計：11,805人 <p>【広報の強化】 #50</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度当初にセミナーの年間実施予定表のリーフレットを作成し、関係団体等に配布するとともに、WAMNET、広報誌WAM、リピーターへのダイレクトメール等を積極的に活用し、広報の強化を図った。 <p>【事後評価の充実】 #51</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受講者の意見をより的確に把握できるよう、受講者アンケートの設問内容等についての見直しを行った。

中 期 目 標	中 期 計 画	19 年 度 計 画	19 年 度 業 務 実 繢
ウ 個別経営診断については、社会福祉や医療の制度変更、経営環境の変化等による経営者のニーズを的確に把握し経営診断の対象拡大又は診断手法の確立を行うこと。	ウ 個別経営診断については、関係団体のセミナーで個別経営診断事業をPRする等、事業の広報宣伝を充実強化することにより、中期目標期間中の延べ診断件数を150件以上とする。また、利用者ニーズに対応して診断手法の改善に努めるとともに、支援費対象施設を経営診断対象に追加するため、経営指標の策定、診断手法の確立等に関する年次計画に基づき、段階的に導入する。	ウ 個別経営診断については、診断業務の合理化を図るとともに、引き続き質の向上に努める。診断対象施設の拡大を図るため、データの収集等を進めるとともに、個別経営診断事業の強化に努める。	<p>【個別経営診断実績】 #52</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度の経営診断の実績は、合計541件であり、その内訳は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・実地調査あり 1件 (福祉 1件、医療 1件) ・経営分析診断 16件 (福祉 4件、医療 12件) ・簡易経営診断 524件 (福祉376件、医療148件) <hr/> <p>計 541件 (福祉380件、医療161件)</p> <p>なお、簡易経営診断については、セミナー開催時や事業報告書提出依頼時におけるパンフレット配布や、機構ホームページへの診断書サンプル掲載等の広報に努めた結果、524件と平成18年度実績259件を大幅に上回る診断を行った。</p> <p>【個別経営診断事業の強化】 #53</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重症心身障害児施設など障害者施設の数種類について簡易経営診断を試行した。また、養護老人ホームについて経営分析診断を試行した。さらに、実地調査を伴う経営診断においてレセプト分析を試行的に行った。 ○ 福祉医療貸付事業に係る事業報告書について、電子メールによる受付を試行的に行い、利用者の利便性の向上に努めた。加えて、平成20年度の稼動を目指して、調査室と連携の上で事業報告システムの開発に着手し、更なる利便性の向上と個別経営診断事業に必要な経営指標の早期算出を可能にする体制の構築準備を行った。 ○ 平成20年度以降の診断対象施設拡大を図るため、保育所及び法人全体の事業報告書書式を制定しデータ収集準備を行った。

中 期 目 標	中 期 計 画	19 年 度 計 画	19 年 度 業 務 実 績
<p>エ 開業医承継支援事業について中期目標期間中に おける紹介件数の総数を135件以上とするとともに、譲渡希望及び開業希望の登録後のフォローアップ・サービスを充実強化すること。</p>	<p>エ 開業医承継支援事業については、雑誌広告や地区 医師会等に対するポスター掲示依頼など広報宣伝 を充実強化することにより、紹介件数に関する中期 目標を達成する。また、登録者のニーズに対応し、 インターネットを通じた情報提供等を行うことによ り、フォローアップ・サービスの充実強化に努め る。</p>	<p>エ 開業医承継支援事業については、平成20年3月末 をもって業務を終了することとし、登録者への周知 と円滑な業務終了に向けた準備を行う。</p>	<p>【開業医承継支援事業実施状況】 #54 ○ 平成19年度の紹介実績は、以下のとおりであ り、中期目標を達成した。 ・平成19年度の紹介件数： 9件 ・中期計画期間累計 : 149件</p> <p>【業務終了に向けた準備等】 #55 ○ 平成19年4月に、登録者及び関係団体に対し開 業医承継支援事業の廃止について通知し、平成19 年12月には新規登録を停止した。また、事業廃止 時には再度登録者等に通知を行うと共に、業務に ついての記録整備を行った。</p>

評価の視点等	自己評定	A	評価項目 7	評定	A																														
			<p>施設経営の参考指標については、その対象施設の種類を中期目標期間中に4種類以上に増加させるとする中期目標に対して、平成19年度において、病院、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム及びケアハウスの参考指標に加え、デイサービスの経営分析参考指標を追加し、中期目標を上回る5種類を作成することができた。</p> <p>集団経営指導については、年17回のセミナーを開催し、延べ受講者数、満足度指数等のいずれの項目において中期目標を上回る実績を上げることができた。</p> <p>また、個別経営診断については、中期目標期間中の延べ診断件数を150件以上とする中期目標に対して、簡易経営診断の需要が多く、平成19年度実績は計541件、中期目標期間の累計は計921件となり中期目標を大幅に上回る実績を上げることができた。</p>	(委員会としての評定理由)	<p>施設経営の参考指標を5種類作成している。また、集団経営指導については、セミナーの延べ受講者数、満足度指数等の項目において中期目標を上回っている。さらに個別経営診断では、簡易経営診断を開始することによって件数を増加、処理件数の短縮について充分な貢献があること等を踏まえ、評価に値する。</p>																														
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設経営の参考指標については、その対象施設の種類を中期目標期間中に4種類以上に増加させること。 			<ul style="list-style-type: none"> ○ 病院及び介護老人保健施設の参考指標に加えて、平成16年度に新たに特別養護老人ホーム及びケアハウスの参考指標を作成し、中期目標を達成できた。 	(各委員の評定理由)	<ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間中に、経営分析参考指標を5種類作成できた。個別経営診断は、中期目標期間中の累計は中期目標を大幅に上回っている。開業医承継支援事業は紹介件数の中期目標を達成できた。 簡易経営診断を開始することによって件数を増加、処理件数の短縮について充分な貢献があり、高く評価する。 福祉医療機構の開催するセミナーは満足度が高い指標を得ており、また、個人的にも評価が高いと認識している。A評定は当然。 19年度は数値目標を達成。 目標を大幅に上回る実績。 目標は達成している。 																														
<p>○ 集団経営指導については、次の数値目標を達成すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>19年度計画</th> <th>中期目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催告知</td> <td>2か月前</td> <td>2か月前</td> </tr> <tr> <td>開催回数</td> <td>年17回程度</td> <td>毎年17回程度</td> </tr> <tr> <td>満足度指数</td> <td>65%</td> <td>65%</td> </tr> <tr> <td>延べ受講者数</td> <td>2,000人</td> <td>9,600人</td> </tr> </tbody> </table>	項目	19年度計画	中期目標	開催告知	2か月前	2か月前	開催回数	年17回程度	毎年17回程度	満足度指数	65%	65%	延べ受講者数	2,000人	9,600人			<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度においては、次のとおり数値目標を達成できた。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成19年度</th> <th>中期目標期間累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催告知</td> <td>68.4日</td> <td>67.8日</td> </tr> <tr> <td>開催回数</td> <td>17回</td> <td>81回</td> </tr> <tr> <td>満足度指数</td> <td>72.3%</td> <td>68.5%</td> </tr> <tr> <td>延べ受講者数</td> <td>2,608人</td> <td>11,805人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成15年度は半年間における実績</p>	項目	平成19年度	中期目標期間累計	開催告知	68.4日	67.8日	開催回数	17回	81回	満足度指数	72.3%	68.5%	延べ受講者数	2,608人	11,805人	(その他意見)	<ul style="list-style-type: none"> 集団経営指導、簡易経営診断などに関しても中期目標を超えて開催しているが、もっと実施できるのではないか。
項目	19年度計画	中期目標																																	
開催告知	2か月前	2か月前																																	
開催回数	年17回程度	毎年17回程度																																	
満足度指数	65%	65%																																	
延べ受講者数	2,000人	9,600人																																	
項目	平成19年度	中期目標期間累計																																	
開催告知	68.4日	67.8日																																	
開催回数	17回	81回																																	
満足度指数	72.3%	68.5%																																	
延べ受講者数	2,608人	11,805人																																	
<p>○ 個別経営診断について、中期目標期間中の延べ診断件数を150件以上とすること。</p> <p>○ 開業医承継支援事業について、中期目標期間中における紹介件数の総数を135件以上とすること。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ○ 簡易経営診断の需要が多く、平成19年度実績は計541件、中期目標期間の累計は計921件となり中期目標を大幅に上回る実績を上げることができた。 ○ 平成19年度実績は9件、中期目標期間の累計は149件となり、中期目標を達成できた。 																																
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公表した施設経営の参考指標の対象施設の種類について中期計画の数値を達成しているか。 <p>なお、経営参考指標については、対象施設の決算処理に起因するデータの信頼性の問題で、参考指標にまとめることができない場合は、その事情を考慮する。</p>			<p>実績:○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病院及び介護老人保健施設の参考指標に加えて、平成16年度に新たに特別養護老人ホーム及びケアハウスの参考指標を作成し、中期目標を達成できた。 																																

<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査研究能力の充実強化のため、どのような体制づくりが行われたか。 ○ 職員の資質向上に向け、どのような取組みがなされているか。 ○ セミナーの開催告知について、中期目標に定められた期間内にホームページへ掲載できたか。 ○ セミナーの受講者数について、中期目標の数値を達成しているか。 ○ 受講者へのアンケート調査の結果、満足度指標が中期計画の数値を達成しているか。 ○ 個別経営診断について、延べ診断件数が中期計画の数値を達成しているか。 ○ 経営者のニーズに対応して、経営診断の対象拡大や診断手法の確立等に向けてどのような取り組みが行われたか。 	<p>中期目標期間中に5種類作成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症対応型グループホーム・身体障害者療護施設・知的障害者入所更生施設について、試行的に指標算出を行った。 (業務実績P42【業務の質の向上】#48参照) <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度においても引き続き外部専門家による勉強会や外部セミナーへの参加等により専門能力の向上に努めた。 (業務実績P42【担当職員の専門能力向上】#47参照) <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ セミナー開催日の2か月前までに開催告知を行うという中期目標に対して、平成19年度平均で68.4日前に告知を行い、中期目標を8.4日上回ることができた。 (業務実績P43【セミナーの開催実績】#49参照) <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係団体への告知やリピーターへのDMなど広報強化の結果、平成19年度は延べ2,608人の受講者を確保し、年度計画目標である2,000人を大幅に回る実績（年度目標達成率約130%）を計上し、また、中期目標である9,600人に対して11,805人となり目標を達成できた。 (業務実績P43【セミナーの開催実績】#49、【広報の強化】50参照) <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度におけるセミナー受講者へのアンケート調査の満足度指標については、時宜を得たセミナーテーマや講師選定の結果、中期目標・年度計画目標である65ポイントを大幅に上回る72.3ポイントを達成した。 (業務実績P43【セミナー開催実績】#49参照) <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度はセミナーにおける経営診断PRなどの結果、中期目標である150件以上に対して、541件の診断実績を上げ、また、中期計画期間累計も921件（中期目標の達成率約614%）となり中期計画目標を大幅に上回った。特に簡易経営診断は、施設の健全経営確立のための「ものさし」として幅広く活用された。 (業務実績P44【個別経営診断実績】#52参照) <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重症心身障害児施設や養護老人ホームなど、従来診断を行っていないかった施設について経営診断の試行を行い、また介護レセプト分析診断を試行的に行った。 ○ 法人全体や保育所などの将来の経営診断の対象拡大に向けてデータ収集を開始するなどの準備を行った。 (業務実績P44【個別経営診断事業の強化】#53参照)
---	---

- 紹介件数について、中期目標の数値を達成しているか。
- インターネットを通じた情報提供等、フォローアップ・サービスの充実強化のための取り組みがなされたか。

実績：○

- 開業医承継支援事業については、中期目標期間中における紹介件数の総数を135件以上とする中期目標については、平成18年度において達成した。（平成19年度末実績149件）
- 平成19年度については、「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて」（平成18年12月24日行政改革推進本部決定）に基づき、平成20年3月末をもって廃止することに伴い、利用者及び関係者への通知などを行うとともに、諸記録を整備し円滑に業務終了することができた。（業務実績P45【開業医承継支援事業実施状況】#54、【業務終了に向けた準備等】#55参照）

中 期 目 標	中 期 計 画	1 9 年 度 計 画	1 9 年 度 業 務 実 績
第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項 3 長寿・子育て・障害者基金事業 <p>長寿・子育て・障害者基金事業については、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益（独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号。以下「機構法」という。）附則第11条第1項に基づく場合にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。）を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針の下で、効果的に資金助成を行うことにより、多様な福祉ニーズに対応できる社会環境の醸成に努めること。</p>	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 3 長寿・子育て・障害者基金事業 <p>長寿・子育て・障害者基金事業（以下「基金事業」という。）においては、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益（独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号。以下「機構法」という。）附則第11条第1項に基づく場合にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。）を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針により本中期目標期間内における基金事業を実施し、効果的に資金助成を行うことにより、多様な福祉ニーズに対応できる社会環境の醸成に努めることとする。</p>	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 3 長寿・子育て・障害者基金事業 <p>長寿・子育て・障害者基金事業（以下「基金事業」という。）においては、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益（独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号。以下「機構法」という。）附則第11条第1項に基づく場合にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。）を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針により、平成18事業年度分の助成事業の適切な評価、平成19事業年度分の助成事業の適正な実施、並びに平成20事業年度分の助成事業の募集及び選定の適正な実施に努めることとする。</p>	3 長寿・子育て・障害者基金事業 <p>長寿・子育て・障害者基金事業（以下「基金事業」という。）においては、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益（独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号。以下「機構法」という。）附則第11条第1項に基づく場合にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。）を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針により、平成18事業年度分の助成事業の適切な評価、平成19事業年度分の助成事業の適正な実施、並びに平成20事業年度分の助成事業の募集及び選定の適正な実施に努めた。</p>

中 期 目 標	中 期 計 画	19 年 度 計 画	19 年 度 業 務 実 績
<p>① 国における社会福祉施策の推進とあいまって、高齢者・障害者の在宅福祉と生きがい・健康づくり、子育て支援、障害者の社会参加等、社会福祉の振興を図ること。</p> <p>その際、助成団体としての専門性・自主性を發揮して、民間福祉活動の推進が必要な分野に資金助成が適切に行われるよう配慮すること。</p> <p>その中で、専門的助成団体として、地域における独創的・先駆的事業への助成について、国の政策の動向や事業評価の結果も踏まえ、毎年度4分野以上重点助成分野を設け、優先的に助成を行うこと。</p>	<p>① 長寿社会福祉基金、高齢者・障害者福祉基金、子育て支援基金及び障害者スポーツ支援基金の4基金により、高齢者・障害者の在宅福祉と生きがい・健康づくり、子育て支援、障害者の社会参加等様々な民間福祉活動からの資金助成ニーズに対応していく。</p> <p>なお、この場合、次の点に留意する。</p> <p>a 各基金の助成分野に跨る活動や従来の枠を超えた新しい活動に対しても助成対象としていくよう努める。</p> <p>b 民間福祉活動の専門的助成団体としての戦略的視点に立ち、事業評価の結果も踏まえ、地域における特定非営利活動法人などによる民間福祉活動の育成・支援の観点から、重点的助成分野を設定するなど、特に必要な分野に適切かつ重点的に助成を実施していく方策を検討し、可能なものから実施することにより、重点分野に関する中期目標を達成する。</p>	<p>① 長寿社会福祉基金、高齢者・障害者福祉基金、子育て支援基金及び障害者スポーツ支援基金の4基金により、高齢者・障害者の在宅福祉と生きがい・健康づくり、子育て支援、障害者の社会参加等様々な民間福祉活動からの資金助成ニーズに対応していく。</p> <p>なお、この場合、次の点に留意する。</p> <p>a 世代間交流を内容とする事業や幅広い者を対象とする事業など、必ずしも従来の枠に留まらない新しい事業に係る要望についても、行政施策や地域のニーズの動向等を踏まえ、積極的に助成する方向で選定するとともに、関係方面に広報する。</p> <p>b 平成20事業年度分の募集にあたり、4基金のそれぞれにつき、国の政策方針等を勘案した重点助成分野を設定し、その重点助成分野に該当する要望について優先的に採択する。</p> <p>なお、多様な資金助成ニーズに対応するため平成18年度助成分より特別分において設けた複数年助成については、適切なあり方について引き続き検討する。</p> <p>また、優良事業を全国に普及するとの趣旨から創設した地方分モデル事業については、事業の選定、助成のあり方について引き続き検討する。</p>	<p>【新しい活動への助成】 #56</p> <p>○ 平成20年度分の助成事業の選定に当たり、選定方針に「新しい発想に基づく従来の枠を超えた活動について積極的に対象とする」ことを明記し、平成20年3月の審査・評価委員会において81事業を採択した。（参考：平成19年度80事業）</p> <p>【重点助成分野の設定】 #57</p> <p>○ 平成20年度分の助成事業の募集に当たり、募集要領に9分野（昨年度より新規追加4事業、削除1事業）の「重点助成分野」を設定し、機構のホームページへの掲載、ダイレクトメールの送付により周知を図るとともに、社会福祉協議会に対する事務説明会を開催するなど、きめ細かな対応に努めた。</p>

中 期 目 標	中 期 計 画	19 年 度 計 画	19 年 度 業 務 実 績															
			<p>○ 選定方針に、「重点助成分野に関する助成事業を優先的に選定すること」を明記し、平成20年3月の審査・評価委員会において上記選定方針に基づき選定した結果、重点助成分野に関する事業として、以下のとおり596事業（参考：平成19年度277事業）を採択した。（注：重点助成分野596事業には地方分モデル事業37事業を含む。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基 金 の 種 類</th> <th>採 択 事 業 数</th> <th>重 点 助 成 分 野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長寿社会福祉基金</td> <td>19事業</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 認知症高齢者を介護する家族の負担軽減に関する事業 障害者の自立生活・就労の支援に関する事業 </td> </tr> <tr> <td>高齢者・障害者福祉基金</td> <td>255事業</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援のネットワークづくりに関する事業 子どもにとっての安全、安心な地域環境づくり活動に関する事業 児童虐待・いじめに関する活動への支援強化事業 </td> </tr> <tr> <td>子育て支援基金</td> <td>301事業</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 孤独死防止対策に関する事業（新設） 団塊の世代等による地域のコミュニティの再生に関する事業（新設） 障害児・者の家族の支援に関する事業（新設） </td> </tr> <tr> <td>障害者スポーツ支援基金</td> <td>21事業</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 国際大会における選手の育成・強化に関する事業（新設） 新しい障害者スポーツの啓発事業（削除） </td> </tr> </tbody> </table> <p>【特別分における複数年助成の審査及び方検討】#58</p> <p>○ 特別分の複数年助成については、平成18年度から実施しているところであるが、多様な資金助成ニーズに対応するうえで複数年助成は必要と判断し、平成20年度も募集を継続することとし、各基金の重点助成分野に該当し、複数年で事業を行うことが効果的と考えられるテーマを対象に、2年間で10,000千円（1事業年度5,000千円を上限）を助成限度額として設定し、募集を行った。</p> <p>○ 平成20年度の複数年助成事業の選定に当たっては、特別分助成事業の選定方針に「複数年助成の趣旨及びテーマに沿った事業であること」を明記し、平成20年3月の審査・評価委員会において各基金から計4事業を採択した。</p>	基 金 の 種 類	採 択 事 業 数	重 点 助 成 分 野	長寿社会福祉基金	19事業	<ul style="list-style-type: none"> 認知症高齢者を介護する家族の負担軽減に関する事業 障害者の自立生活・就労の支援に関する事業 	高齢者・障害者福祉基金	255事業	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援のネットワークづくりに関する事業 子どもにとっての安全、安心な地域環境づくり活動に関する事業 児童虐待・いじめに関する活動への支援強化事業 	子育て支援基金	301事業	<ul style="list-style-type: none"> 孤独死防止対策に関する事業（新設） 団塊の世代等による地域のコミュニティの再生に関する事業（新設） 障害児・者の家族の支援に関する事業（新設） 	障害者スポーツ支援基金	21事業	<ul style="list-style-type: none"> 国際大会における選手の育成・強化に関する事業（新設） 新しい障害者スポーツの啓発事業（削除）
基 金 の 種 類	採 択 事 業 数	重 点 助 成 分 野																
長寿社会福祉基金	19事業	<ul style="list-style-type: none"> 認知症高齢者を介護する家族の負担軽減に関する事業 障害者の自立生活・就労の支援に関する事業 																
高齢者・障害者福祉基金	255事業	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援のネットワークづくりに関する事業 子どもにとっての安全、安心な地域環境づくり活動に関する事業 児童虐待・いじめに関する活動への支援強化事業 																
子育て支援基金	301事業	<ul style="list-style-type: none"> 孤独死防止対策に関する事業（新設） 団塊の世代等による地域のコミュニティの再生に関する事業（新設） 障害児・者の家族の支援に関する事業（新設） 																
障害者スポーツ支援基金	21事業	<ul style="list-style-type: none"> 国際大会における選手の育成・強化に関する事業（新設） 新しい障害者スポーツの啓発事業（削除） 																

中 期 目 標	中 期 計 画	19 年 度 計 画	19 年 度 業 務 実 績
<p>また、機構法附則第11条第1項に基づき、障害者スポーツの振興のために特に必要な助成の対象とする活動は、独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）の制定趣旨を踏まえ、障害者スポーツ国際大会の開催及び選手派遣（選手強化に関する活動を含む。）に関する活動とすること。</p> <p>c 民間福祉活動育成という趣旨に鑑み、地域における独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、事業継続の能力及び意向の確認を重視した審査を行うことにより、中期目標期間内において、平均して80%以上の助成団体において助成終了後も事業が継続されるようにするものとする。</p>	<p>また、機構法附則第11条第1項に基づき、障害者スポーツの振興のために障害者スポーツ国際大会の開催及び選手派遣（選手強化に関する活動を含む。）に関する活動に対し、特に必要な助成を行う。</p>	<p>併せて、機構法附則第11条第1項に基づき、障害者スポーツの振興のために障害者スポーツ国際大会への選手派遣（選手強化に関する活動を含む。）に関する活動に対し、特に必要な助成を行う。</p> <p>c 平成17事業年度分の地域における独創的・先駆的事業（特別分）及び地域の実情に即したきめ細かな事業（地方分）の継続状況を確認するとともに、平成20事業年度分の特別分及び地方分助成事業の選定においても、事業継続の能力及び意向の確認を重視した審査を行うことにより、助成事業の80%以上につき、助成終了後も当該団体において事業が継続されるようにするものとする。</p>	<p>なお、平成19年度に採択された複数年助成事業については、平成19年10月及び11月に進捗状況調査を実施（6事業）した結果、事業が当初計画どおり順調に進んでいることを確認した。</p> <p>2年目については、初年度の実施状況事業完了報告書で精査したうえで助成することとしている。</p> <p>【地方分モデル事業のあり方について】 #59</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方分モデル事業については、積極的に全国に助成を通じて普及することを目的に平成19年度に子育て支援基金を対象に試行実施したところであるが、優良事業の普及を図るために助成対象事業を拡大することが必要であると判断し、平成20年度においては、子育て支援事業に1メニュー増やし、高齢者、障害者を対象にした事業をモデル事業のメニューに新たに加え、応募団体の幅を広げた。 ○ 上記事業については、平成20年3月の審査・評価委員会において選定した結果37事業（参考：平成19年度53事業）を採択した。 <p>【障害者スポーツ国際大会への選手派遣に関する活動への助成】 #60</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成16年度の機構法改正の趣旨を踏まえ、特に必要な事業としてパラリンピックワールドカップ等の国際大会への派遣や選手強化等を行う事業に対し助成を実施し、障害者の自立と社会参加に対する理解の向上を図った。 <p>【平成17年度分助成事業の継続状況の調査】 #61</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年度分助成事業に関して助成終了後も引き続き事業を継続しているかについて、フォローアップ調査を平成19年6月に実施した。その結果以下のとおり、助成終了後も多くの事業が継続して実施されており、助成が事業の立ち上げや新しい展開を支援していることが確認できた。 <p>なお、当調査結果については、平成19年11月の審査・評価委員会評価部会に報告の上、広報誌及び機構ホームページ等により公表した。</p>

中期目標	中期計画	19年度計画	19年度業務実績																											
<p>② 全国的な活動から地域の実情に即したきめ細かな活動、あるいは独創的・先駆的な活動など、多種多様に展開される民間福祉活動に幅広く対応することとすること。</p> <p>このため、中期目標期間内において、地域における特定非営利活動法人等による活動の育成・支援に特に留意すること。</p>	<p>② 全国的な活動、地域におけるきめ細かな活動、そして独創的・先駆的活動のそれぞれへの助成の募集及び選定の方針及び方法につき、適宜見直しを行い、多様なニーズに適切に対応できる助成となるよう努め、助成のうち70%以上は、地域において特定非営利活動法人等が実施する独創的・先駆的事業や地域の実情に即したきめ細かな事業に助成するものとする。</p>	<p>② 平成20事業年度分の助成事業の選定において、地域における特定非営利活動法人等による活動の育成・支援に特に留意し、そのうち70%以上は、地域において特定非営利活動法人等が実施する独創的・先駆的事業や地域の実情に即したきめ細かな事業に助成するものとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>助成事業の種類</th><th>助成事業 (a)</th><th>継続事業 (b)</th><th>継続率 (b/a)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別分助成 (独創的・先駆的事業を対象)</td><td>63事業 (59事業)</td><td>58事業 (54事業)</td><td>92.1% (91.5%)</td></tr> <tr> <td>地方分助成 (地域の実情に即したきめ細かな事業を対象)</td><td>551事業 (530事業)</td><td>511事業 (484事業)</td><td>92.7% (91.3%)</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>614事業 (589事業)</td><td>569事業 (538事業)</td><td>92.7% (91.3%)</td></tr> </tbody> </table> <p>※()の中は、平成18年度調査（平成16年度助成事業）の実績</p> <p>【平成20年度分助成事業の審査及び事業継続】#62</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度分助成事業の選定に当たり、選定方針に「事業継続の能力及び意向を重視した審査を行う」ことを明記し、この選定方針に基づき、平成20年3月の審査・評価委員会において選定した。なお、平成20年度分の助成事業の事業継続状況の確認については、事業終了後1年以上継続していることを確認するため、平成22年度のフォローアップ調査において実施することとしている。 <p>【独創的・先駆的事業等への助成】#63</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度分助成事業の選定に当たり、選定方針に「地域における独創的・先駆的な活動や地域の実情に即したきめ細かな事業など、地域における民間の創意工夫を活かした福祉活動を推進するため、『特別分』及び『地方分』助成事業が全助成事業の70%以上となるよう配慮する」ことを明記し、平成20年3月の審査・評価委員会において上記選定方針に基づき選定した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">全助成事業数 (a)</th><th colspan="2">特別分+地方分</th><th rowspan="2">占有率 (b/a)</th></tr> <tr> <th>(b)</th><th>特別分</th><th>地方分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>939</td><td>773</td><td>75</td><td>698 82.3%</td></tr> </tbody> </table> <p>※助成事業数には、複数年助成事業（二年次目）を含む。</p>	助成事業の種類	助成事業 (a)	継続事業 (b)	継続率 (b/a)	特別分助成 (独創的・先駆的事業を対象)	63事業 (59事業)	58事業 (54事業)	92.1% (91.5%)	地方分助成 (地域の実情に即したきめ細かな事業を対象)	551事業 (530事業)	511事業 (484事業)	92.7% (91.3%)	合計	614事業 (589事業)	569事業 (538事業)	92.7% (91.3%)	全助成事業数 (a)	特別分+地方分		占有率 (b/a)	(b)	特別分	地方分	939	773	75	698 82.3%
助成事業の種類	助成事業 (a)	継続事業 (b)	継続率 (b/a)																											
特別分助成 (独創的・先駆的事業を対象)	63事業 (59事業)	58事業 (54事業)	92.1% (91.5%)																											
地方分助成 (地域の実情に即したきめ細かな事業を対象)	551事業 (530事業)	511事業 (484事業)	92.7% (91.3%)																											
合計	614事業 (589事業)	569事業 (538事業)	92.7% (91.3%)																											
全助成事業数 (a)	特別分+地方分		占有率 (b/a)																											
	(b)	特別分		地方分																										
939	773	75	698 82.3%																											

中 期 目 標	中 期 計 画	19 年 度 計 画	19 年 度 業 務 実 績
<p>③ 整理合理化計画に基づき、助成した事業の事後評価の実施、評価結果を反映した資源配分を実施すること。</p> <p>このため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>③ 全助成事業を対象として事後評価を実施し、その成果を、事業の採択及び基金事業運営の改善に活かしていくことにより、評価結果を反映した資源配分を実施する。</p> <p>このため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めることとする。</p>	<p>③ 平成17事業年度分の全助成事業を対象とした事後評価の成果を踏まえ、平成20事業年度分の助成事業の募集要領を策定するとともに、平成18事業年度分の全助成事業を対象とした事後評価を実施し、その成果を平成20事業年度分の助成事業の選定に反映する。</p> <p>このため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めることとする。</p>	<p>【事後評価の成果の反映】 #64</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年3月に取りまとめた「平成17年度助成事業に関する事後評価報告書」において提言された5項目について、平成20年度分助成事業の募集要領に反映させた。 <p>【平成18年度分助成事業の事後評価の実施】 #65</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年度分助成事業の事後評価については、中間取りまとめとして、平成19年11月に「平成20年度助成事業の選定に当たっての留意事項」が取りまとめられ、その内容については、「平成20年度分助成事業の選定方針」に反映され、同方針に基づき、審査・評価委員会において平成20年度の助成事業の選定が行われた。なお、個別評価実績については、平成20年度分助成事業の審査に有効に活用した。 ○ 助成団体による自己評価、審査・評価委員会(評価部会)及び機構事務局によるヒアリング評価並びに機構事務局による書面評価のプロセスを経て、平成20年3月に「平成18年度助成事業に関する事後評価報告書」(以下「事後評価報告書」という。)を取りまとめた。 <p>なお、事後評価報告書においてなされた提言は、平成21年度分助成事業の募集要領の見直しに反映させることとしている。</p>

評価の視点等	自己評定	一	評定
	評価項目9で評価		
[数値目標] <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度4分野以上重点助成分野を設定し、優先的に助成を行うこと。 ○ 中期目標期間内において、平均して80%以上の助成団体において助成終了後も事業が継続されるようにすること。 ○ 助成のうち70%以上を地域において特定非営利活動法人等が実施する独創的・先駆的事業や地域の実情に即したきめ細かな事業に助成すること。 			
[評価の視点] <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成対象先の選定に当たっては、従来の枠を超えた新しい活動を助成対象としているか。 ○ 重点助成分野の設定数は中期目標を達成しているか。 ○ 障害者スポーツの振興のため特に必要と認められる活動に対し特に必要な助成が行われているか。 ○ 地域における独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、助成終了後も事業を継続している助成団体割合が中期計画の数値を達成しているか。（助成事業実施の翌々年度に測定） ○ 総助成件数に占める特定非営利活動法人等が実施する独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業への助成件数の割合が中期計画の数値を達成しているか。 ○ 事後評価の成果が、資源配分に適切に反映されているか。 			

中 期 目 標	中 期 計 画	1 9 年 度 計 画	1 9 年 度 業 務 実 績						
<p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>3 長寿・子育て・障害者基金事業</p> <p>(1) 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>ア 基金の運用については、安全かつ確実な方法による運用を基本としながらも可能な限り運用効率を高めるよう努めること。</p> <p>イ 助成金の交付申請の受理から交付決定までの所要期間について、事務処理の効率化を図り、申請内容の不備などを除き、中期目標期間最終年度において平均で30日以内で処理するよう努めるものとする。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>3 長寿・子育て・障害者基金事業</p> <p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>ア 以下の措置を講じることにより、中期目標期間における助成が効率的かつ安定的なものとなるよう努める。</p> <p>(ア) 本中期目標期間内の各年度における各基金の運用益、助成額等について、一定の前提の下に中期助成計画を策定し、金融情勢の変動を踏まえ、定期的にその見直しを行う。</p> <p>(イ) 安全かつ確実な方法による運用を基本としながらも、経済情勢や市場状況に関する情報を不斷に把握し、適切な運用資産及び金融機関の選択に努めることにより可能な限り運用効率を高める。</p> <p>イ 助成金の交付申請の受理から交付決定までの所要期間について、事務の合理化等により、毎年度計画的に縮減に努め、所要期間に関する中期目標を達成する。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>3 長寿・子育て・障害者基金事業</p> <p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>ア 次期中期目標期間内の各年度における各基金の運用益、助成額等について、一定の前提の下に中期助成計画を策定する。</p> <p>イ 中期助成計画を踏まえ、平成20事業年度分の事業計画及び運用計画を策定する。</p> <p>ウ 基金の運用については、安全かつ確実な方法を基本としながらも、経済情勢や市場状況に関する情報を不斷に把握し、適切な運用資産及び金融機関の選択に努めることにより可能な限り運用効率を高める。</p> <p>エ 平成19事業年度分の助成金の交付申請の受理から交付決定までの所要期間の短縮については、平均で30日以内で処理するよう努める。</p>	<p>【中期助成計画の策定】 #66</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中期助成計画については、関係部署と連携を図り、中期目標に沿って的確に策定した。 <p>【平成20年度事業計画及び運用計画の策定】 #67</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20事業年度分の事業計画及び運用計画については、中期助成計画を踏まえて作成し、平成20年3月の審査・評価委員会の審議等を経て了承を得た。 <p>また、平成20年度分の助成事業の選定に当たっては、限られた財源の中で効果的な助成を行うため、「選定方針」に重点助成分野に関する助成事業を優先的に選定することなどを定め、平成20年度分の助成事業の選定を行った。</p> <p>【基金の運用効率の向上】 #68</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 財投機関債を中心とした運用を行い、再運用した265億円について、長期金利指標である国債の平均利回り1.64%を0.15%上回る実績をあげた。 <p>《平均運用利回り》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>19年度実績</th> <th>国債で運用した場合</th> <th>差引き</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.79%</td> <td>1.64%</td> <td>0.15%</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、日常的な情報収集に加えて、職員の専門能力の向上を図るため、外部セミナーへの職員派遣、エコノミストを招聘しての勉強会開催等を行った。</p> <p>【交付決定処理期間の短縮】 #69</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度助成分の交付決定については、目標の事務処理期間である平均30日より短い22.2日で処理することができた。 	19年度実績	国債で運用した場合	差引き	1.79%	1.64%	0.15%
19年度実績	国債で運用した場合	差引き							
1.79%	1.64%	0.15%							

評価の視点等	自己評定	A	評価項目 8	評定	A
			<p>平成20年度分の助成事業の選定に当たっては、限られた財源の中で効果的な助成を行うため、「選定方針」に重点助成分野に関する助成事業を優先的に選定した。</p> <p>なお、当該重点助成分野については、平成19年度に見直しを行い、前年度より3分野多い9分野を設け、限られた財源の効果的な配分に努めた。</p> <p>また、財投機関債を中心とした安定的な運用を行い、再運用した265億円について、長期金利指標である国債の平均利回り1.64%を0.15%上回る実績を上げるとともに、交付決定処理期間の短縮に努め、中期目標である平均30日より短い22.2日で処理することができた。</p>	(委員会としての評定理由)	<p>交付申請から交付決定までの所要時間は中期目標を達成していること、事業計画及び運用計画は策定されていること、積極的な情報収集により国債の平均利回りを上回る運用実績をあげていること、助成事業(重点分野)では限られた財源で効率的運用を行っていること等を踏まえ、評価に値する。</p>
[数値目標] <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成金の交付申請の受理から交付決定までの所要時間について、中期目標期間最終年度において平均30日以内とすること。 			<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度実績は22.2日、中期目標期間の累計は28.8日となり、中期目標を達成できた。 	(各委員の評定理由)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請受理から交付決定までの所要時間は中期目標を達成できている。事業計画及び運用計画は策定されている。積極的な情報収集を行い、国債の平均利回りを上回る運用実績を上げることができている。 ・ 説明資料からA評価が適切。 ・ 助成事業(重点分野)では、限られた財源で効率的運用を行っている。
[評価の視点] <ul style="list-style-type: none"> ○ 年度ごとの事業計画及び運用計画が策定されているか。 ○ 金融情勢や市場状況に関する情報収集を十分に行い、運用判断に活かしているか。 ○ 助成金交付申請書受理日から交付決定日までの所要期間について、中期目標の数値を達成しているか。 			<p>実績: ○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 低金利が継続する厳しい運用環境を踏まえ、独創的・先駆的事業への助成及び地域におけるきめ細かな事業への助成を重視する方針のもと、中期助成計画に沿って、平成20年度分の事業計画及び運用計画を的確に策定することができた。 ○ また、重点助成分野について見直しを行い、前年度より3分野多い9分野を設け、限られた財源の効果的な配分に努めた。 <p>(業務実績P56【中期助成計画の策定】#66、【平成20年度事業計画及び運用計画の策定】#67参照)</p> <p>実績: ○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 最新の金融情勢や市場状況に関する日常的な情報収集に加え、他の財投機関等の債券投資家向け説明会に参加するなど積極的な情報収集を行い、再運用の際の判断に活用した。 ○ その結果、平成19年度の基金の運用については、長期金利の指標である国債の平均利回りを上回る運用実績(0.15%)を上げることができた。 <p>(業務実績P56【基金の運用効率の向上】#68参照)</p> <p>実績: ○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度分の助成金の交付申請処理に当たって、申請様式の簡略化などの事務処理方法の改善や助成事業の事務手引き(団体用)の更なる改善を実施した結果、交付申請から交付決定までの所要期間は22.2日となり、中期目標の30日以内に納めることができた。(業務実績P56【交付決定処理期間の短縮】#69参照) 	(その他意見)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「独創的・先駆的事業及び地域におけるきめ細かな事業への助成を重視する方針」とあるが、これらの事業の判断基準が不明確である。

中 期 目 標	中 期 計 画	1 9 年 度 計 画	1 9 年 度 業 務 実 績
<p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>3 長寿・子育て・障害者基金事業</p> <p>(2) 業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 助成の仕組みや手続が国民に理解しやすく利用しやすいものとなるように、その見直しを進め、手続の簡素合理化、相談対応や広報の充実を図ることにより、活動団体の応募機会の確保及び便宜に努めること。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>3 長寿・子育て・障害者基金事業</p> <p>(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>ア 助成の仕組みや手続が国民に理解しやすく利用しやすいものとなるよう、次の措置を講じる。</p> <p>(ア) 助成の募集の広報を幅広く積極的に行い、周知を図るとともに、様々な相談に対応する。このため、募集要領を募集締め切りの2か月前までにホームページなどで公開する。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>3 長寿・子育て・障害者基金事業</p> <p>(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>ア 助成の仕組みや手續が国民に理解しやすく利用しやすいものとなるよう、次の措置を講じる。</p> <p>(ア) ホームページなどの活用により、助成事業に関する情報提供を幅広く積極的に行い、周知を図るとともに、様々な相談に対応する。また、募集要領は募集締め切りの2か月前までにホームページなどで公開するなど、早期の情報提供に努める。</p>	<p>【募集要領等の改正】 #70</p> <p>○ 平成20年度分助成事業の募集要領について、以下の改正を行った。</p> <p>a 応募要件等の緩和 単年度限りであった地方分を試行的に複数年助成できることとした。</p> <p>b 助成対象テーマの見直し 子育て支援基金のテーマをわかりやすく改めた。</p> <p>c 重点助成分野の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待支援強化に「いじめ」を追加 ・ 孤独死防止対策に関する事業を追加 ・ 団塊の世代等による地域のコミュニティの再生に関する事業を追加 ・ 障害児・者の家族の支援に関する事業を追加 ・ 国際大会における選手の育成・強化に関する事業を追加 ・ 新しい障害者スポーツの啓発・普及事業を削除 <p>d 地方分モデル事業の対象拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若年性認知症の人と家族への相談、支援、啓発事業を追加 ・ “ふるさと” ふれあい（郷土に伝わる料理、工芸、文化及び芸能などを介した世代間交流）子育て支援事業を追加 <p>【募集情報の提供・募集要領の公表】 #71</p> <p>○ 国民が助成事業に関する情報に容易にアクセスできるように、以下の取組を行った。</p> <p>a 募集案内については、特別分と地方分の内容を網羅した総合版及び助成区分別に特別分、地方分の内容をわかりやすく記載した詳細版を作成し、各都道府県・市町村の行政・社会福祉協議会等のほか、現在認証されている全ての福祉関連の特定非営利活動法人に配布した。（約3万箇所）</p> <p>b 助成事業の募集に関するポスターを作成し、各都道府県、政令指定都市、市区町村及び社会福祉協議会に配布するとともに各都道府県主要駅にもポスターを掲示し、幅広く広報活動を行った。（約6千箇所）</p> <p>c 全国5ヶ所において行った事業報告会の内容を2回にわたり全国紙を通じて普及啓発するととも</p>

中 期 目 標	中 期 計 画	19 年 度 計 画	19 年 度 業 務 実 績
	<p>(イ) 助成の応募などの手続について電子申請の実現に向けて準備を進める。</p>	<p>(イ) 各地で開催する事業報告会の開催と併せて、助成事業の積極的な周知を図るとともに、助成要望団体からの様々な相談に応じ、便宜の向上に努める。</p> <p>(ウ) 助成先団体の事業運営に対する支援や助言をより積極的に行う体制作りについて検討する。</p> <p>(エ) 平成15年度から平成18年度までに実施した課題整理等を踏まえ、次期中期計画に向け、電子申請の導入について検討する。</p>	<p>に、併せて募集案内も掲載し、効果的な広報活動を行った。</p> <p>d 平成20年度分助成事業の募集要領のホームページへの掲載については、7月31日に速報版を掲載し、8月21日に応募様式も含めて全てのコンテンツを公開した。</p> <p>e 地方分の応募団体に対する適切な指導を依頼するため、窓口となる都道府県・指定都市社会福祉協議会を対象とした事務説明会を開催した。 (平成19年8月22日)</p> <p>【事業報告会の開催等】 #72</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 前年度の事業評価において特に評価の高かった事業等を紹介する事業報告会を6回実施した。また、事業報告会では、助成事業の積極的な周知を図るとともに、個別相談の機会も設け、各地の団体の相談にきめ細かく応えることができた。 <p>【社会福祉協議会に対する事務説明会の実施】 #73</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉協議会に対して事務説明会を開催し、各地域においても助成事業の説明会を開催するよう促すとともに、社会福祉協議会が開催する説明会に対し、機構職員を派遣した。また、助成事業の適正な執行に資するため、5府県の社会福祉協議会において、当該地域の助成先団体を対象に事務指導を実施した。 <p>【助成先団体への支援・助言体制構築の検討】 #74</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成先団体に対して効果的な支援・助言ができる人材の育成を目的として、国内、海外の民間助成団体におけるプログラムオフィサーと呼ばれる職員にヒアリングを実施し、プログラムオフィサーとして必要な知識、能力を整理した上で、プログラムオフィサー的人材を養成するための研修プログラムをまとめた。 <p>【電子申請システム等の構築】 #74</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度においては関係部署と連携を図りながら仕様書を作成し、入札により開発業者を平成19年8月に確定し、電子申請システム及び電子図書館システムに係る第一次開発の構築を平成20年3月までに行い、試行運用に向けた動作確認まで行った。(システムの全機能は平成20年8月完成予定)

中 期 目 標	中 期 計 画	19 年 度 計 画	19 年 度 業 務 実 績																																									
<p>イ 助成事業の事後評価を徹底し、その成果を、助成事業採択や基金事業運営の改善、助成団体への指導助言に活かしていくとともに、評価の高い助成事例については、広く周知を図ることにより、民間団体の活動の推進に資するとともに、有望な助成案件の把握に努めること。</p>	<p>イ 助成事業の選定及び事後評価について、外部有識者の委員会を設けて一体的に審議するとともに、以下の措置を講じる。</p> <p>(ア) 助成事業の選定にあたっては、客観性及び透明性を確保するため、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 助成については、原則として単年度限りとし、全国的規模の事業については、事業の内容によっては3年間まで継続を認めるが、毎年度の事業終了後に行う事業評価の結果によっては打ち切る。 上記委員会において、審査及び選定の方針を定め、それに基づき選定を行う。 採択した事業については、毎年1回4月下旬までにホームページや広報誌などで公開する。 	<p>イ 助成事業の選定及び事後評価について、外部有識者からなる「基金事業審査・評価委員会」（以下「審査・評価委員会」という。）において一体的に審議するとともに、以下の措置を講じる。</p> <p>(ア) 平成20事業年度分の助成事業の選定に当たっては、客観性及び透明性を確保するため、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 助成については、原則として単年度限りとし、全国的規模の事業については、事業の内容によっては3年間まで継続を認める。なお、平成18事業年度分からの継続事業については、その事業評価の結果によっては打ち切る。 審査・評価委員会において、平成18事業年度分の事業評価の成果も踏まえ、平成20事業年度分の助成事業の選定方針を策定し、多様なニーズに適切に対応できる助成となるよう努める。 採択した事業については、平成20年4月下旬までにホームページや広報誌などで公開する。 	<p>【助成事業の選定】 #75</p> <p>○ 平成20年度分助成事業については、事後評価の中間取りまとめの内容を踏まえ策定された「平成20年度分助成事業の選定方針」に基づき、審査・評価委員会において審議し、939事業（一般分166、特別分75、地方分698）を選定した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">要 望</th> <th colspan="2">採 択</th> <th colspan="2">採 択 率 (%)</th> </tr> <tr> <th>事業数</th> <th>金額</th> <th>事業数</th> <th>金額</th> <th>事業数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般分</td> <td>175</td> <td>2,130</td> <td>166</td> <td>1,610</td> <td>94.9</td> <td>75.6</td> </tr> <tr> <td>特別分</td> <td>381</td> <td>1,484</td> <td>75</td> <td>326</td> <td>19.7</td> <td>22.0</td> </tr> <tr> <td>地方分</td> <td>1,293</td> <td>2,103</td> <td>698</td> <td>1,136</td> <td>54.0</td> <td>54.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,849</td> <td>5,717</td> <td>939</td> <td>3,072</td> <td>50.8</td> <td>53.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 地方分の「要望」については、各社会福祉協議会に申請された件数及び金額である。 事業数及び金額には、複数年助成事業を含む。</p> <p>○ 一般分166事業のうち、平成22年度まで3ヵ年継続して事業を行うことを計画しているものは、12事業である。 なお、平成18年度から3ヵ年継続実施している26事業及び平成19年度から3ヵ年継続実施している16事業については、事業評価を実施した結果、いずれについても事業の継続を認めた。</p> <p>【多様な助成ニーズへの対応】 #76</p> <p>○ 平成20年度分の助成事業については、平成18年度分助成事業の事後評価の中間取りまとめを踏まえて平成19年12月に策定した選定方針に基づき選定を行い、以下のとおり、多様なニーズに適切に対応した事業に助成を行うことができた。</p> <p>a 独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業の占める割合が82.3%に達した。 (参考：年度計画の目標70%以上)</p> <p>b 従来の枠に留まらない新しい事業として、81事業（参考：平成19年度80事業）を採択した。</p> <p>c 重点分野に関する助成事業として、596事業（参考：平成19年度277事業）を採択した。</p>	区分	要 望		採 択		採 択 率 (%)		事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	一般分	175	2,130	166	1,610	94.9	75.6	特別分	381	1,484	75	326	19.7	22.0	地方分	1,293	2,103	698	1,136	54.0	54.0	合計	1,849	5,717	939	3,072	50.8	53.7
区分	要 望		採 択		採 択 率 (%)																																							
	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額																																						
一般分	175	2,130	166	1,610	94.9	75.6																																						
特別分	381	1,484	75	326	19.7	22.0																																						
地方分	1,293	2,103	698	1,136	54.0	54.0																																						
合計	1,849	5,717	939	3,072	50.8	53.7																																						

中 期 目 標	中 期 計 画	19 年 度 計 画	19 年 度 業 務 実 績												
			<p>d 複数年助成事業として、特別分4事業（参考：平成19年度6事業）、地方分19事業を採択した。</p> <p>e 地方分モデル事業として、37事業（参考：平成19年度53事業）を採択した。</p> <p>（注：重点分野に関する助成事業には、地方分モデル事業37事業を含む。）</p> <p>【地方分モデル事業の拡大】 #77</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方分モデル事業については、平成19年度に試行実施したところであるが、平成20年度募集においては、19年度にモデル事業の対象とした子育て支援基金の「携帯電話メールによる子育て情報（防犯・防災、イベント、感染症・医療、食品、食中毒等）配信事業」の他に、高齢者・障害者福祉基金の「若年性認知症の人と家族への相談、支援、啓発事業」、子育て支援基金の「“ふるさと”ふれあい（郷土に伝わる料理、工芸、文化及び芸能などを介した世代間交流）子育て支援事業」の2事業を加え、応募団体の幅を広げた。 ○ なお、上記事業については、平成20年3月の審査・評価委員会において審議し37事業を選定した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>基 金 の 種 類</th><th>採 択 事 業 数</th><th>事 業 名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者・障害者福祉基金</td><td>10事業</td><td>若年性認知症の人と家族への相談、支援、啓発事業</td></tr> <tr> <td>子育て支援基金</td><td>12事業</td><td>“ふるさと”ふれあい子育て支援事業</td></tr> <tr> <td></td><td>15事業</td><td>携帯電話メールによる子育て情報配信事業</td></tr> </tbody> </table> <p>【地方分助成における複数年助成の実施】 #78</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 複数年助成については、既に特別分において平成18年度から実施しているところであるが、地方分においても、地域に根ざした活動を自立的・継続的に推進させていくという観点から複数年助成が必要であると判断し、平成20年度事業の募集から試行実施することとした。 なお、当事業の選定にあたっては、地方分助成事業の選定方針に「複数年助成の趣旨及びテーマに沿った事業であること」を明記し、平成20年3月の審査・評価委員会において各基金から19事業を採択した。 	基 金 の 種 類	採 択 事 業 数	事 業 名	高齢者・障害者福祉基金	10事業	若年性認知症の人と家族への相談、支援、啓発事業	子育て支援基金	12事業	“ふるさと”ふれあい子育て支援事業		15事業	携帯電話メールによる子育て情報配信事業
基 金 の 種 類	採 択 事 業 数	事 業 名													
高齢者・障害者福祉基金	10事業	若年性認知症の人と家族への相談、支援、啓発事業													
子育て支援基金	12事業	“ふるさと”ふれあい子育て支援事業													
	15事業	携帯電話メールによる子育て情報配信事業													

中 期 目 標	中 期 計 画	19 年 度 計 画	19 年 度 業 務 実 績
	<p>(イ) 助成事業の事後評価については、適切に評価を行うため、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事後評価は、助成先団体が行う自己評価並びに上記委員会及び事務局が行う総合評価により行う。 評価結果については、ホームページ、広報誌などで公開する。また、評価結果の公表にあたっては、特に評価の高い事業を、毎年度平均20事業以上選び出し特に明記するとともに、年2回以上の各地での事業報告会、年4回発行する広報誌等で紹介し、広く周知を図る。 職員の専門性を高めるとともに、評価の専門家を確保することにより、助成団体の事業実施に対し的確な指導助言ができるように努める。 	<p>(イ) 平成18事業年度分の助成事業の事後評価については、適切に評価を行うため、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事後評価は、助成先団体が行う自己評価並びに審査・評価委員会及び事務局が行う総合評価により行う。自己評価及び総合評価の方法については、前年度の改善結果を踏まえ、新評価手法の検討に努める。 評価結果については、ホームページ、広報誌などで公開する。また、評価結果の公表にあたっては、特に評価の高い事業を、20事業以上選び出し特に明記するとともに、平成19事業年度又は平成20事業年度における年2回以上の各地での事業報告会、年4回発行する広報誌等で紹介し、広く周知を図る。 助成団体の事業実施に対し的確な指導助言ができるよう、職員の専門性を高めるための研修を行う。 	<p>【採択事業の公開】#79</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年度助成分として採択した事業については平成19年4月9日にパンフレットに掲載し、平成20年度助成分として採択した事業については、平成20年4月中旬までにパンフレットに掲載できるように準備を行った。 平成20年度分として採択した事業については、機構ホームページで公開するとともに、採択団体が年度当初よりスムーズに事業を開始できるよう、内定通知を事業開始年度前に実施した。 <p>【平成18年度分助成事業の事後評価】#80</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度分助成事業の事後評価については、助成団体による自己評価、審査・評価委員会評価部会委員等によるヒアリング評価及び機構事務局による書面評価を実施し、平成20年3月の審査・評価委員会において、最終報告（平成18年度助成事業に関する事後評価報告書）を行った。 <p>《最終報告書の主な内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己評価、ヒアリング評価及び書面評価を通じての助成事業の全般的な状況 各評価方法毎の5ヶ年の全体的な状況 事業評価結果に基づく今後の課題 平成21年度募集要領等の策定にあたっての提言 <ul style="list-style-type: none"> 平成20年3月の審査・評価委員会において、最終報告（平成18年度助成事業に関する事後評価報告書）を行った。 <p>なお、最終報告書における提言については「平成21年度分助成事業の募集要領」の見直しに反映させるとともに、事後評価の実施過程で把握された課題については、平成19年度助成事業の事後評価の実施方法等に反映させることとしている。</p> <p>《平成18年度分助成事業の事後評価の内容》</p> <p>a 自己評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 全助成事業（834事業）について助成団体が自己評価を実施し、自己評価書が提出され、平成19年7月の審査・評価委員会評価部会にその概要を報告した。

中 期 目 標	中 期 計 画	19 年 度 計 画	19 年 度 業 務 実 績
			<p>b ヒアリング評価及び書面評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ヒアリング評価については、一般分助成事業の3年間継続事業、重点助成分野の事業及び新しい活動について優先的に実施し、書面評価については、ヒアリング評価を行った事業を除く全事業について実施した。 <p>c 選定方法への反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年度分助成事業の自己評価及びヒアリング評価の成果等を早急に助成事業の選定に反映させるため、中間取りまとめを実施し、平成20年度助成事業の選定方針に反映させた。 <p>【助成事業の評価結果の公開等】 #81</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基金事業の優れた成果を普及し、基金事業に対する理解を深めるため、平成16年度分及び平成17年度分助成事業の事後評価において特に評価の高かった事業について8月に全国5ヶ所で事業報告会を開催するとともに、事業報告会の内容を2回にわたり全国紙に掲載した。 <p>また、1月に実施した子育て支援セミナーでは、専門家の講師による基調講演のほか、平成17年度分助成事業の事後評価において評価の高かった2団体の代表者と講師によるパネルディスカッションを行い、助成金を使った活動の報告とその効果などについての意見交換及び来場者との質疑応答を通じて助成制度の普及を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年度分助成事業の事後評価結果については、平成20年3月の審査・評価委員会で報告した後、事後評価報告書をホームページに掲載した。 <p>また、高い評価を受けた特に優れた事業については、事後評価報告書に明記するとともに、ホームページで紹介した。</p> <p>【職員の専門性を高めるための研修】 #82</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間福祉活動、地域福祉、児童福祉などの分野の専門家を講師に招き、助成事業を評価し、助成団体に対して助言や支援を行う際にどのような視点を持つべきかなどについて職員研修を実施し、職員の専門性の向上を図った。

中 期 目 標	中 期 計 画	19 年 度 計 画	19 年 度 業 務 実 績
<p>ウ 助成先の団体や、他の資金助成を行う団体などと積極的に情報交換・意見交換を行うとともに、基金による資金助成が真に必要な分野についての調査研究に努めること。</p>	<p>ウ 多様なニーズを踏まえた助成事業の運営を可能とするため、次の措置を講じる。</p> <p>(ア) 助成先の団体との意見交換により民間福祉団体のニーズを把握するとともに、他の大手の民間資金助成団体との間で、基金事業における事業の実施・評価の情報提供等、情報交換・意見交換を年2回以上行うことにより、各民間資金助成団体との事業実施ノウハウの共有化、助成の効率化に資する。</p> <p>(イ) 我が国の福祉施策や地域福祉の動向、さらには本基金の果たしている役割、助成事業の社会的波及効果等について調査研究を行い、今後の基金助成の方向について検討する。</p>	<p>ウ 多様なニーズを踏まえた助成事業の運営を可能とするため、次の措置を講じる。</p> <p>(ア) 助成先の団体との意見交換により民間福祉団体のニーズを把握するとともに、他の大手の民間資金助成団体との間で、基金事業における事業の実施・評価の情報提供等、情報交換・意見交換を年2回以上行うことにより、各民間資金助成団体との事業実施ノウハウの共有化、助成の効率化に資する。</p> <p>(イ) 既存の助成区分によらない多様性ある助成事業への展開の可能性や調査研究、事業成果の普及、研修などのあり方について検討する。</p> <p>(ウ) 助成先団体の活動等に重要な役割を果たしているNPO中間支援団体の実態数及び活動状況について把握し、今後のNPO中間支援団体の活動の方向性等を検討する調査研究を実施する。</p>	<p>【民間助成団体との意見交換等】#83</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 8月に開催した事業報告会において、団体の事業報告並びに機構の募集説明を行うとともに、日本財団、県共同募金会及び(財)助成財団センターからも、当該団体における助成制度の概要等の説明を行い、資料を配布した。 また、助成先の団体に対する事務指導、事業報告会時における助成相談、助成事業終了後のフォローアップ調査等により、助成ニーズ等の把握に努めた。 <p>【多様性ある助成事業等のあり方について】#84</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生した時など緊急的に助成が行えるような仕組みについて、検討を行った。 <p>【NPO中間支援団体の活動に関する調査研究】#85</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基金助成事業についての顧客満足の向上及び事務処理の効率化の観点から、助成先団体の活動等に重要な役割を果たしているNPO中間支援団体について、その実態数及び活動状況等を調査するために一次調査としてアンケート調査を実施し、調査結果を踏まえ、2次調査としてヒアリング調査を実施したうえで調査結果をまとめ、分析等を行い、報告書としてまとめた。

評価の視点等	自己評定	A	評価項目 9	評定	A
	<p>審査・評価委員会において、募集要領、選定方針、事業の選定（採択）、事後評価の審議を適切かつ厳格に行うとともに、その結果については、速やかにホームページ等で公開し、助成事業の選定にあたっての客観性及び透明性の確保を図ることができた。</p> <p>重点助成については、中期目標である4分野を上回る9分野を重点助成分野として設定し、596事業（全助成事業数の63.5%）を優先的に採択することができた。</p> <p>また、平成17年度分助成事業における継続率については、中期目標である80%を上回る92.7%の継続率を確認（平成19年6月調査）することができた。</p> <p>さらに、独創的・先駆的事業等への助成事業については、中期目標である70%以上を上回る全助成事業数のうち82.3%を選定することができた。</p>		<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>審査・評価委員会において丁寧な事後評価を実施するとともに、その結果を速やかにホームページ等で公開している。また、助成事業の継続率については、中期目標である80%を上回る92.7%の継続率であり、評価できる。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 募集要領は2ヶ月前までに公表。採択した事業は4月9日にパンフレットに掲載公表。37事業を選定し、事業報告会、全国紙掲載、ホームページ等への周知を行っている。意見交換会は2回実施。 PDCAサイクルを回すことにつながり、評価できる。 助成の事後評価はPDCAサイクルを活用し、重層的に有効に行われていると理解した。助成も適正に採択していると判断した。 評価委員会による丁寧な評価活動を実施している。 92.7%の継続率は高く評価できる。 民間活動の活性化に大きく寄与している。 ただ助成するのではなく、広く普及させるべき取組みへは地方分として採択するなど、メリハリの効いた体制、取組みであり、高く評価できる。 事後評価であること。子育ても働いていて欲しいという取組みで、90%以上が継続している。また、自己評価でよかったものを地方分モデルに拡大する試みも行っている。 		
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> 募集要領を募集締め切りの2ヶ月前までにホームページなどで公開すること。 採択した事業については、毎年4月下旬までにホームページや広報誌などで公開すること。 特に評価の高い事業を、毎年度20事業以上選び出し、年2回以上の各地での事業報告会、年4回発行する広報誌等で紹介し、広く周知を図ること。 助成先の団体との意見交換及び他の民間助成団体との間で基金事業に関する情報・意見交換を年2回以上行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 2ヶ月前までに応募様式も含めてすべてのコンテンツを公開し、中期目標を達成できた。 平成19年度助成分採択事業については、平成19年4月9日にパンフレットに掲載し、中期目標を達成できた。 特に評価の高かった37事業を選定し、全国5か所で事業報告会を開催するとともに、事業報告会の内容を2回にわたり全国紙に掲載した。また、機構のホームページや広報誌等で広く周知を図り、中期目標を達成できた。 民間助成団体や中間支援組織との意見交換会等を年2回実施し、中期目標を達成できた。 	<p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事後評価の審議やその結果の公表、重点分野の設定について、明確に計画化されているのか不明。 			
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 募集要領の公開について、中期計画で示された期日までにホームページへ掲載できたか。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 募集要領のホームページでの公開については、7月31日に募集要領の速報版を掲載し、8月21日には応募様式等全てのコンテンツを掲載できたところであり、中期計画・年度計画の目標である募集締切日（10月末日）の2か月前までに情報提供を行うことができた。 平成20年度分助成事業の募集に先立って、助成対象事業のテーマ及び重点助成分野の見直しや応募段階で周知しておくべき事項を明記するなど応募団体に分かりやすいものに改正し応募団体の利便性の向上を図った。 平成20年度分助成事業の募集については、募集要領の早期掲載を 				

	<p>行ったほか、募集の広報について、昨年度の助成事業の成果の広報と効果的に連携させる形で全国紙に展開するなどの工夫を行った。 (業務実績P58【募集要領等の改正】#70、【募集情報の提供・募集要領の公表】#71、P59【事業報告会の開催等】#72参照)</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成先団体の利便の向上、事務の効率化及び助成事業の成果の普及を図るため、平成15年度以降、逐次、助成手続き等の電子化を進めてきたところであり、平成19年度においては、電子申請システム等の構築をするなどの実績を上げることができた。 (業務実績P59【電子申請システム等の構築】#74参照) <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成15年10月に、客観性及び透明性を確保するため、外部有識者（各福祉分野における専門家）からなる審査・評価委員会を設置し、毎年度、当委員会において、募集要領、選定方針、事業の選定（採択）、事後評価の審議を実施している。 ○ 平成19年度においては、委員会2回、部会を5回開催し、適切かつ厳格に審議を行うことができた。 (業務実績P60【助成事業の選定】#75参照) <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度助成分の募集に際して、審査・評価委員会において、平成18年度に実施した事後評価の結果による提言を反映させた募集要領を策定し、募集を実施することができた。 ○ 助成事業の選定に先立って、審査・評価委員会審査部会において、国の政策動向等を踏まえた効果的な資金助成を行うため、9つの重点助成分野に関する助成事業を優先採択する等の選定方針を策定した。 ○ 応募された事業については、この選定方針に基づき、2回にわたる審査・評価委員会審査部会において厳正に審査された後、評価委員を加えた審査・評価委員会において更に審査の上、採択された。 ○ また、毎年度、評価部会の事後評価報告書の提言を受け、平成20年度事業の募集から、地域に根ざした活動を自立的、継続的に推進させていくという観点から複数年助成事業の募集を行い、一層の事業効果や成果が期待できる事業にも対応できるようにした。 ○ 各地において普及させることができ望ましい事業をモデル事業として募集することとしているが、平成20年度事業募集においては、高齢者・障害者福祉基金に1モデル、子育て支援基金に2モデルを設け、37事業を採択した。 ○ これらの結果、客観性及び透明性をもって事業の必要性、妥当性
--	---

	<p>が認められた事業を厳選採択し、助成事業の選定を行うことができた (業務実績P51【特別分における複数年助成の審査及びあり方検討】#58、P53【平成20年度分助成事業の審査及び事業継続】#62、P60【助成事業の選定】#75、【多様な助成ニーズへの対応】#76、P61【地方分モデル事業の拡大】#77、【地方分助成における複数年助成の実施】#78参照)</p> <p>○ 每年度4分野以上重点助成分野を設定し、優先的に助成を行うこと。 ○ 中期目標期間内において、平均して80%以上の助成団体において助成終了後も事業が継続されるようにすること。 ○ 助成のうち70%以上を地域において特定非営利活動法人等が実施する独創的・先駆的事業や地域の実情に即したきめ細かな事業に助成すること。 [評価の視点] ○ 助成対象先の選定に当たっては、従来の枠を超えた新しい活動を助成対象としているか。 ○ 重点助成分野の設定数は中期目標を達成しているか。 ○ 障害者スポーツの振興のため特に必要と認められる活動に対し特</p>
--	---

<p>に必要な助成が行われているか。（前文①）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、助成終了後も事業を継続している助成団体割合が中期計画の数値を達成しているか。（助成事業実施の翌々年度に測定）（前文①） ○ 総助成件数に占める特定非営利活動法人等が実施する独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業への助成件数の割合が中期計画の数値を達成しているか。（前文②） ○ 事後評価については、中期計画に示されたとおり適切に行われているか。 ○ 事後評価の成果が、資源配分に適切に反映されているか。（前文③） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成16年度の機構法改正の趣旨を踏まえ、特に必要な事業としてパラリンピックワールドカップ等の国際大会への派遣や選手強化等を行う事業に対し助成を実施し、障害者の自立と社会参加に対する理解の向上を図った。（業務実績P52【障害者スポーツ国際大会への選手派遣に関する活動への助成】#60参照） <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年度分助成事業においては、助成終了後も引き続き事業を継続しているものの割合は、特別分で92.1%、地方分で92.7%と、中期計画目標値である80%を超えていたことが確認できた。 ○ また、平成19年6月に平成17年度分助成事業に関して、助成終了後の事業の継続状況等のフォローアップ調査を実施した。その際、団体の利便性を高めるため、web上での回答が出来る仕組みを構築した。（業務実績P52【平成17年度分助成事業の継続状況の調査】#61参照） <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業の合計件数が全助成事業件数に占める割合は82.3%に達し、前年度に引き続き中期計画で目標とした70%を大きく上回ることができた。（業務実績P53【独創的・先駆的事業等への助成】#63参照） <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年3月に取りまとめられた「平成17年度助成事業に関する事後評価報告書」における提言（5項目）に基づき、平成20年度分助成事業の募集要領の見直しを行い、事後評価の成果を活かして、適切な助成申請の促進を図ることができた。（業務実績P54【事後評価の成果の反映】#64参照） <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年度分助成事業の事後評価については、助成団体による自己評価、審査・評価委員会（評価部会）及び機構事務局によるヒアリング評価並びに機構事務局による書面評価に基づく総合評価を重層的に実施した。 また、それぞれの評価方法とその評価結果について、実施5ヵ年目として傾向分析や総括、課題抽出などを行った。 ○ 特に、平成18年度分の事後評価としては、昨年度に引き続き全ての助成事業について自己評価を行うことができたことのほか、ヒアリング評価についても101事業について実施することができたことが挙げられる。 ○ 平成18年度分の事後評価結果に基づき、平成20事業年度分助成事業の選定方針に留意事項を盛り込んだ。 ○ このように、平成18年度分の事後評価の成果は、平成20年度分の
--	--

<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間福祉団体との意見交換の実施にあわせて、民間資金助成団体との情報交換・意見交換を中期計画に示されたとおり実施しているか。 ○ 本基金の果たしている役割、助成事業の社会的波及効果等についての調査研究が、中期計画に示されたとおり適切に実施されているか。 	<p>助成事業選定に反映され、適切な資源配分の推進が図られた。また、平成21年度分の助成事業の募集要領にも同様に反映していくこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、事後評価を通じて得られた知見等を基に、助成事業実施団体の活動の一助となるような親しみやすい冊子「助成事業に役立つヒント集」を作成し、平成20年度助成事業実施内定団体等に配布するとともに、ホームページ上にも公開した。（業務実績P54【平成18年度分助成事業の事後評価の実施】#65、P62【平成18年度分助成事業の事後評価】#80、P63【助成事業の評価結果の公開等】#81参照） <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成先の団体に対する事務指導やヒアリング評価等を活用し、助成ニーズ等の把握に努めた。 また、（財）助成財団センター等との意見交換や連携の強化及び情報の共有化を図ることができた。（業務実績P64【民間助成団体との意見交換等】#83参照） <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成先団体の活動等に重要な役割を果たしているNPO中間支援団体について一次調査としてアンケート調査、二次調査としてヒアリング調査を実施し、NPO中間支援団体の実状や動向を把握するなど、今後の助成事業の効果的な助成のあり方について分析を行い、「長寿・子育て・障害者福祉分野におけるNPO中間支援団体の実態に関する調査研究報告書」を取りまとめることができた。（業務実績P64【NPO中間支援団体の活動に関する調査研究】#85参照） 	
--	---	--

中 期 目 標	中 期 計 画	1 9 年 度 計 画	1 9 年 度 業 務 実 績																				
第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項 4 退職手当共済事業 <p>退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。</p>	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 4 退職手当共済事業 <p>退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。</p>	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 4 退職手当共済事業 <p>退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めた。</p> <p>また、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号。以下「共済法」という。）の改正実施に伴う事務取扱を適正に行う。</p> <p>なお、当該事業における被共済職員数、退職手当金支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。</p> <p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成19事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日現在の被共済職員数</td> <td>674,119人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給者数</td> <td>78,943人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給額</td> <td>90,718,674千円</td> </tr> <tr> <td>単位掛金額</td> <td>44,700円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成19事業年度	4月1日現在の被共済職員数	674,119人	退職手当金支給者数	78,943人	退職手当金支給額	90,718,674千円	単位掛金額	44,700円	4 退職手当共済事業 <p>退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めた。</p> <p>また、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号。以下「共済法」という。）の改正実施に伴う事務取扱を適正に行つた。</p> <p>なお、当該事業における被共済職員数、退職手当金支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額の実績は次のとおりである。</p> <p>(実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成19事業年度 (実 績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日現在の被共済職員数</td> <td>673,019人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給者数</td> <td>83,967人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給額</td> <td>90,718,674千円</td> </tr> <tr> <td>単位掛金額</td> <td>44,700円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成19事業年度 (実 績)	4月1日現在の被共済職員数	673,019人	退職手当金支給者数	83,967人	退職手当金支給額	90,718,674千円	単位掛金額	44,700円
区 分	平成19事業年度																						
4月1日現在の被共済職員数	674,119人																						
退職手当金支給者数	78,943人																						
退職手当金支給額	90,718,674千円																						
単位掛金額	44,700円																						
区 分	平成19事業年度 (実 績)																						
4月1日現在の被共済職員数	673,019人																						
退職手当金支給者数	83,967人																						
退職手当金支給額	90,718,674千円																						
単位掛金額	44,700円																						
業務の質の向上に関する事項 ア 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均所要期間を中期目標期間中に75日以内に短縮すること。	業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置 ア 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図るとともに、掛金等の給付財源が早期に確保できるよう必要な措置を講ずることによって、請求書の受付から給付までの平均所要期間に関する中期目標を達成する。	業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置 ア 受付から給付までの期間を短縮するため、次のことを実施する。 <p>(ア) 国庫補助金等の退職手当金支給に必要な資金について、請求の動向に対応し迅速に支払いが出来るよう、国及び都道府県とも調整を図り、その確保に努める。</p> <p>(イ) 請求書の審査事務について、更に簡素化を進めること。</p>	【平均所要期間】 #86 <p>○ 請求書の受付から給付までの平均所要期間は、61.7日（予算制約の影響を除外すると54.5日）となり、中期目標の「75日以内に短縮すること」を達成した。</p> <p>これは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助金等の退職手当金支給に必要な資金について、請求の動向に対応し迅速に支払いができるよう国及び都道府県と折衝を行い、その確保に努めたこと ・ 請求書・退職届の迅速な処理上、大きな負担となっていた不備照会処理の簡素化について、不備内容を精査のうえ、平成19年1月から実施したこと <p>によるものである。</p>																				

中 期 目 標	中 期 計 画	19 年 度 計 画	19 年 度 業 務 実 績
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 請求書の審査事務の簡素化及び請求漏れの防止のため、「退職手当金請求書・被共済職員退職届」の様式の改正を行った。
イ 提出書類の簡素化等により、利用者の手続き面での負担の軽減に努めること。	イ 提出書類の簡素化、提出書類の作成支援を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減する。	イ 利用者の事務負担を軽減するため、退職手当共済電子届出システムの利用促進を講じるとともに、その利用状況を把握しながら利便性が更に向上升するよう検討する。	<p>【利用者手続きの負担軽減のために実施した事項】 #87</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年4月より電子届出システムの運用を開始し、全共済契約者のうち約45%にあたる7,337法人がこのシステムを利用して掛金納付対象職員届を提出した。 ○ 電子届出システムの利用促進を図るため、利用案内のリーフレットを作成し、平成19年度に電子届出システムを利用しなかった全ての共済契約者へ配布したほか、46都道府県で開催された共済契約者の事務担当者に対する実務研修会において、電子届出システムの操作デモ等を行った。 また、実際のパソコン操作が体験できる電子届出システム操作説明会をWAM NET操作説明会の開催に合わせて4都府県（延べ243人が出席）で実施した。 ○ 平成19年度の電子届出システム利用者を対象にアンケート調査を行い、その調査結果等を踏まえ、電子届出システムに、 <ul style="list-style-type: none"> ・職員一括（10人）登録機能 ・ナビゲーション機能 ・掛金の振込依頼書の印刷機能 を追加し、利用者の利便性の向上を図った。 ○ また、新たに施設等新設届・申出書について、平成20年度から、電子届出システムで作成できる機能の追加を行った。 ○ これらの利用促進策等を実施した結果、新たに約2,600法人がシステムの利用登録を行い全体では、全共済契約者のうち約62%にあたる9,968法人がシステム利用することとなった。 ○ さらに、共済契約者が提出する全ての届出様式について、直接入力できるPDFファイルを平成20年度からホームページに掲載し、利用手続きの利便性向上を図ることとした。 なお、退職手当金請求書・被共済職員退職届については、PDFファイルによる作成時に、共済契約者の入力漏れや入力誤りを未然に防止する機

中 期 目 標	中 期 計 画	19 年 度 計 画	19 年 度 業 務 実 績
			能を付加して、手続き面での負担軽減を図るとともに、入力内容をスキャナで読み取る二次元バーコードシステムの導入により、電算処理上のパンチ入力の省略による事務処理の効率化も図ることとしている。
ウ 業務委託先への業務指導を徹底することにより、窓口相談、届出受理の機能強化を図ること。	ウ 年次計画を定め、順次業務委託先を通じて、共済契約者の事務担当者に対する実務者研修を実施することとし、研修会開催が困難な業務委託先には、現地における事務指導を行う機会を設けるなど全都道府県において共済契約者の事務担当者に研修の機会を提供する。	ウ すべての業務委託契約者（都道府県社会福祉協議会等）を対象とした事務打合会を実施することとし、共済法改正後の事務処理の円滑、適正な実施を周知する。 また、約30都道府県において開催される共済契約者の事務担当者に対する実務研修会（都道府県社会福祉協議会等主催）に赴き指導するとともに、掛金納付対象職員届、請求書・退職届の記載誤りが多い共済契約者について、個別に指導する。	<p>【業務指導等の強化】 #88</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年2月15日に全ての業務委託契約者（都道府県社会福祉協議会等）を対象とする事務打合会を開催し、共済法改正による事務取扱の変更点に関して適正な処理を行うよう引き続き周知を図った。併せて、平成20年度電子届出システムに係る操作デモを行い、利用登録していない共済契約者に対する広報と今後の利用促進について協力を要請した。 ○ さらに、契約・加入者の状況を閲覧できるよう、業務委託契約者専用のIDを発行し、平成20年4月から窓口相談、届出受理の機能強化を図ることとしている。 ○ 都道府県において開催される共済契約者の事務担当者に対する実務研修会（46都道府県において延べ53回開催）の全てに機構職員が赴き、共済法改正による事務取扱手続きや掛金納付対象職員届、請求書・退職届の記載に当たって特に注意すべき事項等について必要な指導を行った。 ○ なお、実務研修会が開催された都道府県において、共済契約者を直接訪問し、制度改正の周知及び各種提出書類の適正な処理など個別の事務指導を24件行った。

評価の視点等	自己評定	A	評価項目10	評定	A
			<p>平成19年度においては、支給件数が約8万4千件となり、前年度と比較して約1万件増と大幅な増加であったにもかかわらず、退職手当金の請求書受付から給付までの平均所要期間は61.7日となり、前年度から30日間短縮することができた。</p> <p>また、利用者の事務負担軽減のため、電子届出システムの利用促進策及び利便性向上策を実施し、新たに約2,600法人がシステムの利用登録を行い、平成19年度のシステム利用率45%から平成20年度は62%と大幅に増加することが見込まれ、利用者の事務負担軽減に関して大きく寄与したものと考えられる。</p> <p>なお、平成19年度には掛金納付対象職員届の処理においては、延べ744,485人の在籍状況を確認しているが、電子届出システム利用者におけるエラー発生率は、紙媒体提出者に比べて10分の1以下に抑制され、有効性を確認することができた。</p>	(委員会としての評定理由)	退職手当金の請求書受付から給付までの平均所要期間が目標を上回っていること、利用者事務負担軽減のために、電子届出システムの利用促進、利便性向上に努力していること等から、評価に値する。
<p>[数値目標]</p> <p>○ 請求書の受付から給付の受付までの平均所要期間を中期目標期間中に75日以内に短縮すること。</p>			<p>○ 平成19年度の平均所要時間は61.7日（予算制約の影響除外すると54.5日）となり、中期目標を達成できた。</p>	(各委員の評定理由)	<ul style="list-style-type: none"> 平均所要時間は61.7日と目標を上回る実績となっている。利用者事務負担軽減のために、電子届出システムの利用促進、利便性向上に努力しているとみられる。 手続きの合理化や給付財源が確保され、設定した目標を達成している。A評価は合理的。 民間施設職員にとって重要な事業であり、効果的に中期目標を達成している。 エラー発生率の低下は大きい。
<p>[評価の視点]</p> <p>○ 請求書受付日から退職手当金の振込日までの所要期間について中期目標を達成できているか。</p> <p>なお、退職手当金の支給原資のうち、国及び地方公共団体の補助金等の予算制約が生じた場合は、当該事情を考慮する。</p>			<p>実績：○</p> <p>○ 平成19年度においては、支給件数が約8万4千件となり、前年度と比較して約1万件増と大幅な増加であったにもかかわらず、退職手当金の請求書受付から給付までの平均所要期間は61.7日（予算制約の影響を除外すると54.5日）となり、前年度から30日間の大幅な短縮を実現することができた。</p> <p>また、中期目標（75日以内）と比較しても目標を約13日短縮して達成することができた。</p> <p>[要因分析]</p> <p>① 国庫補助金等の退職手当金支給に必要な資金について、請求の動向に対応し迅速に支払いができるよう国及び都道府県と折衝を行い、特に都道府県補助金については、退職手当金支給日にあわせて補助金交付時期を前倒しするよう都道府県へ個別に働きかけを行った結果、従来は2月においても所要額の8割の受け入れにとどまっていたが、平成19年度においては11月までに所要額の8割を受け入れることができたこと（対前年度比で約17日の短縮効果）</p> <p>② 請求書・退職届の迅速な処理上、大きな負担となっていた不備照会の処理について、平成19年1月から軽微な不備については文書照会を省略又は電話確認に変更する等の簡素化を実施した結果、事務処理効率が大幅に向上したこと（対前年度比で約13日の短縮効果）</p>		

<ul style="list-style-type: none"> ○ 提出書類の作成支援がどのように進められているか。 ○ 提出書類及び記載項目が以前と比較して簡素化が図られているか。なお、手続きについては、法令等により一定の制約があることを考慮する。 ○ 業務委託先への業務指導を徹底し、窓口相談、届出受理の機能強化が図られているか。 ○ 年次計画が定められ、共済契約者の事務担当者に対する研修会が年次計画どおりに開催されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ さらに、請求書についてより一層の審査事務の効率化を図るため、不備事項の発生状況を踏まえて、その発生防止のために平成20年3月に様式を改正し、運用を開始した。 (業務実績P 70【平均所要期間】#86参照) <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の事務負担軽減のため、電子届出システムの利用促進策及び利便性向上策を実施した。 利用促進策により、新たに約2,600法人がシステムの利用登録を行い、平成19年度のシステム利用率45%から平成20年度は62%と大幅に増加することが見込まれ、利用者の事務負担軽減に関して大きく寄与したものと考えられる。(業務実績P 71【利用者手続きの負担軽減のために実施した事項】#87参照) <p>〔電子届出システム利用のメリット〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構及び都道府県社協等への郵送コスト削減 ・記入ミスの防止による事務負担軽減 ・暗号化通信によるセキュリティの向上 <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度には掛金納付対象職員届の処理において、延べ744,485人の在籍状況を確認しているが、エラー発生率は次のとおりであり、電子届出システム利用者においては、紙媒体提出者に比べてエラー発生率を10分の1以下に抑制することができた。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">人 数</th> <th colspan="2">エラー発生</th> </tr> <tr> <th>人 数</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紙媒体提出者</td> <td>315,902人</td> <td>7,200人</td> <td>2.28%</td> </tr> <tr> <td>電子届出システム利用者</td> <td>428,583人</td> <td>816人</td> <td>0.19%</td> </tr> <tr> <td>全 体 (※)</td> <td>744,485人</td> <td>8,061人</td> <td>1.08%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 全体の人数は掛金納付対象職員届の延べ処理人数であり、被共済職員数とは異なるものである。</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年2月に事務打合会を開催して適正な業務指導の周知を図り、併せて電子届出システムの操作デモを行い、システム利用促進について協力を要請した。 ○ さらに、契約・加入者の状況を閲覧できるよう、業務委託契約者専用のIDを発行し、平成20年4月から窓口相談、届出受理の機能強化を図ることとした。(業務実績P 72【業務指導等の強化】#88参照) <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実務研修会については、年度計画の30都道府県を大幅に上回る46都道府県において延べ53回に及ぶ研修会に職員を派遣し、制度改正後の事務取扱や掛金納付対象職員届、請求書・退職届の記載に当たって特に注意すべき事項等について必要な指導を行った。(業務実績P 72の【業務指導等の強化】#88参照) 	区分	人 数	エラー発生		人 数	率	紙媒体提出者	315,902人	7,200人	2.28%	電子届出システム利用者	428,583人	816人	0.19%	全 体 (※)	744,485人	8,061人	1.08%
区分	人 数			エラー発生															
		人 数	率																
紙媒体提出者	315,902人	7,200人	2.28%																
電子届出システム利用者	428,583人	816人	0.19%																
全 体 (※)	744,485人	8,061人	1.08%																

中 期 目 標	中 期 計 画	1 9 年 度 計 画	1 9 年 度 業 務 実 績
<p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>5 心身障害者扶養保険事業</p> <p>心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>また、扶養保険事業の財務状況について、加入者等に対し定期的に公表すること。</p> <p>なお、中期目標期間の出来るだけ早い時期に事業が見直されるものとすること。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>5 心身障害者扶養保険事業</p> <p>心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>また、扶養保険事業の財務状況について、加入者等に対し定期的に公表する。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>5 心身障害者扶養保険事業</p> <p>心身障害者扶養保険事業については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的として、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>また、平成18年度に国において事業の見直しの検討を進めており、引き続き国とともに必要な検討を行うとともに、平成19年度には事業の見直しが想定されていることから、見直しに対応した事務処理を行う。</p> <p>平成18年度の決算を踏まえ、財務状況検討会で報告書を取りまとめ、国に提出するとともに、同報告書について、①道府県・政令指定都市に対しては、事務担当者会議において報告、②加入者等に対しては、ホームページで公表、③障害者関係団体（親の会等）に対しては、情報提供を行う。</p>	<p>5 心身障害者扶養保険事業</p> <p>心身障害者扶養保険事業については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的として、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p> <p>【事業の見直しの検討及びその実績】 #89</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国に設置された心身障害者扶養保険検討委員会において事業見直しの検討が進められたことから、検討に必要な資料の作成及び情報提供を行った。結果、平成20年4月1日より制度改正が実施されることとなり、心身障害者扶養保険責任準備金に対応する資金の積立不足により発生していた繰越欠損金が、平成20年度の決算以降解消する見通しとなり、制度の安定化を図ることができた。 <p>【財務状況の検討と公表】 #90</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年8月21日に財務状況検討会報告書を取りまとめ、9月10日に国に提出した。 また、以下のとおり関係者への説明及び情報の公表等を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年9月28日に機構のホームページで公表を行った。 ・ 道府県・指定都市に対し、平成19年10月2日

中 期 目 標	中 期 計 画	19 年 度 計 画	19 年 度 業 務 実 績																												
		<p>なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。 (参考)</p> <table border="1" data-bbox="1619 606 2318 943"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>平成19事業年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新 規 加 入 者 数</td><td>1,858人</td></tr> <tr> <td>新 規 年 金 受 給 者 数</td><td>2,326人</td></tr> <tr> <td>保 険 対 象 加 入 者 数</td><td>91,881人</td></tr> <tr> <td>年 金 給 付 保 険 金 支 払 対 象 障 害 者 数</td><td>44,368人</td></tr> <tr> <td>死 亡 ・ 障 害 保 険 金 額</td><td>8,280,600千円</td></tr> <tr> <td>年 金 給 付 保 険 金 額</td><td>10,833,412千円</td></tr> </tbody> </table>	区 分	平成19事業年度	新 規 加 入 者 数	1,858人	新 規 年 金 受 給 者 数	2,326人	保 険 対 象 加 入 者 数	91,881人	年 金 給 付 保 険 金 支 払 対 象 障 害 者 数	44,368人	死 亡 ・ 障 害 保 険 金 額	8,280,600千円	年 金 給 付 保 険 金 額	10,833,412千円	<p>に送付し、11月2日及び11月9日に開催した「心身障害者扶養保険事務担当者地区別打合せ会」において報告を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者関係団体（親の会等）に平成19年10月25日及び26日に説明を行った。 <p>なお、当該事業における新規加入者数その他の実績については、次のとおりである。 (実績)</p> <table border="1" data-bbox="2334 606 3033 943"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>平成19事業年度 (実 績)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新 規 加 入 者 数</td><td>3,872人</td></tr> <tr> <td>新 規 年 金 受 給 者 数</td><td>2,472人</td></tr> <tr> <td>保 険 対 象 加 入 者 数</td><td>93,346人</td></tr> <tr> <td>年 金 給 付 保 険 金 支 払 対 象 障 害 者 数</td><td>44,856人</td></tr> <tr> <td>死 亡 ・ 障 害 保 険 金 額</td><td>8,789,100千円</td></tr> <tr> <td>年 金 給 付 保 険 金 額</td><td>10,866,400千円</td></tr> </tbody> </table>	区 分	平成19事業年度 (実 績)	新 規 加 入 者 数	3,872人	新 規 年 金 受 給 者 数	2,472人	保 険 対 象 加 入 者 数	93,346人	年 金 給 付 保 険 金 支 払 対 象 障 害 者 数	44,856人	死 亡 ・ 障 害 保 険 金 額	8,789,100千円	年 金 給 付 保 険 金 額	10,866,400千円
区 分	平成19事業年度																														
新 規 加 入 者 数	1,858人																														
新 規 年 金 受 給 者 数	2,326人																														
保 険 対 象 加 入 者 数	91,881人																														
年 金 給 付 保 険 金 支 払 対 象 障 害 者 数	44,368人																														
死 亡 ・ 障 害 保 険 金 額	8,280,600千円																														
年 金 給 付 保 険 金 額	10,833,412千円																														
区 分	平成19事業年度 (実 績)																														
新 規 加 入 者 数	3,872人																														
新 規 年 金 受 給 者 数	2,472人																														
保 険 対 象 加 入 者 数	93,346人																														
年 金 給 付 保 険 金 支 払 対 象 障 害 者 数	44,856人																														
死 亡 ・ 障 害 保 険 金 額	8,789,100千円																														
年 金 給 付 保 険 金 額	10,866,400千円																														
<p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>5 心身障害者扶養保険事業</p> <p>(1) 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>扶養保険資金の運用については、市場動向を考慮し、中期目標期間中において、安全性を重視した運用に努めること。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>5 心身障害者扶養保険事業</p> <p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>扶養保険資金については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、市場動向を考慮し、安全性を重視した運用を行う。また、運用の適正な実施を確保するため、共同受託者に対し定期的な運用成績等の報告を求めるとともに上記方針等に従って適切に指導を行う。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>5 心身障害者扶養保険事業</p> <p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>扶養保険資金については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、市場動向を考慮し、安全性を重視した運用を行う。また、運用の適正な実施を確保するため、共同受託者に対し定期的な運用成績等の報告を求めるとともに上記方針等に従って適切に指導を行う。</p>	<p>【扶養保険資金の運用】 #91</p> <ul style="list-style-type: none"> 扶養保険資金の運用については、金銭信託契約に基づき、以下のとおり安全性を重視した運用を行ったが、国内外の株価が下落したことにより運用利回りは△3.28%となった。 <p>《運用の資産構成割合実績：平成19年度末》</p> <ul style="list-style-type: none"> 債券などの安全資産 76.8% 【50%以上】 株式、外貨建資産 23.2% 【30%以下】 不動産 0.0% 【20%以下】 <p>(注) 【 】内は、金銭信託契約上の資産構成割合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、共同受託者に対して、四半期ごとに運用成績等の報告を求め、市場動向を考慮しつつ、安全性を重視した運用を行うよう指導を行った。 																												

中 期 目 標	中 期 計 画	1 9 年 度 計 画	1 9 年 度 業 務 実 績
第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項 5 心身障害者扶養保険事業 (2) 業務の質の向上に関する事項 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるように連携を図ること。	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 5 心身障害者扶養保険事業 (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議（年間2か所）を開催する。	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 5 心身障害者扶養保険事業 (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置 事務担当者会議を2か所で開催し、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かに対応する。	【事務担当者会議の開催】#92 ○ 平成19年度においては事務担当者会議を以下のとおり2か所で開催することとし、適正に事務処理を行うための留意事項の徹底を図るなど、地方公共団体との連携に努めるとともに、制度改正の円滑な実施につき、意見交換を行った。 一事務担当者会議開催日程— ① 開催日：平成19年11月2日（金） 開催場所：滋賀県 参加者：46人（30府県市） ② 開催日：平成19年11月9日（金） 開催場所：埼玉県 参加者：53人（34道県市） ○ 平成20年3月に全ての加入者、年金管理者及び年金受給者への制度周知のためのパンフレット（12万部）を作成し、各道府県・指定都市に送付し加入者等へ送付するよう依頼した。

評価の視点等	自己評定	A	評価項目 11	評定	A
		<p>心身障害者扶養保険事業においては、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的として、適正に事業を実施することができた。</p> <p>平成19年度においては、国に設置された心身障害者扶養保険検討委員会において事業見直しの検討が進められ、その検討に必要な資料の作成及び情報提供を行った。結果、平成19年度中に制度見直しの方向が示され、平成20年4月1日より制度改正が実施されることとなった。</p> <p>なお、この制度改正により、心身障害者扶養保険責任準備金に対応する資金の積立不足により発生していた繰越欠損金が、平成20年度の決算以降解消する見通しとなり、制度の安定化を図ることができた。</p> <p>また、当該改正内容について、道府県・指定都市に対する周知を図るとともに、道府県・指定都市における条例改正を円滑に推進するため、既加入者等に対する質疑集や改正リーフレットを作成・配布する等、積極的に支援を行った。</p>	(委員会としての評定理由)	<p>繰越欠損金が解消する見通しとなり、制度の安定化を図ることができたことは朗報である。また、当該改正内容について、道府県・指定都市に対する指導等を適切に運営していると判断でき、評価に値する。</p>	
<p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議を年間2か所開催すること。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度において、滋賀県と埼玉県の2か所で開催し、中期目標を達成できた。 	(各委員の評定理由)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務担当者会議を2カ所で開催。財務状況検討会報告書をホームページに公開。安全性を重視した運用を行っているとみられる。 ・ 繰越欠損金解消は朗報。 ・ 利回りがマイナス。 ・ A評価はベンチマークから行い、適切とした。 ・ 制度改正をふまえ、道府県への指導等を適切に運営している。 ・ 一般的な取組、成果である。A評価とする特記事項がない。 	
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加入者等に対し、財務状況が定期的に公開されているか。 		<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国に設置された心身障害者扶養保険検討委員会において事業見直しの検討が進められ、その検討に必要な資料の作成及び情報提供を行った。結果、平成19年度中に制度見直しの方向が示され、平成20年4月1日より制度改正が実施されることとなった。なお、この制度改正により、心身障害者扶養保険責任準備金に対応する資金の積立不足により発生していた繰越欠損金が、平成20年度の決算以降解消する見通しとなり、制度の安定化を図ることができた。 ○ 扶養共済制度の改正については、道府県・指定都市における条例改正を推進するため、既加入者等に対する質疑集や改正リーフレットを作成・配布する等、積極的に支援を行った。併せて、平成19年11月に「心身障害者扶養保険事務担当者地区別打合せ会」で、制度改正についての周知を行った。 <p>(業務実績P75【事業の見直しの検討及びその実績】#89参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 財務状況検討会を開催し、平成19年9月に機構のホームページに報告書を掲載し、公開している。 <p>また、平成18年度決算に基づく心身障害者扶養保険財務状況将来予測を取りまとめ、国、道府県・指定都市に報告するとともに、障害関連団体への説明、機構のホームページでの公開を実施した。(業</p>	(その他の意見)	<p>運用責任は誰にあるのか。2本建ての運用委員会により損失が発生してもしかたない。</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ○ 金銭信託契約に基づいて安全性を重視した運用が行われているか。 ○ 地方公共団体の担当者を対象とした事務担当者会議が中期計画どおり開催されているか。 	<p>務実績P75【財務状況の検討と公表】#90参照)</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 扶養保険資金の運用については、共同受託者からの運用成績等の定期的な報告を受けるとともに、適切な指導を行うことにより、安全性を重視した運用を行った。（業務実績P76【扶養保険資金の運用】#91参照） <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事務担当者会議を2か所で開催し、加入者等の異動状況把握に万全を期すよう依頼するなど、適正な事務処理のための周知を行った。また、全ての加入者・年金管理者（今年度より新たに作成）及び受給者向けのリーフレットを作成し、請求・届出等の手続きに漏れがないよう周知を図った。（業務実績P77【事務担当者会議の開催】#92参照） 	
--	--	--

中 期 目 標	中 期 計 画	1 9 年 度 計 画	1 9 年 度 業 務 実 績
第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項 6 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 6 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報を拡充することを目的とし、 <ul style="list-style-type: none">・ 平成12年度の介護保険制度の施行に際しては、指定事業者データの蓄積及び利用者への情報提供・ 平成13年度の福祉サービスの第三者評価事業の導入に当たっては、第三者評価機関及び受審済事業者の評価結果の情報提供・ 平成15年度の障害者支援費制度の導入に当たっては、指定事業者データベースの構築及び利用者への情報提供・ その他、社会福祉法人等の情報提供システムやデータベースの構築 等、国の施策を支援するための事業を展開してきたところであるが、今後、事業の運営に当たっては、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 6 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報を拡充することを目的として、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	6 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報を拡充することを目的として、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。
(1) 業務運営の効率化に関する事項 福祉及び保健医療情報の利用者ニーズに対応するため、効率的な情報提供基盤の整備及び活用に努めること。	(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置 ア WAM NET事業の運営に当たっては、事業の効率的な運用及び管理のために必要な機器等基盤の整備に努める。	(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置 ア 平成17年度に策定した「送信回線移行計画」に基づき、専用回線により介護保険事業者情報を送信している残り11府県について専用回線を廃止する。	【業務運営の効率化】 #93 ○ 平成17年度に策定した「送信回線移行計画」に基づき、専用回線により介護保険事業者情報を送信していた残り11府県については平成20年3月までに専用回線を廃止し、全都道府県がインターネット接続環境を利用した送信方法に移行した。これにより、経費削減及び事務の効率化を図った。 ○ 利用者の利便性の維持・向上、業務処理の簡素化・効率化、情報システム・ネットワーク構成等の見直し、及びWAM NETシステムを機構保有システムの共通基盤として活用することによる効率化とコスト削減などを盛り込んだ業務・システム最適化計画を策定した。

中 期 目 標	中 期 計 画	1 9 年 度 計 画	1 9 年 度 業 務 実 績
	<p>イ 支援費事業者情報システム等については、行政機関や関係団体がWAM NETに直接入力することにより、情報の蓄積、活用が同時に見えるという特性を活かし、情報収集の効率化や利便性の向上を図っているところであるが、今後は、他の事業についてもこのような特性を適用していく。</p>	<p>イ 精神保健福祉士養成施設の事業報告システムの構築について、実施時期等を含め具体的に検討する。</p> <p>また、平成19年度に厚生労働省が実施を計画している福祉保健医療事業の中からWAM NETの特性を活かすことが期待できる事業について、WAM NETの利活用の可能性について検討を行う。</p>	<p>【WAM NETの利活用】 #94</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 精神保健福祉士養成施設の事業報告システムの構築において、WAM NET基盤を活用する可能性について引き続き検討を行った。 また、厚生労働省が実施を計画している福祉保健医療事業の中からWAM NETの特性を活かすことが期待できる事業について情報収集を行った。 ○ 長寿・子育て・障害者基金における助成事業に関して、NPO団体等からの助成金の申込み並びに福祉医療貸付事業における借入者から毎年提出してもらう事業報告書について、WAM NETを通じて電子届出を行うシステムの構築に着手した。
	<p>ウ 福祉及び保健医療分野において多様で多数の利用者が存在するというメリットやセキュリティーの高いインターネットの環境を活かし、他の機関の事務事業について、その執行の便宜性、効率性の観点からWAM NETの基盤を利活用することが有効と判断されるものについて、本事業の目的を損なわない範囲で委託を受け入れること等により収入の確保を目指す。</p>	<p>ウ バナー広告・介護保険業務管理ソフト広告以外の収入確保に向け策定された取組方針に基づき実施する。</p>	<p>【収入確保の実績】 #95</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度においては、バナー広告で7,560千円、介護保険業務管理ソフトの広告で3,502千円の収入を確保した ○ 看護師等養成所報告管理システムの保守・管理に係る受託業務収入として、平成19年度に9,000千円を確保した。 <p>【バナー広告等以外の収入確保】 #96</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ バナー広告・介護保険業務管理ソフト広告以外の収入確保について引き続き検討を行った。

評価の視点等	自己評定	A	評価項目12	評定	A
	<p>WAM NET事業については、民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を図ることができた。</p> <p>平成19年度においては、平成17年度に策定した「送信回線移行計画」に基づき、専用回線により介護保険事業者情報を送信していた残り11府県の専用回線を廃止し、全都道府県がインターネット接続環境を利用した送信方法に移行し、経費削減及び事務の効率化を図ることができた。</p> <p>また、WAM NETを通じて電子届出を行うシステムの構築に着手するとともに、バナー広告等の収入について平成18年度実績を上回る実績をあげることができた。</p>		<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>全都道府県がインターネット接続環境を利用した送信方法に移行し、経費削減及び事務の効率化を図っている。また、バナー広告、介護保険業務管理ソフト広告により収入を確保している。WAMNET事業は、全国規模の民間団体に対しての情報交換など、国の種々の政策動向の開示を含め、重要な位置づけにあり、かつ有効に運営されていると判断できることから、評価に値する。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット接続環境を利用した送信方法への移行により経費削減(▲3000万円)と事務効率化を図った。WAMNETにより情報収集や利便性の向上に向けた努力が行われている。バナー広告、介護保険業務管理ソフト広告により収入を確保している。厚労省からシステム保守・管理に係る受託業務収入を得ている。 インターネット利用は評価できる。 説明データから判断した。 WAMNETの有用性は極めて高い。 全国規模の民間団体に対しての情報交換など、国の種々の政策動向の開示を含めWAMNET事業は重要な位置づけにあり、かつ有効に運営されている。 <p>(その他の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報の信頼性に疑問がある場合も見られる競争入札にすることは賛成だが、全体として内容縮小し「リンク」にすることで良い。 84,800万円の費用を使うことは現在の経済状況では認められない。各地方自治体が努力すべきである。 WAMNET事業は、広く一般に知らせ、国民が施設等を選択するには便利であるが、その内容の評価ができていない。費用も莫大であり検討してほしい。 		
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業の効率的な運用及び管理のために必要な基盤整備が適切に行われているか。 なお、本事業の遂行に当たっては、厳しい経費削減目標との関係上、可能な範囲での実施となる事情を考慮する。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度に策定した「送信回線移行計画」に基づき、専用回線により介護保険事業者情報を送信していた残り11府県の専用回線を廃止し、全都道府県がインターネット接続環境を利用した送信方法に移行した。これにより、経費削減及び事務の効率化を図った。(業務実績P80【業務運営の効率化】#93参照) <p>実績：○</p>				

<ul style="list-style-type: none"> ○ WAM NETの特性を活かして情報収集の効率化や利便性の向上が適切に図られているか。 ○ 既存コンテンツの見直しを含めた新たな有料コンテンツの構築、又は外部からの業務受託により収入確保につながっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ WAM NETの利活用方法として、精神保健福祉士養成施設の事業報告システムの構築と厚生労働省が開催する会議等の効果的な情報発信手法の検討を行った。 ○ 長寿・子育て・障害者基金における助成事業に関して、NPO団体等からの助成金の申込み並びに福祉医療貸付事業における借入者から毎年提出してもらう事業報告書について、WAM NETを通じて電子届出を行うシステムの構築に着手した。 (業務実績P81【WAM NETの利活用】#94参照) <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度においては、バナー広告については7,560千円、介護保険業務管理ソフトの広告については3,502千円の収入を確保し、平成18年度実績を上回ることができた。 また、バナー広告・介護保険業務管理ソフト広告以外の収入確保に向けて、検討を行った。 ○ 厚生労働省医政局から看護師等養成所報告管理システムの保守・管理に係る受託業務収入として、平成19年度に9,000千円を計上した。 (業務実績P81【収入確保の実績】#95参照) 	
---	---	--

中 期 目 標	中 期 計 画	1 9 年 度 計 画	1 9 年 度 業 務 実 績
第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項 6 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業) (2) 業務の質の向上に関する事項 ア 福祉及び保健医療情報の総合的な情報窓口として、網羅的かつ速やかな情報提供と内容の充実に努めること。	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 6 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業) (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置 ア 従来の福祉介護分野にとどまらず保健医療分野に至る国の施策に対する支援を基本としつつ、他の機関のホームページ等とリンクを拡張することにより、福祉及び保健医療を網羅する情報の充実に努め、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の医療制度改革に伴う医療機関の情報開示の一環として、行政機関情報の有効利用等による医療機関情報の提供 ・ 利用者の健康管理のための保健医療情報とリンクすることにより、時宜を得た迅速な情報提供などにより、利用者の利便性の向上を図っていく。 	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 6 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業) (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置 ア 福祉保健医療分野の行政情報について、厚生労働省と調整を行い、網羅性及び迅速性の更なる向上を図る。 また、平成19年4月以降実施される医療機能公表制度について、各都道府県と連携を図り、医療機関に関する情報の充実を図る。	【行政情報の網羅性等】 #97 <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度については、福祉保健医療分野の最新の行政情報を合計1,225件掲載した。これらの情報については、迅速な掲載に努めるとともに、このうち421件については、WAM NET利用者の専門性等を考慮し、厚生労働省ホームページに掲載がない全国課長会議資料などの情報について、WAM NET独自の情報として掲載した。 また、その他の情報804件についても、厚生労働省ホームページに掲載されている関連性のある情報への直接リンクを設定することにより、利用者の利便性の向上を図った。 ○ 内閣府のホームページに掲載されている厚生労働行政に関する情報及び首相官邸のホームページに掲載されている「社会保障国民会議」にリンクを設定し、利用者の利便性の向上を図った。 【医療機関に関する情報の充実】 #98 <ul style="list-style-type: none"> ○ 各都道府県の医療機能情報公表制度の進捗状況を調査するとともに、平成20年度からの公表制度の本格的実施に向けて、各都道府県との連携方法等について検討を行った。
イ 利用者の利便性の向上を図るとともに、WAM NETの利用促進策を積極的に講じ、中期目標期間中に年間アクセス件数700万件以上、利用機関登録数5万件以上を達成すること。	イ WAM NET利用機関の中からモニターを抽出し、操作性、コンテンツなどについてのアンケート調査を定期的に実施、意見聴取することにより、操作性の向上及びコンテンツの整備充実を図り、情報利用者の満足度を高め、利用者の拡大に繋げる。	イ WAM NETモニター調査を実施し、操作性、コンテンツ等について意見聴取を行うことにより、利用機関登録数やアクセス件数の増加に役立てる。 また、機構の顧客等を対象に、WAM NETの有効活用を説明し、利用機関登録の促進を図るとともに、平成18年度に実施したWAM NETモニター調査の結果を踏まえ、操作性の向上及びコンテンツの整備充実を図る。 これらによって年度末の利用機関数65,500件、平成19年度のアクセス件数1,400万件の確保を目指す。	【WAM NETの利用促進等】 #99 <ul style="list-style-type: none"> ○ WAM NETの利用促進を図るため、平成19年度において、以下の取組みを行った。 <ul style="list-style-type: none"> a 病院に対する「施設整備動向アンケート調査」を行う際に、リーフレットを配布(7,400部)。 b 香川県、宮崎県で開催された介護保険事業者向けの説明会において、パンフレットを配布(6,700部)。 c 機構主催の福祉医療経営に関する集団経営指導(セミナー)等において、パンフレットを配布(約2,000部)。 【操作性の向上及びコンテンツの整備充実】 #100 <ul style="list-style-type: none"> ○ WAM NETの利用者の満足度を高め、利

中 期 目 標	中 期 計 画	19 年 度 計 画	19 年 度 業 務 実 績
			<p>者の拡大に繋げるため、WAM NETモニター調査の結果を踏まえ、次のとおり操作性の向上及びコンテンツの整備充実を図った。</p> <p>a 障害者自立支援法の円滑な実施を支援し、障害者の就労を促進するため、新たに「障害者就労支援情報コーナー」を平成20年2月に設置し、就労移行支援事業及び就労継続支援事業を行っている障害福祉サービス事業者の優良事例の紹介を開始した。</p> <p>b WAM NET利用機関に関するID・パスワードの再発行及び中止届について、Web上で処理できるようにし、利用者の利便性の向上を図った。</p> <p>c 利用者がWAM NETを理解し、利用しやすくするために「WAM NETの概要」について、内容・表示方法等をリニューアルし利便性の向上を図った。</p> <p>d 障害者福祉制度の改正に伴い、利用者が必要とする情報の充実を図るため、障害者福祉サービス事業者情報システムの改修を行い、都道府県の協力の下に情報提供内容を37項目から75項目に順次拡充した。</p> <p>e 介護保険事業者等利用者の業務の参考とするため、WAM NETコミュニティの利用者（利用機関）を対象に「ホームページの活用」についてアンケート調査を実施し、その結果概要をWAM NET上に公開した。</p> <p>f 操作性の向上やコンテンツの充実を図るため、WAM NET利用者を対象に「利用動向調査等」を実施し、その結果概要をWAM NET上に公開した。</p> <p>【アクセス件数及び利用機関登録数】#101</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年4月から退職手当共済事業の「掛金納付対象職員届」について、WAM NET基盤を利用して電子届出により行うことができるようとしたことから、利用機関登録が増加した（2,700法人が登録）。 ○ 利用機関登録数：平成19年度末66,902件 (参考：平成18年度63,479件)

中 期 目 標	中 期 計 画	1 9 年 度 計 画	1 9 年 度 業 務 実 績
			<ul style="list-style-type: none"> ○ アクセス数：平成19年度末13,430,247件 (参考：平成18年度15,784,458件)
	<p>ウ 利用者の利便性の向上を図るとともに、WAM NETの利用の促進を図るために、次の措置を講じることにより、年間アクセス件数及び利用機関登録数に関する中期目標を達成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療貸付事業における利用者に対し利活用を勧めることにより、保健医療分野における利用機関登録の促進を図る。 ・ 利用頻度の低い地方を中心に利用機関等を対象とした活用講習会を年2回以上開催する。 ・ WAM NETのコンテンツの充実について審議を行う学識経験者で構成する委員会を年1回開催し、幅広い分野での利用を可能とする。 	<p>ウ WAM NETの利用の促進を図るために、利用登録が少ない都道府県を中心にWAM NETの利用促進を図る講習会を開催する。また、WAM NETのコンテンツやネットワークの充実について、学識経験者の意見を聴取するWAM NET事業推進専門委員会を開催し、今後のWAM NET事業の展開に役立てる。</p>	<p>【WAM NET操作説明会】#102</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年4月から退職手当共済事業の「掛金納付対象職員届」について、WAM NET基盤を利用して電子届出により行うことができるようとしたことから、退職手当共済事業に係る実務研修会に併せて、WAM NETの操作説明会を開催した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催場所：鹿児島、岐阜、大阪、東京 ・ 参加者：287名 <p>【WAM NET事業推進専門委員会】#103</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ WAM NET事業推進専門委員会を、平成20年2月5日に開催し、WAM NETの利用促進等について意見を聴取した。
ウ 情報更新や内容確認の頻度を高めることにより、提供情報が正確で最新の内容となるよう努めること。	<p>エ 情報の改定に併せて情報更新や内容確認を行うほか、利用頻度の高い基本情報は月1回、その他全データについては年1回、情報の正確性、最新性についての検証作業を行う。</p>	<p>エ 介護事業者情報などについては月1回月末、病院・診療所における施設基準情報などについては年1回年度末に更新し、情報の正確性、最新性について検証作業を実施する。</p>	<p>【情報の更新及び検証】#104</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護事業者情報などについては月1回月末、病院・診療所における施設基準情報などについては年1回年度末に更新し、情報を更新することにより、情報の正確性、最新性についての検証作業を実施した。

評価の視点等	自己評定	A	評価項目13	評定	A									
			<p>利用機関登録数については、退職手当共済事業の「掛金納付対象職員届」について、WAMNET基盤を活用した電子届出を活用できることとしたため約2,700法人の利用機関登録を行う等、年度計画目標6.55万件を上回る66,902件を確保した。</p> <p>アクセス件数については、年度計画目標1,400万件を若干下回る1,343万件であったが、中期目標700万件の2倍近い水準を維持し、また、ヒット件数（掲載情報への直接アクセス）については、前年度14,918万件を約760万件上回る15,686万件となっている。</p> <p>また、最新の情報の迅速な掲載、厚生労働省ホームページに掲載されている関連性のある情報への直接リンクの設置等に努めるとともに、障害者自立支援法の円滑な実施を支援し、障害者の就労を促進するため、コンテンツの充実を図った。</p>	(委員会としての評定理由)	<p>アクセス件数は目標を下回ったが利用機関登録数は目標を達成している。また、最新の情報の迅速な掲載、厚生労働省、内閣府ホームページとリンクの設置、障害者の就労支援を目的に優良事例を紹介する取組みは評価に値する。</p>									
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年間アクセス件数及び利用機関登録数については、次の数値目標を達成すること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>19年度計画</th><th>中期目標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間アクセス件数</td><td>1,400万件以上</td><td>700万件以上</td></tr> <tr> <td>利用機関登録数</td><td>6.55万件以上</td><td>5万件以上</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用頻度の低い地方を中心に、利用機関等を対象とした活用講習会を年2回以上開催すること。 ○ コンテンツ充実について審議を行う、学識経験者で構成する委員会を年1回開催すること。 ○ 利用頻度の高い情報は月1回、その他の全データについては年に1回、情報の正確性、最新性についての検証作業を行うこと。 	項目	19年度計画	中期目標	年間アクセス件数	1,400万件以上	700万件以上	利用機関登録数	6.55万件以上	5万件以上			<ul style="list-style-type: none"> ○ 年間アクセス件数は平成16年度に773万件、利用機関登録数は平成17年度に5.27万件となり、中期目標を達成できた。なお、それ以降も中期目標を上回る水準を維持している。 ○ 平成19年度実績は年間アクセス件数が1,343万件と若干年度目標を下回ったものの、利用機関登録数は6.69万件となり年度目標を達成できた。 ○ WAMNETの利用の促進を図るため、退職手当共済事業に係る実務研修会に鹿児島、岐阜、大阪、東京で、計11回操作説明会を開催し、287人の参加があった。 ○ 平成20年2月5日にWAMNET事業推進専門委員会を開催し、WAMNETの利用促進等について意見を聴取した。 ○ 介護事業情報等については月1回月末、病院・診療所における施設基準情報等などについては年1回年度末に更新し、検証を行い、中期目標達成できた。 	(各委員の評定理由)	<ul style="list-style-type: none"> ・ H19年度のアクセス件数は目標を下回ったものの利用機関登録数は目標を達成。WAMNET操作説明会を11回実行。WAMNET事業推進専門委員会を開催した。施設基準情報等については、年1回年度末に更新・検証している。 ・ 説明により目標は達成されていると判断した。 ・ 厚労省、内閣府HP等とのリンク、最新の重要な情報の利用促進、目標値を達成していること。 ・ 障害者の就労支援を目的に優良事例を紹介する取組は高く評価する。
項目	19年度計画	中期目標												
年間アクセス件数	1,400万件以上	700万件以上												
利用機関登録数	6.55万件以上	5万件以上												
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健医療情報については、他機関とのリンクの拡張が図られているか。 ○ 医療機関の情報提供がどのように充実されたか。なお、本事業の 			<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ WAMNET利用者の専門性を考慮し、厚生労働省ホームページに掲載がない情報421件を、WAMNET独自の情報として掲載するとともに、最新の情報の迅速な掲載、厚生労働省ホームページへの直接リンクの設置等に努めた。（業務実績P83【行政情報の網羅性等】#97参照） <p>実績：○</p>	(その他の意見)	<ul style="list-style-type: none"> ・ この件に限らず新たな取組みが色々あり、既存事業に留まらず、より良いサービス向上に努める姿勢が伺われる。他の独法にも見習って欲しい。 ・ 現在の医療・福祉施設状況を見ればWAMNETに使用する費用（8億円）を他の貸付資金などに回すべきである。 ・ 国と地方自治体の協働事業にすべき。また、情報弱者（インターネット使用できない国民向け）への配慮すべき。 ・ プログラムの構築維持にかかる費用が大きい。本当に適切な内容なのか、WAMNETのデータの信頼性等について疑問。アクセス件数で評価はできない。 									

<p>遂行に当たっては、厳しい経費削減目標との関係上、可能な範囲での実施となる事情を考慮する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度から本格実施される医療機関情報公表制度に関連して、各都道府県に対し、情報提供の協力依頼を含めた検討を行った。 (業務実績P83【医療機関に関する情報の充実】#98参照) ○ 障害者自立支援法の円滑な実施を支援し、障害者の就労を促進するため、新たに「障害者就労支援情報コーナー」を設置し、就労移行支援事業及び就労継続支援事業を行っている障害福祉サービス事業者の優良事例を紹介する等、コンテンツの充実を図った。 ○ WAM NET利用機関に関するID・パスワードの再発行及び中止届について、Web上で処理できるようにし、利用者の利便性の向上を図った。 ○ 利用者がWAM NETを理解し、利用しやすくするために「WAM NETの概要」について、内容・表示方法等をリニューアルし利便性の向上を図った。 ○ 障害者福祉制度の改正に伴い、利用者が必要とする情報の充実を図るため、障害者福祉サービス事業者情報システムの改修を行い、都道府県の協力のもと、提供情報の拡充を図った。 (業務実績P83【操作性の向上及びコンテンツの整備充実】#100参照) <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険事業者等の業務の参考とするため、WAM NETコミュニティの利用者（利用機関）を対象に「ホームページの活用」についてアンケート調査を実施し、その結果概要をWAM NET上に公開した。 ○ 操作性の向上やコンテンツの充実を図るため、WAM NET利用者を対象に「利用動向調査等」を実施し、その結果概要をWAM NET上に公開した。 (業務実績P83【操作性の向上及びコンテンツの整備充実】#100参照) <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用機関登録数については、退職手当共済事業の「掛金納付対象職員届」について、WAM NET基盤を活用した電子届出の利用目的による約2,700法人の利用機関登録を行った結果、66,902件を確保した。 ○ アクセス件数については、年度計画目標（1,400万件）を若干下回る1,343万件であったが、中期目標値の2倍近い水準を維持した。 また、ヒット件数（掲載情報への直接アクセス）については、前年度14,918万件を約760万件上回る15,686万件となっている。 (業務実績P84【アクセス件数及び利用機関登録数】#101参照) <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ WAM NETの利用の促進を図るため、退職手当共済事業に係る
---	--

	<p>実務研修会に鹿児島、岐阜、大阪、東京で、計11回操作説明会を開催し、287人の参加があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療貸付部が平成20年1月に病院に対して「施設整備動向アンケート調査」を行った際に、WAM NETの案内を配布した。（配布数7,400部） ○ 香川県、宮崎県で開催された介護保険事業者向けの説明会において、パンフレットを配布した。（配布数6,700部） ○ 機構主催の福祉医療経営に関する集団経営指導（セミナー）等において、パンフレットを配布した。（配布数約2,000部） （業務実績P83【WAM NETの利用促進等】#99、P85【WAM NET操作説明会】#102参照） <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護事業者情報などについては月1回月末、病院・診療所における施設基準情報などについては年1回年度末に更新し、正確で最新の情報の掲載に努めた。（業務実績P85【情報の更新及び検証】#104参照） 	
--	---	--

中 期 目 標	中 期 計 画	19 年 度 計 画	19 年 度 業 務 実 績																				
<p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>7 年金担保貸付事業</p> <p>年金担保貸付事業については、公的年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。</p> <p>また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めること。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>7 年金担保貸付事業</p> <p>年金担保貸付事業については、公的年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。</p> <p>また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めることとする。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>7 年金担保貸付事業</p> <p>年金担保貸付事業については、公的年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置を用いて低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。</p> <p>また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めることとする。</p> <p>なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。</p> <p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成19事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸 付 契 約 額</td> <td>千円 229,000,000</td> </tr> <tr> <td>資 金 交 付 額</td> <td>229,000,000</td> </tr> <tr> <td>原 資</td> <td>財政融資資金借入金 貸 付 回 収 金 等 (うち財投機関債)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>13,500,000 215,500,000 (57,000,000)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成19事業年度	貸 付 契 約 額	千円 229,000,000	資 金 交 付 額	229,000,000	原 資	財政融資資金借入金 貸 付 回 収 金 等 (うち財投機関債)		13,500,000 215,500,000 (57,000,000)	<p>7 年金担保貸付事業</p> <p>年金担保貸付事業については、公的年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置を用いて低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めた。</p> <p>また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めた。</p> <p>なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資の実績は次のとおりである。</p> <p>(実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成19事業年度 (実 績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸 付 契 約 額</td> <td>千円 199,182,800</td> </tr> <tr> <td>資 金 交 付 額</td> <td>199,182,800</td> </tr> <tr> <td>原 資</td> <td>財政融資資金借入金 貸 付 回 収 金 等 (うち財投機関債)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>13,500,000 185,682,800 (46,990,600)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成19事業年度 (実 績)	貸 付 契 約 額	千円 199,182,800	資 金 交 付 額	199,182,800	原 資	財政融資資金借入金 貸 付 回 収 金 等 (うち財投機関債)		13,500,000 185,682,800 (46,990,600)
区 分	平成19事業年度																						
貸 付 契 約 額	千円 229,000,000																						
資 金 交 付 額	229,000,000																						
原 資	財政融資資金借入金 貸 付 回 収 金 等 (うち財投機関債)																						
	13,500,000 215,500,000 (57,000,000)																						
区 分	平成19事業年度 (実 績)																						
貸 付 契 約 額	千円 199,182,800																						
資 金 交 付 額	199,182,800																						
原 資	財政融資資金借入金 貸 付 回 収 金 等 (うち財投機関債)																						
	13,500,000 185,682,800 (46,990,600)																						

中 期 目 標	中 期 計 画	19 年 度 計 画	19 年 度 業 務 実 績
<p>(1) 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>年金担保貸付事業における業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。</p>	<p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>年金担保貸付事業における業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。</p>	<p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>年金担保貸付事業の安定的で効率的な業務運営を行うため、業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利に適切に反映させる。</p> <p>また、次期中期計画期間における資金調達方法の変更等に対応した年金担保貸付事業の運営について検討する。</p>	<p>【利率設定方式の見直し】#105</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度は、収支状況等の分析・検証を5回、金利設定等の分析・検証を3回、計8回金利水準の検証を実施した。 ○ 平成19年6月に平成18年度決算及び財投機関債の発行状況を踏まえた金利検証を行い、貸付金利の上限の撤廃を決定するとともに、9月には平成20年度から運営費交付金を廃止することに伴う平成19年度の影響を考慮した金利設定の検証を行い、現状の金利設定の維持を決定した。 <p>【資金調達方法の変更等に対応した事業運営の検討】#106</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年12月の独立行政法人整理合理化計画等に基づく貸付原資の自己調達化や運営費交付金の廃止を踏まえ、事業を安定的かつ効率的に運営するため業務運営コストを分析し、平成20年度からの新たな貸付金利設定方式を平成20年3月の経営企画会議において決定した。

評価の視点等	自己評定	A	評価項目14	評定	A
			<p>平成18年度決算及び財投機関債の発行状況を踏まえた金利検証を行い、当期利益金を確保し、安定的な事業運営を実施することができた。</p> <p>また、平成19年12月の独立行政法人整理合理化計画等に基づく貸付原資の自己調達化や運営費交付金の廃止を踏まえ、事業を安定的かつ効率的に運営するため業務運営コストを分析し、平成20年度からの新たな貸付金利設定方式を平成20年3月の経営企画会議において決定した。</p>	<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>平成20年度からの新たな貸付金利設定方式を平成20年3月の経営企画会議において決定したこと、当期利益金を確保し、安定的な事業運営を実施したことは評価できる。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務運営コストを分析し、平成20年度からの新たな貸付金利設定方式を平成20年3月の経営企画会議で決定。 収支状況は「黒」であり、Aが相当。 安定的、適切に実施。 	
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務運営コストを分析し、その増加を抑制するための管理が適切に行われているか。 　　なお、本事業は年金受給者の増大に伴って事業量の増、コストの増大が見込まれるが、オンコスト金利によって充てられる事情を考慮するとともに、単位あたりコストの状況も考慮する。 ○ 貸付金利に業務運営コストを適切に反映する利率の設定方式となっているか。 			<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務運営コストの管理として、平成19年度においても電算処理に係る委託費について適切な契約額となるよう精査を行った。 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度は、収支状況等の分析・検証を5回、金利設定等の分析・検証を3回、計8回金利水準の検証を実施した。 ○ 平成19年6月に平成18年度決算及び財投機関債の発行状況を踏まえた金利検証を行い、貸付金利の上限の撤廃を決定するとともに、9月には平成20年度から運営費交付金を廃止することに伴う平成19年度の影響を考慮した金利設定の検証を行い、現状の金利設定の維持を決定し、当期利益金を確保することができた。 <p>(業務実績P90【利率設定方式の見直し】#105参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年12月の独立行政法人整理合理化計画等に基づく貸付原資の自己調達化や運営費交付金の廃止を踏まえ、事業を安定的かつ効率的に運営するため業務運営コストを分析し、平成20年度からの新たな貸付金利設定方式を平成20年3月の経営企画会議において決定した。(業務実績P90【資金調達方法の変更等に対応した事業運営の検討】#106参照) 		

中 期 目 標	中 期 計 画	1 9 年 度 計 画	1 9 年 度 業 務 実 績
第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項 7 年金担保貸付事業 (2) 業務の質の向上に関する事項 ア 年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 7 年金担保貸付事業 (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置 ア 悪質な貸金業者が年金証書等を預かり高金利で融資を行う問題についての国の注意喚起とあいまって、リーフレット等により、年金担保貸付制度の周知を図る。 また、受託金融機関事務打ち合せ会議を年4回以上開催し受託金融機関に対する指導を強化する。	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 7 年金担保貸付事業 (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置 ア 年金担保貸付制度の周知、利用者へ配慮した運用の改善及び受託金融機関の指導強化を図るため、次の措置を講じる。 (ア) 年金担保貸付制度の周知を図り、かつ悪質な貸金業者に対する注意喚起や生活に無理のない借りなどの注意を促すためリーフレット等を作成し、関係各機関に配布する。 (イ) 前年度に実施した利用者アンケート調査等を参考に、借入申込書類の書式の見直し等を行う。	【制度周知及び悪質貸金業者に対する注意喚起等】 #107 <ul style="list-style-type: none"> ○ 年金担保貸付制度の周知を図るため、リーフレットを作成し、受託金融機関、社会保険事務所等に対して90万部配布した。また、地方自治体の広報誌及び社会福祉協議会の職員研修における講師派遣を通じ、制度の周知を図った。 【借入申込書類の書式の見直し等】 #108 <ul style="list-style-type: none"> ○ 前年度に実施した利用者アンケート調査等を参考に、借入申込書類の見直しを行い、記載しやすいように記入スペースを広げるとともに、申込みに際して注意してほしい事項等を整理して表示することとした。 【事務取扱の見直し】 #109 <ul style="list-style-type: none"> ○ 申込み窓口等における利用者への適切な対応に努めるため、年金担保貸付事務取扱を見直すとともに、受託金融機関事務打ち合せ会議を開催することにより、受託金融機関への指導を強化する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 参加金融機関数：285機関 (参考：受託金融機関数420機関) 【生活保護受給中の者への年金担保貸付の利用制限】 #110 <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省の生活保護の適正化方針に基づき、生活保護受給中の年金担保貸付の利用を制限する措置を適正に実施する。 【返済条件の変更措置の創設】 #111 <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度から、災害等の被災者を対象とした返済条件の変更措置（返済猶予等）の取扱いを開始し、ホームページ等による周知を行った。（実績2件）

中 期 目 標	中 期 計 画	19 年 度 計 画	19 年 度 業 務 実 績
イ 事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を、平成15年度（概ね4週間）に対し、1週間（事務処理日数5日）短縮することを目指すこと。	イ 事務処理方法の見直し及び電算処理システムの改善等を行うことにより、借入申込みから貸付実行までの事務処理期間の短縮に関する中期目標を達成する。	イ 受託金融機関との間のデータ授受方法の効率化を促進するため、償還剰余金等の振込データの電子化を推進するとともに、任繰剰余金の振込データの電子化を図ることを検討する。	【振込データの電子化】#112 ○ 事務処理の効率化を図る観点から、償還剰余金等の振込データの電子化を推進するとともに、10月より任意繰上償還に伴う剰余金の振込データについても電子化を図った。

評価の視点等	自己評定	A	評価項目15	評定	A
			<p>高齢者等の生活の安定を支援するため、年金担保貸付制度の周知を図るとともに、悪質な貸金業者に対する注意喚起や生活に無理のない借入れなどの注意を促すため、各種の広報活動を実施した。</p> <p>また、申込窓口等において利用者等に適切に対応するため、受託金融機関事務打ち合わせ会議を年8回（全国7か所）開催し、適正な制度の運用等の指導を行った。</p> <p>さらに、事務処理の効率化を図る観点から、平成19年10月からは、受託金融機関における任意繰上償還に伴う剩余金の振込データの電子化を図り、事務処理の効率化等を行った。</p>	<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>受託金融機関事務打ち合わせ会議について、目標を上回る年8回（全国7か所）開催している。また、事務処理の効率化を図る観点から、平成19年10月から、受託金融機関における任意繰上償還に伴う剩余金の振込データの電子化を図り、事務処理の効率化等を行っていることは評価に値する。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 受託金融機関事務打ち合わせ会議を、目標を上回る回数実施した。事務処理期間を5日間短縮した方法を導入。剩余金の振り込みデータの電子化を図り、事務処理の効率化等を行っている。 悪質業者への対応、事務処理期間短縮について、質の向上は行われていると判断した。 適切な利用のための指導、システム化を図り、効率的に事務処理を行った。 悪質業者への注意喚起、業務見直しなど通常業務以外に業務改善、サービス向上にむけて積極的に努力している。 	
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> 受託金融機関事務打ち合わせ会議を年4回以上開催し受託金融機関に対する指導を強化すること。 借入申込から貸付実行までの期間を、平成15年度（概ね4週間）に対し、1週間（事務処理日5日間）短縮することを目指すこと。 			<ul style="list-style-type: none"> 受託金融機関事務打ち合わせ会議を年8回（全国7か所）開催し、中期目標を達成できた。 平成17年10月貸付分から事務処理期間を5日間短縮した事務処理方法を導入し、中期目標を達成できた。 		
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者に対し、リーフレット等による制度周知が適切に行われているか。 受託金融機関打ち合せ会議について、中期計画で示された回数を開催しているか。 			<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省より示された生活保護の適正化に関する方針に基づいて、昨年度に引き続き、生活保護受給中の者への年金担保貸付の利用制限の周知を図った。 また、借入申込書類に年金担保貸付利用者に対する生活保護受給中の者に対する取扱い等に関する記載を追加するなど、借入者に対して当該取扱いの周知を行うことにより、事務の適正化及び効率化を図った。 <p>(業務実績P92【生活保護受給中の者への年金担保貸付の利用制限】#110参照)</p> 利用者の利便性に配慮した運用の改善を図るため、平成18年度に実施した利用者アンケート調査を参考に、借入申込書類の見直しを行い、記載しやすいように記入スペースを広げる等の改善を行った。 <p>(業務実績P92【借入申込書類の書式の見直し等】#108参照)</p> 年金担保貸付制度の周知を図るとともに、悪質な貸金業者に対する注意喚起や生活に無理のない借入れなどの注意を促すため、各種の広報活動を実施した。（業務実績P92【制度周知及び悪質貸金業者に対する注意喚起等】#107参照） <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 申込窓口等において利用者等に適切に対応するため、平成20年1 	<p>(その他の意見)</p> <p>悪用への対策は不足していると考えられる。</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務処理方法の見直し及び電算処理システムの改善がどのように行われているか。 ○ 借入申込から貸付実行日までの所要期間短縮について中期目標の数値を達成できているか。 	<p>月から2月に受託金融機関打合せ会議を全国7か所で計8回開催したことにより、約68%の受託金融機関が出席し、適正な制度の運用等の指導を行った。</p> <p>また、受託業務に関する問答集を作成して、全受託金融機関に配布した。（業務実績P92【事務取扱の見直し】#109参照）</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事務処理方法の見直しにより、平成17年10月において借入申込から貸付実行までの事務処理期間を、平成15年度の概ね4週間に對し、1週間短縮しているが、平成19年度においても前年度と同様の事務処理期間を維持できた。 ○ 事務処理の効率化を図る観点から、平成19年10月からは、受託金融機関における任意繰上償還に伴う剰余金の振込データの電子化を図り、事務処理の効率化等を行った。 <p>（業務実績P93【振込データの電子化】#112参照）</p>	
--	--	--

中 期 目 標	中 期 計 画	1 9 年 度 計 画	1 9 年 度 業 務 実 績																
第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項 8 労災年金担保貸付事業 <p>労災年金担保貸付事業については、労災年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。</p> <p>また、業務運営に当たっては、年金担保貸付事業と併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努めること。</p>	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 8 労災年金担保貸付事業 <p>労災年金担保貸付事業については、労災年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。</p> <p>また、業務運営に当たっては、年金担保貸付事業と併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努めることとする。</p>	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 8 労災年金担保貸付事業 <p>労災年金担保貸付事業については、労災年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置を用いて低利で小口の資金を貸し付けることにより、労災年金受給者の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。</p> <p>また、業務運営に当たっては、年金担保貸付事業と併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努めることとする。</p> <p>なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。</p> <p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成19事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>千円 5,800,000</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>5,800,000</td> </tr> <tr> <td>原資</td> <td>貸付回収金等 5,800,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成19事業年度	貸付契約額	千円 5,800,000	資金交付額	5,800,000	原資	貸付回収金等 5,800,000	8 労災年金担保貸付事業 <p>労災年金担保貸付事業については、労災年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置を用いて低利で小口の資金を貸し付けることにより、労災年金受給者の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めた。</p> <p>また、業務運営に当たっては、年金担保貸付事業と併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努めた。</p> <p>なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資の実績は次のとおりである。</p> <p>(実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成19事業年度 (実 績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>千円 5,304,020</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>5,304,020</td> </tr> <tr> <td>原資</td> <td>貸付回収金等 5,304,020</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成19事業年度 (実 績)	貸付契約額	千円 5,304,020	資金交付額	5,304,020	原資	貸付回収金等 5,304,020
区 分	平成19事業年度																		
貸付契約額	千円 5,800,000																		
資金交付額	5,800,000																		
原資	貸付回収金等 5,800,000																		
区 分	平成19事業年度 (実 績)																		
貸付契約額	千円 5,304,020																		
資金交付額	5,304,020																		
原資	貸付回収金等 5,304,020																		
第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項 8 労災年金担保貸付事業 (1) 業務運営の効率化に関する事項 <p>労災年金担保貸付事業における業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。</p>	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 8 労災年金担保貸付事業 (1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置 <p>労災年金担保貸付事業における業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。</p>	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 8 労災年金担保貸付事業 (1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置 <p>労災年金担保貸付事業の安定的で効率的な業務運営を行うため、業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利に適切に反映させる。</p>	<p>【利率設定方式の見直し】#113</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度は、収支状況等の分析・検証を5回、金利設定等の分析・検証を3回、計8回金利水準の検証を実施した。 ○ 平成19年6月に平成18年度決算を踏まえた金利検証を行うとともに、9月には平成20年度からの運営費交付金を廃止することに伴う平成19年度の影響を考慮した金利設定の検証を行い、現状の金利設定の維持を決定した。 <p>【運営費交付金の廃止に対応した事業運営の検討】#114</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年12月の独立行政法人整理合理化計画 																

中 期 目 標	中 期 計 画	19 年 度 計 画	19 年 度 業 務 実 績
			に基づく運営費交付金の廃止を踏まえ、事業を安定的かつ効率的に運営するため業務運営コストを分析し、平成20年度からの新たな貸付金利設定方式を平成20年3月の経営企画会議において決定した。

評価の視点等	自己評定	A	評価項目16	評定	A
			<p>平成18年度決算等を踏まえた金利検証を行い、当期利益金を確保し、安定的な事業運営を実施することができた。</p> <p>また、平成19年12月の独立行政法人整理合理化計画等に基づく運営費交付金の廃止を踏まえ、事業を安定的かつ効率的に運営するため業務運営コストを分析し、平成20年度からの新たな貸付金利設定方式を平成20年3月の経営企画会議において決定した。</p>	<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>適切な金利設定を行い、当期利益金を確保している。</p>	
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務運営コストを分析し、その増加を抑制するための管理が適切に行われているか。 　　なお、本事業は利用者サービスの向上に伴って事業量の増、コストの増大が見込まれるが、オンコスト金利によって充てられる事情を考慮するとともに、利用者の増減を踏まえ、単位あたりコストの状況も考慮する。 ○ 貸付金利に業務運営コストを適切に反映する利率の設定方式となっているか。 		<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務運営コストの管理として、平成19年度においても電算処理に係る委託費について適切な契約額となるよう精査を行った。 <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度は、収支状況等の分析・検証を5回、金利設定等の分析・検証を3回、計8回金利水準の検証を実施した。 ○ 平成19年6月に平成18年度決算を踏まえた金利検証を行うとともに、9月には平成20年度からの運営費交付金を廃止することに伴う平成19年度の影響を考慮した金利設定の検証を行い、現状の金利設定の維持を決定し、当期利益金を確保することができた。（業務実績P96【利率設定方式の見直し】#113参照） ○ 平成19年12月の独立行政法人整理合理化計画に基づく運営費交付金の廃止を踏まえ、事業を安定的かつ効率的に運営するため業務運営コストを分析し、平成20年度からの新たな貸付金利設定方式を平成20年3月の経営企画会議において決定した。（業務実績P96【運営費交付金の廃止に対応した事業運営の検討】#114参照） 	<p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電算処理にかかる委託費について精査を実行。8回の金利水準の検証を実行している。 ・ 収支状況は「黒」であり、Aが相当。 ・ 適切な金利設定をし、黒字とした。 <p>(その他の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年度においても電算処理に係る委託費について適切な契約額となるよう精査を行ったとあるが、その説明が理解できなかった。 		

中 期 目 標	中 期 計 画	1 9 年 度 計 画	1 9 年 度 業 務 実 績
第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項 8 労災年金担保貸付事業 (2) 業務の質の向上に関する事項 ア 労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 8 労災年金担保貸付事業 (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置 ア 労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関事務打ち合せ会議を年4回以上開催し受託金融機関に対する指導を強化する。	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 8 労災年金担保貸付事業 (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置 ア 労災年金担保貸付制度の周知、利用者へ配慮した運用の改善及び受託金融機関の指導強化を図るために、次の措置を講じる。 (ア) 労災年金担保貸付制度の周知を図り、かつ悪質な貸金業者に対する注意喚起や生活に無理のない借入れなどの注意を促すためリーフレット等を作成し、関係各機関に配布する。 (イ) 前年度に実施した利用者アンケート調査等を参考に、借入申込書類の書式の見直し等を行う。 (ウ) 申込窓口等における利用者への適切な対応に努めるため、年金担保貸付事務取扱を見直すとともに、受託金融機関事務打ち合せ会議を開催することにより、受託金融機関への指導を強化する。 (エ) 厚生労働省の生活保護の適正化の方針に基づき、生活保護受給中の労災年金担保貸付の利用を制限する措置を適正に実施する。	【制度周知及び悪質貸金業者に対する注意喚起等】 #115 ○ 労災年金担保貸付制度の周知を図るため、リーフレットを作成し、受託金融機関、社会保険事務所等に対し22万部配布した。また、地方自治体の広報誌及び社会福祉協議会の職員研修における講師派遣を通じ、制度の周知を図った。

中 期 目 標	中 期 計 画	19 年 度 計 画	19 年 度 業 務 実 績
イ 事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を、平成15年度（概ね4週間）に対し、1週間（事務処理日数5日）短縮することを目指すこと。	イ 事務処理方法の見直し及び電算処理システムの改善等を行うことにより、借入申込みから貸付実行までの事務処理期間の短縮に関する中期目標を達成する。	イ 受託金融機関との間のデータ授受方法の効率化を促進するため償還剰余金の振込データの電子化を推進するとともに、任繰剰余金の振込データの電子化を図ることを検討する。	【振込データの電子化】#120 ○ 事務処理の効率化を図る観点から、償還剰余金等の振込データの電子化を推進するとともに、10月より任意繰上償還に伴う剰余金の振込データについても電子化を図った。

評価の視点等	自己評定	A	評価項目17	評定	A
			<p>労災年金受給者の生活の安定を支援するため、労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、悪質な貸金業者に対する注意喚起や生活に無理のない借入れなどの注意を促すため、各種の広報活動を実施した。</p> <p>また、申込窓口等において利用者等に適切に対応するため、受託金融機関事務打ち合わせ会議を年8回（全国7か所）開催し、適正な制度の運用等の指導を行った。</p> <p>さらに、事務処理の効率化を図る観点から、平成19年10月からは、受託金融機関における任意繰上償還に伴う剩余金の振込データの電子化を図り、事務処理の効率化等を行った。</p>	<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>受託金融機関事務打ち合わせ会議について、目標を上回る年8回（全国7か所）開催している。また、事務処理の効率化を図る観点から、平成19年10月から、受託金融機関における任意繰上償還に伴う剩余金の振込データの電子化を図り、事務処理の効率化等を行っていることは評価に値する。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 受託金融機関事務打合せ会議を、目標を上回る回数で実施した。事務処理期間を目標通りに短縮する方法を導入。 年金担保貸付と同じ評価。 通常業務以上の取組みがあった。 <p>(その他の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 充分に対応しているとは評価できない。単に利用制限だけでなく、悪用についての対応が不足しているのではないか。 	
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> 受託金融機関事務打ち合わせ会議を年4回以上開催し受託金融機関に対する指導を強化すること。 借入申込から貸付実行までの期間を、平成15年度（概ね4週間）に対し、1週間（事務処理日5日間）短することを目指すこと。 			<ul style="list-style-type: none"> 受託金融機関事務打ち合わせ会議を年8回（全国7か所）開催し、中期目標を達成できた。 平成17年10月貸付分から事務処理期間を5日間短縮した事務処理方法を導入し、中期目標を達成できた。 		
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者に対し、制度周知が適切に行われているか。 			<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省より示された生活保護の適正化に関する方針に基づいて、昨年度に引き続き、生活保護受給中の者への年金担保貸付の利用制限の周知を図った。 また、借入申込書類に労災年金担保貸付利用者に対する生活保護受給中の者に対する取扱い等に関する記載を追加するなど、借入者に対して当該取扱いの周知を行うことにより、事務の適正化及び効率化を図った。 (業務実績P99【生活保護受給中の者への労災年金担保貸付の利用制限等の実施】#118参照) 利用者の利便性に配慮した運用の改善を図るため、平成18年度に実施した利用者アンケート調査を参考に、借入申込書類の見直しを行い、記載しやすいように記入スペースを広げる等の改善を行った。 (業務実績P99【借入申込書類の書式の見直し等】#116参照) 労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、悪質な貸金業者に対する注意喚起や生活に無理のない借入れなどの注意を促すため、各種の広報活動を実施した。 (業務実績P99【制度周知及び悪質貸金業者に対する注意喚起等】#115参照) 		
			<p>実績：○</p>		

<p>開催しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務処理方法の見直し及び電算処理システムの改善がどのように行われているか。 ○ 借入申込から貸付実行日までの所要期間短縮について中期目標の数値を達成できているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申込窓口等において利用者等に適切に対応するため、平成20年1月から2月に受託金融機関打合せ会議を全国7か所で計8回開催したことにより、約68%の受託金融機関が出席し、適正な制度の運用等の指導を行った。 また、受託業務に関する問答集を作成して、全受託金融機関に配布した。（業務実績P99【事務取扱の見直し】#117参照） <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事務処理方法の見直しにより、平成17年10月において借入申込から貸付実行までの事務処理期間を、平成15年度の概ね4週間に對し、1週間短縮しているが、平成19年度においても前年度と同様の事務処理期間を維持できた。 ○ 事務処理の効率化を図る観点から、平成19年10月からは、受託金融機関における任意繰上償還に伴う剩余金の振込データの電子化を図り、事務処理の効率化等を行った。 (業務実績P100【振込データの電子化】#120参照) 	
--	--	--

中 期 目 標	中 期 計 画	1 9 年 度 計 画	1 9 年 度 業 務 実 績
第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項 9 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めること。	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 9 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 9 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。	9 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めた。
(1) 適切な債権管理に関する事項 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。	(1) 適切な債権管理に関する目標を達成するためによるべき措置 ア 必要に応じて関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。	(1) 適切な債権管理に関する目標を達成するためによるべき措置 ア 転貸法人等貸付先の財務分析を年1回行うとともに、受託金融機関及び監督官庁との連携を図り、適切な債権管理及び着実な債権回収を行う。	【貸付先の財務分析】 #121 ○ 転貸法人、住宅生活協同組合等について、18年度決算書を徴求して、財務状況等の確認を行い、債権保全策の指示など適切な債権管理を行った。 【担保物件の評価等】 #122 ○ 担保物件について、担保物件に係る抵当権の一部解除等に際し、適切に担保評価等を行った。
イ 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。	イ 年金住宅融資等債権について年1回、貸付先についての債権分類を実施し、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定を行う。		【財務状況等を勘案した自己査定の実施】 #123 ○ 貸付金の自己査定基準に基づき、貸付先の財務状況等を勘案した債権分類を行い、貸倒引当金を適正に計上した。
ウ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。	ウ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。 エ 受託金融機関事務打合会を年1回以上開催し、受託金融機関に対する指導を強化する。	ウ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。 エ 受託金融機関事務打合会を年1回以上開催し、受託金融機関に対する指導を強化する。	【保証履行能力の把握及び分析】 #124 ○ 転貸債権に係るローン保証会社の財務諸表及び格付け (Mood y's、S&P) により、保証履行能力の確認を行い、保証履行能力に問題のある会社はないことを確認した。 【受託金融機関への指導強化】 #125 ○ 債権の管理・回収の留意点等について周知を図るため、受託金融機関との事務打合せ会を平成20年1月～2月に全国7ヶ所（8回）で開催し、受託金融機関に対する指導を強化した。

中 期 目 標	中 期 計 画	1 9 年 度 計 画	1 9 年 度 業 務 実 績
(2) 着実な債権回収に関する事項 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努めること。	(2) 着実な債権回収に関する目標を達成するためとするべき措置 ア 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努める。	(2) 着実な債権回収に関する目標を達成するためとするべき措置 ア 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努める。 イ 経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者及び災害の被災者等に関しては、年金住宅貸付の返済条件の変更措置を講ずることにより、被保険者の生活の安定を支援しつつ、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保する。また、災害等の被災者に係る返済条件変更措置については、ホームページにより周知を図る。	【適時的確な債権回収】 #126 ○ 解散を予定している住宅生活協同組合1法人に対する機構債権について、受託金融機関への債権譲渡により全額回収を行った(9月)。 【返済条件の変更措置の実施等】 #127 ○ ローン返済困窮者に対する返済条件の変更措置として、返済特例措置によるもの542件、民事再生法の適用による返済条件の変更として87件の措置を講じ、被保険者の生活の安定を支援した。また、中越沖地震等の被災者に係る返済条件変更措置について、ホームページ等による周知を行った。
また、延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。	イ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。	ウ 長期延滞債権については、保証履行請求及び担保物件の処分等により早期の回収に努める。	【延滞債権への対応】 #128 ○ 延滞債権について、受託金融機関に対し、貸付先に対する督促等を行うよう指導するとともに、長期延滞等債権について、保証人の調査を行うよう指示するほか、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行つた。
なお、国民年金の被保険者等に対して住宅金融公庫による住宅融資と併せて行われた年金住宅融資に係る債権に關し、平成19年4月1日に設立される独立行政法人住宅金融支援機構が行う債務保証及び当該債権の一部の譲受けについては、独立行政法人住宅金融支援機構による債務保証の仕組みを維持するために必要な範囲内で債権譲渡を行うことに留意して、適切に対処すること。	ウ 転貸法人に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人による適切な債権回収を推進する。	エ 転貸法人に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人による適切な債権回収を推進する。また、必要に応じて転貸法人に債権管理回収に係る指導専門員を派遣し、年1回以上指導専門員の打合せを行い、転貸法人の債権管理に関する指導を強化する。	【転貸法人への指導強化】 #129 ○ 転貸法人による適切な債権回収を推進するため、転貸法人に対して必要な助言を行うとともに、指導専門員及び転貸法人からの年2回の定期報告及び指導専門員の打合せ会議(平成20年2月実施)を行い、指導専門員による転貸法人の債権管理に関する指導を強化した。
	エ 国民年金の被保険者等に対して住宅金融公庫による住宅融資と併せて行われた年金住宅融資に係る債権に關し、平成19年4月1日に設立される独立行政法人住宅金融支援機構が行う債務保証及び当該債権の一部の譲受けについては、関係行政機関と緊密に連携しつつ、独立行政法人住宅金融支援機構による債務保証の仕組みを維持するために必要な範囲内で債権譲渡を行うことに留意して、適切に対処する。	オ 国民年金の被保険者等に対して住宅金融公庫による住宅融資と併せて行われた年金住宅融資に係る債権に關し、平成19年4月1日に設立される独立行政法人住宅金融支援機構が行う債務保証及び当該債権の一部の譲受けについては、関係行政機関と緊密に連携しつつ、独立行政法人住宅金融支援機構による債務保証の仕組みを維持するために必要な範囲内で債権譲渡を行うことに留意して、適切に対処する。	【住宅金融支援機構への債権譲渡】 #130 ○ 厚生労働省より通知された方針に基づき、住宅金融支援機構と連携して、債務者に混乱のないよう円滑な債権譲渡手続きを進め、10月1日付で住宅金融支援機構に対して、2,229億円の債権譲渡を行った。

評価の視点等	自己評定	一	評定
	評価項目18で評価		
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うこと。 ○ 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行うこと。 ○ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行うこと。 			
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係行政機関及び受託金融機関と連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析が行われ、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等が行われたか。 ○ 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しが行われたか。 ○ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析が行われたか。 ○ 年金住宅融資等債権について、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行い、延滞債権の発生の抑制に努めたか。 ○ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人にに対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めたか。 ○ 転貸法人に対して必要な助言等を行ったか。 ○ 国民年金の被保険者等に対して住宅金融公庫による住宅融資と併せて行われた年金住宅融資に係る債権に関し、関係行政機関と緊密に連携しつつ、独立行政法人住宅金融支援機構による債務保証の仕組みを維持するために必要な範囲内で債権譲渡が行われるよう適切に対処したか。 			

中 期 目 標	中 期 計 画	1 9 年 度 計 画	1 9 年 度 業 務 実 績
第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置	
10 承継教育資金貸付けあっせん業務	10 承継教育資金貸付けあっせん業務	10 承継教育資金貸付けあっせん業務	10 承継教育資金貸付けあっせん業務
承継教育資金貸付けあっせん業務については、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から小口の教育資金の貸付けを受けようとする年金被保険者に対して、当該貸付けを受けることについて国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあっせんを行うことにより、年金被保険者の福祉の増進に寄与することを目的として、制度の周知を図ること及び制度に関する照会等に適切に対応することに留意して、その適正な業務実施に努めること。	承継教育資金貸付けあっせん業務については、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から小口の教育資金の貸付けを受けようとする年金被保険者に対して、当該貸付けを受けることについて国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあっせんを行うことにより、年金被保険者の福祉の増進に寄与することを目的として、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。	承継教育資金貸付けあっせん業務については、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から小口の教育資金の貸付けを受けようとする年金被保険者に対して、当該貸付けを受けることについて国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあっせんを行うことにより、年金被保険者の福祉の増進に寄与することを目的として、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。	承継教育資金貸付けあっせん業務については、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から小口の教育資金の貸付けを受けようとする年金被保険者に対して、当該貸付けを受けることについて国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあっせんを行うことにより、年金被保険者の福祉の増進に寄与することを目的として、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めた。なお、平成19年12月24日付で、閣議決定された独立行政法人整理合理化計画において、「承継教育資金貸付けあっせん業務について、平成20年度から業務を休止する」とされたため、平成19年度のあっせん申込受付は、平成20年1月末をもって終了し、2月中に国民生活金融公庫等へのあっせんを完了した。
ア 教育資金貸付けを受けることについてのあっせんの申込資格要件等について、ホームページへの掲載により周知を図る。	ア 教育資金貸付けを受けることについてのあっせんの申込資格要件等について、リーフレットの配布及びホームページへの掲載により周知を図る。		【申込資格要件等の周知】 #131 ○ 借入希望者等へホームページにより、あっせん申込資格要件等に関する周知を図った。また、あっせん休止についても、ホームページにより周知を図るとともに、借入希望者に対して数次の通知を行うなど、円滑な業務休止が行えるよう対応を図った。
イ 教育資金貸付けを受けることについてのあっせんに関する照会等に対して適切に対応するため、手引書の改訂等を行う。	イ 教育資金貸付けを受けることについてのあっせんに関する照会等に対して適切に対応する。		【業務に関する照会等への対応】 #132 ○ 事務処理手順及び電話相談対応マニュアルの改定等を行い、あっせんに関する照会等に対して適切に対応した。なお、平成19年度のあっせん申込受付については、平成20年1月末をもって終了した。

評価の視点等	自己評定	A	評価項目18	評定	A
			<p>貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理を図り、延滞債権については、受託金融機関に対し、貸付先に対する督促、保証人の調査等を行うよう指示するとともに、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件処分等を適切に行い、債権の早期回収に努めた。</p> <p>独立行政法人住宅金融支援機構への債権譲渡については、債務者に混乱のないよう円滑な債権譲渡手続きを進めることができた。</p> <p>また、あっせん休止に係る申込手続き等の留意点について、ホームページや数次にわたり借入希望者への通知等を行いながら、円滑に業務休止を行うための適切な周知を図った。</p>	(委員会としての評定理由)	<p>いずれの数値目標も達成し、債権の管理・回収は適切に行われているものと判断できる。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> いずれの数値目標も達成している。貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を年1回実施した。 予定通りの債権回収ができているものと評価する。 債権の管理・回収は現状では適切と評価した。 回収がスムーズになされ、中期目標を達成した。 きめ細かい対応を行っている。 <p>(その他の意見)</p> <p>財務については石井委員の意見を尊重。</p>
<p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うこと。 ○ 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行うこと。 ○ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行うこと。 			<ul style="list-style-type: none"> ○ 年1回実施し、中期目標を達成できた。 ○ 年1回実施し、中期目標を達成できた。 ○ 年1回実施し、中期目標を達成できた。 		
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係行政機関及び受託金融機関と連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析が行われ、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等が行われたか。 			<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付先の財務状況等の把握及び分析について、転貸法人については、転貸法人から決算書を徴求し、各種分析指標等との比較により財務分析を行い、適切な債権管理を行った。 <p>また、住宅生活協同組合については、受託金融機関から生協の現状についての報告及び決算書を徴求して、転貸法人と同様に分析を行い、必要に応じて、受託金融機関に債権保全措置を指示した。</p> ○ 担保物件の評価等について、担保物件に係る抵当権の一部解除等に際して、債権保全に支障が生じることのないよう、適切に担保評価等を行って対応した。 ○ 全額債務保証を行っている334受託金融機関について、財務状況の分析・評価を行い、保証履行能力の評価等を行った。 ○ 保証人について、受託金融機関から保証人の状況についての報告を徴求し、必要に応じて、受託金融機関に保証人の変更、追加等の債権保全措置を指示した。 <p>(業務実績P103【貸付先の財務分析】#121、【担保物件の評価等】#122参照)</p>		

<ul style="list-style-type: none"> ○ 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しが行われたか。 ○ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析が行われたか。 ○ 年金住宅融資等債権について、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行い、延滞債権の発生の抑制に努めたか。 ○ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めたか。 ○ 転貸法人に対して必要な助言等を行ったか。 ○ 国民年金の被保険者等に対して住宅金融公庫による住宅融資と併せて行われた年金住宅融資に係る債権に関し、関係行政機関と緊密に連携しつつ、独立行政法人住宅金融支援機構による債務保証の仕組みを維持するために必要な範囲内で債権譲渡が行われるよう適切に対処したか。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年金住宅融資等債権について、貸付金の自己査定基準に基づき、貸付先の財務状況等を勘案した債権分類を行い、貸倒引当金を適正に計上した。（業務実績P103【財務状況等を勘案した自己査定の実施】#123参照） <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 転貸債権に係る債務保証を行っているローン保証会社について、関係転貸法人を通じた情報や決算書等の収集により、その保証履行能力の把握・分析を行い、保証履行能力に問題のある会社でないことを確認した。（業務実績P103【保証履行能力の把握及び分析】#124参照） <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 解散を予定している住宅生活協同組合に係る機構債権について、受託金融機関への債権譲渡により、全額回収を行うことができた。 ○ 経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者について、542件の返済特例措置及び87件の民事再生法の適用による返済条件の変更措置を講じ、被保険者の生活の安定を支援しつつ、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保した。 また、災害等の被災者に係る返済条件変更措置について、機構ホームページにより周知を図った。 (業務実績P104【適時的確な債権回収】#126、【返済条件の変更措置の実施等】#127参照) <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 延滞債権について、受託金融機関に対し、貸付先に対する督促等を行うよう指導するとともに、長期延滞等債権について、保証人の調査を行うよう指示するほか、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行い、早期の債権回収に努めた。（業務実績P104【延滞債権への対応】#128参照） <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 転貸法人による適切な債権回収を推進するため、転貸法人に対して必要な助言等を行うほか、13転貸法人に対して債権管理回収に係る27名の指導専門員を派遣し転貸法人の指導強化を図るとともに、専門員の活動状況や転貸法人を取り巻く情勢等の情報交換を行う専門員会議を開催するなど、転貸法人の債権管理に関する指導を強化した。（業務実績P104【転貸法人への指導強化】#129参照） <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省より通知された方針に基づき、住宅金融支援機構と連携して、債務者に混乱のないよう円滑な債権譲渡手続きを進め、10月1日付で住宅金融支援機構に対して、2,229億円の債権譲渡を適切に行なった。（業務実績P104【住宅金融支援機構への債権譲渡】#130）
---	--

<p>○ 教育資金貸付けを受けることについてのあっせんの申込資格要件等の周知が図られたか。</p> <p>○ 教育資金貸付けを受けることについてのあっせんに関する照会等に係る受託機関用手引書の改訂等が行われ、制度に関する照会等への適切な対応が確保されているか。</p>	<p>参照)</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 借入希望者等へホームページにより、あっせん申込資格要件等に関する周知を図った。 ○ また、あっせん休止に係る申込手続き等の留意点について、ホームページや数次にわたり借入希望者への通知等を行いながら、円滑に業務休止を行うための適切な周知を図った。 (業務実績P106【申込資格要件等の周知】#131参照) <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事務処理手順及び電話相談対応マニュアルの改訂等を行ない、あっせん（あっせん業務の休止にかかる照会含む）に関する照会等に対して適切に対応した。 ○ なお、平成19年度のあっせん申込受付については、平成20年1月末で終了し、2月中に国民生活金融公庫へのあっせんを完了した。 (業務実績P106【業務に関する照会等への対応】#132参照) 	
--	---	--

中 期 目 標	中 期 計 画	1 9 年 度 計 画	1 9 年 度 業 務 実 績
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。</p> <p>1 運営費交付金以外の収入の確保 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。</p> <p>2 貸付原資についての自己資金調達の拡大 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財投機関債の発行等自己資金調達の拡大に努めること。</p> <p>3 貸付事業におけるリスク管理の徹底 (1) リスク管理債権の適切な処理 福祉医療貸付事業については、審査業務におけるリスク把握手法の改善を図るとともに、債権管理業務における貸付先のフォローアップやリスク債権の管理の徹底、債権の保全方法の改善等を図ることにより、貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率が中期目標期間中2.0%を上回らないように努めること。 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業については、信用保証制度等を活用することにより、貸倒れリスクの抑制に努めること。 (2) 適切な資産負債管理(ALM)の実施 福祉医療貸付の原資についての自己資金調達の拡大による金利リスクの拡大が予測されるなか、健全な財務構造を維持するため、ALM(資産負債管理)システムを活用して、調達や運用のポートフォリオを設定すること。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり</p>	<p>【予算、収支計画及び資金計画】 #133</p> <p>○ 予算執行については、業務の進行状況及び予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 予算、収支計画及び資金計画の実績は平成19事業年度決算報告書のとおりである。</p> <p>○ 平成19事業年度における勘定別の収支については、8勘定のうち長寿・子育て・障害者基金勘定及び保険勘定において欠損が生じたが、その発生原因は以下のとおりである。 《発生原因》 長寿・子育て・障害者基金勘定においては、助成事業数の増等により助成金額が増加した結果、当期損失が発生した。 保険勘定においては、心身障害者扶養保険責任準備金の積立てのために心身障害者責任準備金繰入が発生したが、それを賄うだけの金銭の信託等運用益を得ることができなかつたために、当期損失が発生した。 なお、責任準備金に対応する資産の積立不足に基づく欠損金については、中期目標において定められている心身障害者扶養保険事業の見直しの結果、責任準備金の積立不足が解消され、繰越欠損金が解消する予定である。</p> <p>【運営費交付金以外の収入の確保】 #134</p> <p>○ 福祉医療経営指導事業収入 33,588千円 (予算額33,202千円、対予算比101.2%)</p> <p>○ 福祉保健医療情報サービス事業収入 20,062千円 (予算額11,800千円、対予算比168.9%)</p> <p>【貸付原資についての自己資金調達】 #135</p> <p>○ 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業における貸付原資として、財投機関債年間発行予定額1,125億円のうち、670億円を発行した。 ・一般勘定 200億円 (10年) ・年担勘定 470億円 (3年)</p>

中 期 目 標	中 期 計 画	1 9 年 度 計 画	1 9 年 度 業 務 実 繢
第4 財務内容の改善に関する事項	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 128,700百万円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。</p> <p>(2) 一般勘定、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。</p> <p>(3) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。</p> <p>(4) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 128,700百万円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。</p> <p>(2) 一般勘定、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。</p> <p>(3) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。</p> <p>(4) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p>	<p>【短期借入金の実績】 #136</p> <p>○ 平成18年度に借り換えた共済勘定における短期借入金1,014百万円については、平成19年5月31日に返済した。</p> <p>○ 平成19年度においては社会福祉施設等職員数が当初の見込みより減少したことにより、都道府県補助金の収入に不足が生じたため、その不足相当分について短期借入金64百万円で対応し、平成20年度に繰越した。</p>
	<p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし</p>	<p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし</p>	<p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし</p>
	<p>第6 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 ・長寿・子育て・障害者基金勘定に係る事項 剰余金が生じた年度の翌年度以降の助成の業務の財源 ・労災年金担保貸付勘定に係る事項 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資 	<p>第6 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 ・長寿・子育て・障害者基金勘定に係る事項 剰余金が生じた年度の翌年度以降の助成の業務の財源 ・労災年金担保貸付勘定に係る事項 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資 	<p>第6 剰余金の使途</p> <p>なし</p>

評価の視点等	自己評定	A	評価項目19	評定	A
			<p>平成19年度において、①一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費、②労災年金担保貸付業務経費等の経費、③福祉医療貸付事業費等の経費の節減について、年度毎の削減目標額を上回る削減を実施することができた。</p> <p>また、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業においては、運営費交付金以外の収入の確保に取組み、予算額を大幅に上回る自己収入を確保することができた。</p> <p>さらに、財投機関債の発行により、福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業の貸付原資を確保し、円滑な事業運営を行うことができた。</p>	<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>目標を上回る経費削減、予算額を大幅に上回る自己収入の確保等の実績を踏まえ、評価に値する。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 経費節減については、目標を上回る削減、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業においては、予算額を大幅に上回る自己収入を確保している。計画と実績の差異は、発生理由は明確で、合理的なものとみられる。 適切に実施。 	
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。 			<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度において、①一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費、②労災年金担保貸付業務経費等の経費、③福祉医療貸付事業費等の全てについて、平成18年度予算作成時の削減対象経費額を超える削減を達成することができた。（業務実績P13【一般管理費等の削減】#15、【労災年金担保貸付事業に係る経費の削減】#16、P14【福祉医療貸付事業費の削減】#18、【人件費の削減】#19参照）参照 ○ また、承継年金住宅融資等管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務に係る業務経費等の経費については、円滑な業務移管に配慮しつつ、節約に努めることができた。（業務実績P14【承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費の削減】#17参照） ○ 資金計画については、平成19年度予算で設定された1,125億円のうち、資金需要の観点から670億円の財投機関債の発行を年度内に実施することができた。（業務実績P110【予算、収支計画及び資金計画】#133参照） <ul style="list-style-type: none"> a 一般勘定においては、事業費等の適正な執行等により、当期利益を計上し、利益処分において、積立金として整理する。 b 長寿・子育て・障害者基金勘定においては、地域の需要に適切に応えたことにより、助成事業数の増等に伴い助成金額が増加した結果、当期損失が発生し、利益処分において、積立金を取り崩して整理する。 c 共済勘定においては、前年度の退職手当給付金の不足に伴い、一時的に肩代わりした都道府県負担分が当期に入金されたことから当期利益を計上し、利益処分において、前期までの繰越欠損金を整理したうえで、積立金として整理する。 d 保険勘定においては、心身障害者扶養保険責任準備金の積立てのために心身障害者責任準備金繰入が発生したが、それを賄うだけの金銭の信託等運用益を得ることができなかつたために、当期損失（6,434百万円）が発生した。 		

<p>○ 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めているか。</p>	<p>e 年金担保貸付勘定並びに労災年金担保貸付勘定においては、金利差の確保及び貸倒引当金繰入が予算の範囲内に止まったこと等により当期利益が発生し、利益処分において、積立金として整理する。</p> <p>f 承継債権管理回収勘定については、適正な業務運営を実施した結果、当期利益が発生したが、利益処分において積立金として整理し、翌年全額国庫返納する。</p> <p>g 承継教育資金貸付けあっせん勘定については、適正な業務運営を実施した結果、当期利益を計上し、利益処分において、積立金として整理する。</p> <p>実績：○</p> <p>○ 福祉医療経営指導事業については、平成19年度においてP R活動の強化等により、予算額を上回る自己収入を確保することができた。</p> <p>○ 福祉保健医療情報サービス事業については、広告収入のほか、厚生労働省が実施する看護師等養成所報告管理システムの保守・運用管理を受託したことにより、予算額を大幅に上回る（対予算168.9%）自己収入を得ることができた。 (業務実績P 110【運営費交付金以外の収入の確保】#134参照)</p> <p>○ 財投機関債の発行については、一般勘定及び年金担保貸付勘定における貸付金の財源を確保する観点から670億円発行し、円滑な事業運営を行うことができた。（業務実績P 110【貸付原資についての自己資金調達】#135参照）</p>	
--	---	--

中 期 目 標	中 期 計 画	1 9 年 度 計 画	1 9 年 度 業 務 実 績
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。</p> <p>人事に関する事項 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するとともに、業務の量・質に対応した適正な人員配置を行うこと。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 職員の人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>① 職員の努力を適正に評価し、組織目標を効率的かつ効果的に達成するための人事評価制度を構築すること。</p> <p>② 有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施すること。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 職員の人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>① 平成18年度に見直した人事評価制度を適正に運用するために、必要に応じて研修を実施したり、評価の事例を集めなど評価技術の向上に努める。</p> <p>業務の質及び利用者に対するサービスの向上を図るために、スタッフ職が行うべき業務内容を精査するとともに、スタッフ制導入に向けスタッフ職職員の確保のための環境整備として処遇条件を明確化する。</p> <p>② 業務の質及び利用者に対するサービスの向上を図るために、スタッフ職を養成するための専門的研修体系を構築するとともに、それ以外の職員の更なる専門性の向上を図る研修プログラムを構築する。</p>	<p>【人事評価制度の定着化等】</p> <p>第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためとった措置</p> <p>【人事評価制度の運用の改善】</p> <p>【人事評価結果の反映の拡大】</p> <p>【スタッフ制導入に向けた環境整備】参照</p> <p>【研修の充実】 #137</p> <p>○ 平成16年度に職員個々の意識改革や業務能力の向上を目的とした研修体系の見直しを行い研修を実施してきたところであるが、19年度においては人事評価制度のコンピテンシーの向上に直接結びつく研修や、部署毎における固有の能力を習得するための研修メニューを充実させ、業務能力の更なる向上を図れるよう研修体系を抜本的に見直した。</p> <p>a コンピテンシー向上のための研修 職階毎に必要な能力向上を図ることを目的に、部門毎に課長と協議の上で、研修の申込みを行い、19年7月から受講を開始した。</p> <p>　　公開セミナー 11コース 49人 　　通信教育 25コース 82人</p> <p>b 部門別に必要な知識の習得にかかる研修 各部門毎に職員に求められる専門的な知識・能力を明確化し、その知識・能力の向上のための研修体系を構築の上、19年4月から研修を開始した。</p> <p>　　内部教育 63回 外部教育 44回</p> <p>c 若手勉強会 若手職員の育成を図るため、福祉・医療分野における専門家等を招いて27回の研修を実施したほか、内部職員による経営指導実務の強化のための実践的な研修を6回実施した。</p>

中 期 目 標	中 期 計 画	1 9 年 度 計 画	1 9 年 度 業 務 実 績								
	<p>③ 業務処理方法の改善を図り、業務の量・質に対応した、より適正な人員配置を行うこと。</p>	<p>③ 業務処理方法の改善を図り、業務の量・質に対応した、より適正な人員配置を行う。</p>	<p>【適正な人員配置】 #138 【組織のスリム化等】に同じ</p>								
	<p>(2) 人員に係る指標</p> <p>期末の常勤職員数は、期初の常勤職員数、労災年金担保貸付事業の業務移管に伴う常勤職員数及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務等の移管に伴う常勤職員数の100%以内とする。</p> <p>(参考1)</p> <table> <tr> <td>期初の常勤職員数</td> <td>264人</td> </tr> <tr> <td>労災年金担保貸付事業の業務移管に伴い増員した常勤職員数</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>承継年金住宅融資等債権管理回収業務等の移管に伴い増員した常勤職員数</td> <td>34人</td> </tr> <tr> <td>期末の常勤職員数</td> <td>299人以内</td> </tr> </table> <p>(参考2)</p> <p>中期目標期間中の人件費総額見込み10,679百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>3 積立金の処分に関する事項 なし</p>	期初の常勤職員数	264人	労災年金担保貸付事業の業務移管に伴い増員した常勤職員数	1人	承継年金住宅融資等債権管理回収業務等の移管に伴い増員した常勤職員数	34人	期末の常勤職員数	299人以内	<p>(2) 人員に係る指標</p> <p>平成19年度末の常勤職員数を年度当初の100%以内とする。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>3 積立金の処分に関する事項 なし</p>	<p>【人員に係る指標】 #139</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務の効率化を図るとともに、独立行政法人の組織・業務の見直しが行われていたことから平成19年4月の新規職員採用を見合わせたため、平成19年度末の常勤職員数は256人となった。
期初の常勤職員数	264人										
労災年金担保貸付事業の業務移管に伴い増員した常勤職員数	1人										
承継年金住宅融資等債権管理回収業務等の移管に伴い増員した常勤職員数	34人										
期末の常勤職員数	299人以内										

評価の視点等	自己評定	A	評価項目20	評定	A
	<p>人事評価制度の運用の改善及び人事評価結果の反映の拡大を図り、職員の努力を適正に評価し、組織目標を効率的かつ効果的に達成するための人事評価制度を構築できた。</p> <p>また、有為な人材の育成や能力の開発を行うため、人事評価制度のコンピテンシーの向上に直接結びつく研修や、部署毎における固有の能力を習得するための研修メニューを充実させ、業務能力の更なる向上を図れるよう研修体系を抜本的に見直した。</p> <p>さらに、業務処理方法の改善を図り、業務の量・質に対応した、より適正な人員配置を行うことができた。</p>		<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>人事評価制度の運用の改善及び人事評価結果の反映の拡大、各種研修の実施により、組織目標を効率的かつ効果的に達成したと評価する。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 年度末の常勤職員数は期初の85.6%と目標を上回る結果となっている。 人事評価結果の反映、各種研修が実施され目標を上回ると評価する。 様々な観点から改善が行われていることから、Aと評価した。 人事評価制度を適切、効果的に実施。 		
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 期末の常勤職員数は、期初の常勤職員数の100%以内とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務の効率化を図るとともに、独立行政法人の組織・業務の見直しが行われていたことから平成19年4月の新規職員採用を見合わせたため、平成19年度末の常勤職員数は、期初の常勤職員数の85.6%となった。 				
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人事に関する計画の実施状況はどのようなものか。 ○ 人件費の実績が予算を上回った場合にはその発生理由が明らかになっており、それが合理的なものであるか。 	<p>実績:○</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人事評価制度の運用の改善及び人事評価結果の反映の拡大を図り、職員の努力を適正に評価し、組織目標を効率的かつ効果的に達成するための人事評価制度を構築できた。（業務実績P3【人事評価制度の運用の改善】#4、【人事評価結果の反映の拡大】#5参照） ○ 有為な人材の育成や能力の開発を行うため、平成19年度における職員の研修については、人事評価制度のコンピテンシーの向上に直接結びつく研修や、部署毎における固有の能力を習得するための研修メニューを充実させ、業務能力の更なる向上を図れるよう研修体系を抜本的に見直した。（業務実績P114【研修の充実】#137参照） ○ 業務処理方法の改善を図り、業務の量・質に対応した、より適正な人員配置を行った。（業務実績P1【組織のスリム化等】#1参照） 				

平成 19 年度業務実績評価関係資料

目次

様式 1	目的積立金	1
様式 2	保有資産	2
様式 3	官民競争入札の活用	3
様式 4	コンプライアンス体制の整備状況等	4
様式 5	役職員の報酬・給与等の状況	5
様式 6	随意契約等の状況	17

目的積立金

①当期総利益の計上	(有) <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
②目的積立金の申請	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

【当期総利益の計上が「有」、目的積立金の申請「無」の場合は、以下を記入】

③利益の発生要因	<p>◎当期総利益 106,817百万円 ⇒ 当期総利益を計上した勘定は、一般勘定、共済勘定、年金担保貸付勘定、労災年金担保貸付勘定、承継債権管理回収勘定及び承継教育資金貸付けあっせん勘定の計6勘定である。</p> <p>[利益の発生要因] 主な利益の発生要因は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○6勘定共通 運営費交付金の未執行分が発生したこと ○年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定 調達金利と貸付金利における金利差を確保したこと ○承継債権管理回収勘定 貸付金利息収入を確保したこと
④目的積立金を申請していない理由	<p>上記③のとおり、利益の主な発生要因が運営費交付金の未執行分等によるものであることから必ずしも当機構の経営努力により生じたものとは言い難いため、目的積立金を申請しなかったところである。</p> <p>なお、承継債権管理回収勘定における利益（当期総利益111,475百万円）については、機構法に基づき国庫納付することとされている。</p>

委員記載（評価）欄

・目的積立金の不申請の理由は妥当なものと考えられる。

保有資産

①見直しの検討の有無	有	無
------------	---	---

②見直しの状況

当機構における保有資産は職員宿舎等であるが、これらについて、平成 19 年 12 月に閣議決定された整理合理化計画に基づき、その保有の必要性について不断に見直しを実施しているところである。

また、整理合理化計画「各独立行政法人について講すべき措置」で保有資産の見直しとして、戸塚宿舎、宝塚宿舎等（7 件）について速やかに売却することとされており、平成 20 年度中に売却が完了するように手続きを進めているところである。

[今後のスケジュール]

○平成 20 年 9 月

境界確定のための測量業者入札（施工期間 9 月～12 月）

○平成 20 年 10 月

売却業務のコンサルティング業者入札（調査等 10 月～12 月）

○平成 21 年 1 月

物件の入札公告（引き渡し 3 月初旬頃）

③資産の活用について

減損を認識した資産はありません。

委員記載（評価）欄

・見直しの検討状況についても妥当なものと判断する。

官民競争入札等の活用状況

① 官民競争入札等の活用 (官民競争入札等の検討)	有 · <input checked="" type="radio"/> (有 · <input checked="" type="radio"/>)
------------------------------	--

【官民競争入札の活用（検討）が「有」の場合は、以下を記入】

②該当業務の名称

③活用（検討）状況

委員記載（評価）欄

コンプライアンス体制の整備状況等

① 取組状況

1. 当機構におけるコンプライアンスを推進するための内部体制は、次のとおり整備されている。
 - ① 経営者が出席する役員会、経営企画会議、幹部会等における法令遵守状況管理
 - ② 各部門における内部統制による自律的な法令遵守
 - ③ 品質マネジメントシステム（QMS）に基づく業務運営の実施
 - ④ 内部監査（監査課内部検査・QMS内部監査）の実施
 - ⑤ 外部監査（会計監査法人・QMS外部監査）の実施
2. 役職員倫理規程、個人情報管理規程及び情報セキュリティポリシー等の規定を整備した上で、職員研修を行い、コンプライアンス意識の定着化に努めている。
3. 当機構におけるコンプライアンスに係る状況については、平成19年度において監事による監査を受け、「コンプライアンスに係る問題は発生していないが、コンプライアンス体制の一層の定着に向けて、職員の意識啓発のための継続的な研修等に取り組むこと」とされている。

② 取り組みについての自己評価

業務の適切性に重大な影響を及ぼすコンプライアンスに係る問題等は発生しておらず、適切な運営がなされている。

今後とも、情報資産の安全確保等の観点から、個人情報保護を徹底するとともに、情報セキュリティ対策の充実を図ることとしている。

また、職員の意識啓発のための継続的な研修等の取組などを行い、コンプライアンスに対する一層の体制整備に努める。

委員記載（評価）欄

- ・コンプライアンス体制は整備され、意識の定着に努めていることが伺われる。監査メントに対応し、一層のコンプライアンス体制の強化を図ることを期待する。
- ・取り組み、努力を評価する。

役職員の報酬・給与等の状況

①給与水準の適切性についての自己評価

◎指数の状況

対国家公務員	119.5
地域勘案	107.5
学歴勘案	116.6
地域・学歴勘案	105.0

◎国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由

①民間の金融部門における給与実態を勘案していること

当機構は、福祉医療分野における政策金融を事業の中核として行っており、金融に関する専門性を有する公庫等の給与実態や民間における金融部門の給与実態を勘案しながら、必要な人材が確保できる水準としている。

②管理職比率が高いこと

当機構は、特殊法人改革等の流れの中で、他組織からの事業承継が断続的に行われており、従来から実施してきた福祉医療貸付事業等の6事業に加え、年金担保貸付事業等2事業2業務を他組織から承継し、現在、8事業2業務と多種多様な事業を行っており、事業承継の過程において、各事業毎に担当部署を設け、結果的に、全体の管理監督者の比率が国家公務員と比較して高い傾向にあること。

③在勤地が大都市圏であること

比較対象となる国家公務員の平均給与は全国平均であるが、機構の在勤地は大都市圏（東京都特別区及び大阪市）であること。

（職員の割合…東京都特別区：90.2%、大阪市：9.8%）

◎給与水準の適切性の検証

①国からの財政支出について

平成19年度支出予算の総額2,144億円に対し国からの財政支出額は489億円（支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合：22.8%）であり、その内訳は、運営費交付金101億円、退職手当共済事業に係る給付費補助金280億円、福祉・医療貸付事業に係る利子補給金108億円となっている。

運営費交付金のうち給与、報酬等支給総額は21億円（支出総額に占める割合：1.0%）であり、国からの財政支出を増加させる要因とはなっていない。

②累積欠損額

平成18年度決算において累積欠損額は発生していない。

③法人の業績評価

当機構は平成 18 年度業務実績の評価委員会の評価において、20 項目中 19 項目について A（中期目標を上回っている）評価を受けている。なお、平成 16 年度より導入した人事評価制度による評価結果を賞与、昇給に反映させている。

④支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合

平成 19 事業年度決算における支出総額 2,104 億円に対し給与、報酬等支給総額 21 億円であり、その割合は 1.0% 程度である。

⑤管理職の割合

平成 20 年度公表における事務・技術職員数 214 人のうち管理職は 44 人であり、その割合は 20.6% となっている。下記措置により管理職の割合は減少傾向にあり、給与水準引き下げの主要因となっている。

⑥大卒以上の高学歴者の割合

同 214 人のうち大卒以上の職員数は 180 人であり、その割合は 84.1% となっている。

◎講ずる措置

○これまでに講じた措置

- ・平成 16 年～18 年にかけて、組織のスリム化の推進（部長△2、次長△1、課長△1、課長代理△5）
- ・平成 16 年度において全職員の昇給を停止
- ・平成 17 年 1 月に、国家公務員に先立って、職階と等級の明確化及び昇給カーブの抑制を目的とした本俸基準表の引下げを実施
- ・平成 19 年度において課長代理ポスト 3 ポスト削減を実施

○平成 20 年度に講じた措置

貸付事業と経営支援の連携強化を図る観点から組織体制の見直しを行うとともに、組織のスリム化により課長ポスト 4 ポスト削減を実施

○上記措置及び検証の結果、平成 22 年度に見込まれる年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は 103.9 ポイントとなるが、今後は以下のスケジュールにより給与水準の見直しを行うこととする。

- ①平成 20 年度において、年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね 100 ポイントにするための試算を行い、具体案を作成する。
- ②平成 21 年度から計画的に具体案の実施に取り組み、平成 24 年度（平成 25 年度公表）において概ね 100 ポイントとするよう努める。

委員記載（評価）欄

- ・ラスパイレス指数を下げるにあたって、具体的なプランが示されているのでよい。)
- ・給与水準の適切性についての説明内容は現状では妥当であるものと考える。H20年度以降については、引き続き、対国家公務員指数100ポイントを目標に対応することが計画されている。今後の努力に期待する。
- ・努力を期待する。
- ・人件費が高すぎる。
- ・都心の一等地に事務所を賃貸で使用することが、税金の無駄遣いと考えられる。
- ・理事長、理事、監事の給与が高すぎる。また、管理職が多すぎると思われる。
- ・評価するが、組織のスリム化の推進を通し、管理職の適切な減へ向け努力されたい。

独立行政法人福祉医療機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員の期末手当について、役員給与規程第7条第3項の規定に基づき業績評価の結果等により支給率に10%程度以内の差を設けることとしている。なお、平成19年度においては評価結果に差は生じなかった。

(参考) 役員給与規程第7条第3項

理事長は、前項の規定による期末手当の額について、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の職務実績等を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	改定なし	
理事	改定なし	
理事(非常勤)	該当者なし	
監事	改定なし	
監事(非常勤)	改定なし	

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長	18,552	11,748	5,227	1,410 (特別調整手当) 167 (通勤手当)		3月31日	*
A理事	16,925	10,704	4,763	1,284 (特別調整手当) 174 (通勤手当)			*
B理事	15,880	9,996	4,448	1,199 (特別調整手当) 237 (通勤手当)			※
C理事	15,713	9,996	4,448	1,199 (特別調整手当) 70 (通勤手当)			◇
D理事	15,840	9,996	4,448	1,199 (特別調整手当) 197 (通勤手当)			*※

A監事	千円 13,899	千円 8,760	千円 3,898	千円 1,051 190 (特別調整手当) (通勤手当)			※
B監事 (非常勤)	千円 4,536	千円 4,536	千円	千円			*※

注1:「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:本表の前職欄の「*」は、退職公務員(本府省課長・企画官相当職以上で退職した者)であることを示す。

注3:本表の前職欄の「※」は、独立行政法人等の退職者であることを示す。

注4:本表の前職欄の「◇」は、独立行政法人等役員となるために本府省課長・企画官相当職以上で退職をし、引き続き独立行政法人等役員として在職する者であることを示す。

注5:本表の前職欄の「*※」は、退職公務員が独立行政法人等の役職員に採用され退職した後独立行政法人の役員となった者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年	月			該当者なし	
理事A	千円 14,919	年 5	月 8	H18.11.30	1.0	業績勘案率は厚生労働省独立行政法人評価委員会の決定に基づき1.0とした。	*
監事	千円	年	月			該当者なし	

注1:本表の前職欄の「*」は、退職公務員(本府省課長・企画官相当職以上で退職した者)であることを示す。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画において、

・中期目標の期間の最終の事業年度(平成19年度)において、人件費を含む一般管理費を平成14年度に比べて13%程度節減することとしている。

併せて、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、人件費について5%以上の削減を行い、これを実現するため現中期目標期間の最終年度までの間においても、平成17年度を基準として2%以上の削減に取り組む。ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準とする。

・職員数については、中期目標の期間の最終の事業年度(平成19年度)において、常勤職員数を期初の299名(平成18年4月1日承継年金住宅融資等債権管理回収業務等の移管に伴う増員常勤職員数34人を含む)以内に抑制することとしている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 紙与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当機構は福祉医療分野における政策金融を事業の中核として行っており、金融に関する専門性を有する公庫等の給与実態や民間における金融部門の給与実態を勘案しながら、必要な人材が確保できる水準としている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

賞与について、平成17年6月期から成績が良好な職員に対して支給率に差を設け、平成18年度においてはその差をさらに拡大するとともに成果が出せなかつた職員に対しても支給率に差を設けた。平成19年6月期からは一律の成績率を引下げ、その引下げ分を成績が良好な職員に配分するとともに管理職については支給率の差を拡大し、更なる人事評価結果の反映の拡大を行つた。

また、昇給については、1年間良好な成績で勤務したときに現号俸の直近上位の号俸に昇給させているが、平成20年4月から、人事評価結果を昇給に適切に反映させる仕組みとするため、人事評価結果に基づく新たな昇給制度(査定昇給制度)を導入することとした。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
本俸及び役職手当等 (昇格)	必要経験年数等を有し、勤務成績が良好であつて1等級上位の職務遂行が担えると認められる場合に職階毎の定数に応じ昇格。(人事評価結果を参考資料として活用)(初任給、昇格、昇給等の基準第14条第1項)
賞与:奨励手当 (査定分)	奨励手当は、その者の勤務成績に応じて、理事長がその都度定める割合により計算した額とし(職員給与規程第23条第7項)、人事評価結果を反映させ差を設けている。
本俸 (昇給)	12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、現在受けている号俸の直近上位の号俸に昇給させる。(職員給与規程第7条)

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

■国家公務員の給与構造改革を踏まえ、奨励手当の支給率から0.015月分を拡出し、評価結果が優秀な職員(人事評価結果(S、A～Dの5段階評価)におけるS、A評価者)の支給率を上乗せすることとした。

6月期:管理職:0.925-0.015=0.91月、非管理職:0.725-0.015=0.71月

12月期:管理職:0.975-0.015月=0.96月、非管理職:0.775-0.015月=0.76月

■平成19年度人事院勧告に伴う改正

・本俸基準表

初任給及び若年層の本俸月額引上げ

(初任給(2等級)の改定率は1.1%で、若年層が在籍する2等級の平均改定率は0.6%の改善とし、本俸基準表全体の平均改定率は0.1%とした。4等級以上の改定はなし。)

・扶養手当

支給月額引上げ(子等1人につき6,000円→6,500円)

・奨励手当

支給月数引上げ(0.05月分)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 216	歳 39.7	千円 7,372	千円 5,361	千円 215	千円 2,011
事務・技術	人 214	歳 39.6	千円 7,368	千円 5,358	千円 216	千円 2,010
技能職種 (運転手)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 14	歳 60.6	千円 4,342	千円 4,144	千円 32	千円 198
事務・技術	人 3	歳 47.5	千円 3,476	千円 2,553	千円 149	千円 923
事務・技術 (賞与なし)	人 11	歳 64.2	千円 4,579	千円 4,579	千円 0	千円 0

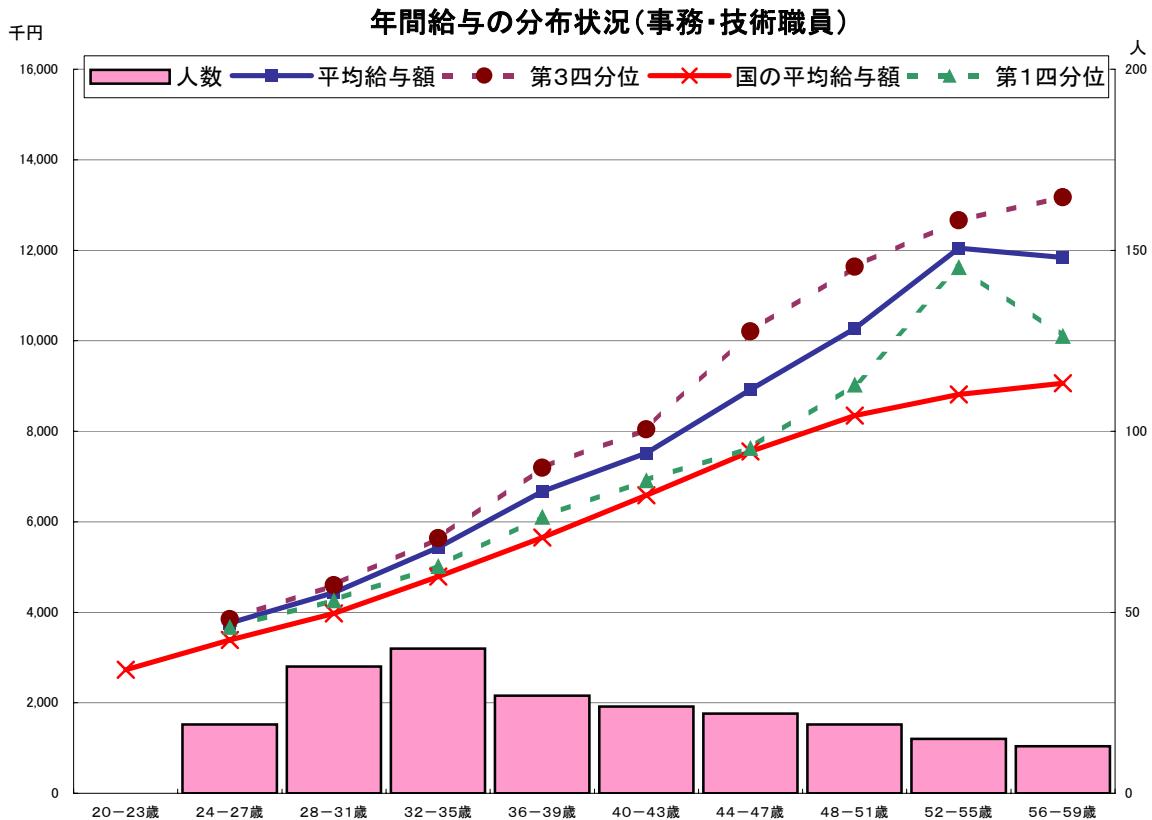
注:(1)常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

(2)在外職員、任期付職員については、該当者が無いため省略した。

(3)常勤職員の技能職種(運転手)及び再任用職員については、該当者が2人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

(4)非常勤職員の事務・技術(賞与なし)は、雇用契約上賞与を支給されない者である。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員) [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
代表的職位 〔・本部課長 ・本部係員〕	人 30 36	歳 50.8 27.7	千円 10,602 3,767	千円 11,217 4,023	千円 11,946 4,265	

③ 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	7等級	6等級	5等級	4等級	3等級	2等級
標準的な職位		部長	次長	課長	課長代理	係長・主査	係員
人員 (割合)	人 214 (3.7%)	人 8 (1.9%)	人 4 (1.9%)	人 32 (15.0%)	人 52 (24.3%)	人 79 (36.9%)	人 39 (18.2%)
年齢(最高～最低)	歳 59 (54)	歳 59 (51)	歳 58 (44)	歳 59 (35)	歳 50 (30)	歳 31 (24)	歳
所定内給与年額(最高～最低)	千円 9,810 (9,192)	千円 9,013 (8,202)	千円 9,023 (6,373)	千円 7,305 (4,376)	千円 5,813 (3,151)	千円 3,477 (2,552)	千円
年間給与額(最高～最低)	千円 14,113 (13,069)	千円 13,116 (11,631)	千円 12,659 (8,822)	千円 10,109 (6,015)	千円 7,933 (4,338)	千円 4,692 (3,514)	千円

④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 55.8	% 58.8	% 57.4
	査定支給分(奨励相当) (平均)	% 44.2	% 41.2	% 42.6
	最高～最低	46.6～33.4	43.3～32.4	44.6～33.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.5	% 67.0	% 66.3
	査定支給分(奨励相当) (平均)	% 34.5	% 33.0	% 33.7
	最高～最低	36.1～30.3	34.4～29.2	35.1～29.7

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

119.5

対他法人(事務・技術職員)

110.8

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指標をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 119.5		
	参考	地域勘案	107.5
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	①民間の金融部門における給与実態を勘案していること 当機構は、福祉医療分野における政策金融を事業の中核として行っており、金融に関する専門性を有する公庫等の給与実態や民間における金融部門の給与実態を勘案しながら、必要な人材が確保できる水準としている。 ②管理職比率が高いこと 当機構は、特殊法人改革等の流れの中で、他組織からの事業承継が断続的に行われており、従来から実施してきた福祉医療貸付事業等の6事業に加え、年金担保貸付事業等2事業2業務を他組織から承継し、現在、8事業2業務と多種多様な事業を行っており、事業承継の過程において、各事業毎に担当部署を設け、結果的に、全体の管理監督者の比率が国家公務員と比較して高い傾向にあること。 ③在勤地が大都市圏であること 比較対象となる国家公務員の平均給与は全国平均であるが、機構の在勤地は大都市圏(東京都特別区及び大阪市)であること。 (職員の割合…東京都特別区:90.2%、大阪市:9.8%)		

給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 22.8% (国からの財政支出額 489億円、支出予算の総額 2,144億円:平成19年度予算)</p> <p>【検証結果】 国からの財政支出額489億円の内訳は、運営費交付金101億円、退職手当共済事業に係る給付費補助金280億円、福祉・医療貸付事業に係る利子補給金108億円となっている。 運営費交付金のうち給与・報酬等支給総額は21億円(支出総額に占める割合:1.0%)であり、国からの財政支出を増加させる要因とはなっていない。</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額 一円(平成18年度決算)</p>
講ずる措置	<p>■これまでに講じた措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年～18年にかけて、組織のスリム化の推進(部長△2、次長△1、課長△1、課長代理△5) 平成16年度において全職員の昇給を停止 平成17年1月に、国家公務員に先立って、職階と等級の明確化及び昇給カーブの抑制を目的とした本俸基準表の引下げを実施 平成19年度において課長代理ポスト3ポスト削減を実施 <p>■平成20年度に講じた措置</p> <p>貸付事業と経営支援の連携強化を図る観点から組織体制の見直しを行うとともに、組織のスリム化により課長ポスト4ポスト削減を実施</p> <p>■上記措置及び検証の結果、平成22年度に見込まれる年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は103.9ポイントとなるが、今後は以下のスケジュールにより給与水準の見直しを行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成20年度において、年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントにするための試算を行い、具体案を作成する。 平成21年度から計画的に具体案の実施に取り組み、平成24年度(平成25年度公表)において概ね100ポイントとするよう努める。

■法人の業績評価

当機構は平成18年度業務実績についての評価委員会の評価において、20項目中19項目についてA(中期目標を上回っている)評価を受けている。なお、平成16年度より導入した人事評価制度による評価結果を賞与、昇給に反映させている。

■支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合

平成19事業年度決算における支出総額2,104億円に対し給与、報酬等支給総額21億円であり、その割合は1.0%程度である。

■管理職の割合

平成20年度公表における事務・技術職員数214人のうち管理職は44人であり、その割合は20.6%となっている。上記措置により管理職の割合は減少傾向にあり、給与水準引き下げの主要因となっている。

■大卒以上の高学歴者の割合

同214人のうち大卒以上の職員数は180人であり、その割合は84.1%となっている。

III 総人件費について

区分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成15年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,142,941	千円 2,221,503	千円 (%) △ 78,562 (△ 3.5)	千円 (%) △ 452,872 (△ 17.4)
退職手当支給額 (B)	千円 393,305	千円 228,879	千円 (%) 164,426 (71.8)	千円 (%) 217,698 (124.0)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 265,587	千円 210,433	千円 (%) 55,154 (26.2)	千円 (%) 144,767 (119.8)
福利厚生費 (D)	千円 470,577	千円 494,498	千円 (%) △ 23,921 (△ 4.8)	千円 (%) △ 19,823 (△ 4.0)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 3,272,410	千円 3,155,313	千円 (%) 117,097 (3.7)	千円 (%) △ 110,230 (△ 3.3)

注:(1)当法人は平成15年10月1日に設立された法人であることから、「中期目標期間開始時(平成15年度)からの増△減」算出に際し、年間の支給実績は役員給与規程及び職員給与規程等に基づき年間推計額を算出して記載している。

(2)平成15年9月30日までの法人名…社会福祉・医療事業団

総人件費について参考となる事項

①対前年度比における増減の要因について

[給与、報酬等支給総額]

平成18年度中の退職者の増加及び平成18年度において独立行政法人の組織・業務の見直しが行われていたことから、平成19年4月の新規職員採用を見合わせたことに伴い、平成19年4月時点で必要人員が不足していた。これに加え、平成19年度においても退職者が続いたため、平成19年度末における職員数は平成18年度に比較して大幅に減少した。

その結果、平成19年度における給与、報酬等支給総額は対前年度比△3.5%となっている。

[最広義人件費]

上記理由により給与、報酬等支給総額が減少している一方、職員数の減少に対し人材派遣職員にて対応したため、非常勤役職員等給与が増加している。また、平均勤続年数が長い職員が退職したため、退職手当支給額が増加となり、結果として最広義人件費が対前年度比で3.7%増となっている。ただ、平成15年度(中期目標期間開始時)比では△3.3%となっている。

②「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組状況

[中期目標]

「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。これを実現するため、現中期目標期間の最終年度までの間においても、必要な取組を行うこと。

併せて、国家公務員の給与構造改革も踏まえ、引き続き、勤務実績の給与への反映等の取組を行う。

[中期計画]

「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、人件費について、5%以上の削減を行う。これを実現するため、現中期目標期間の最終年度までの間においても、平成17年度を基準として2%以上の削減に取り組むこととする。

ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在籍する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準とする。

併せて、国家公務員の給与構造改革も踏まえ、引き続き勤務実績の給与への反映等の取組を行う。

(人件費削減の場合)

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	2,412,895	2,221,503	2,142,941
人件費削減率 (%)		△7.9%	△11.2%
人件費削減率(補正值) (%)		△7.9%	△11.9%

注(1):基準年度における給与、報酬等支給総額欄については、平成18年4月1日に旧年金資金運用基金から年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務を承継したことに伴う基準額の増加分を加味した額である。

(2):「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」による人事院勧告を踏まえた官民の給与格差に基づく給与改定分を除いた削減率である。

IV 法人が必要と認める事項

人件費を抑制するためには、給与水準の見直しとともに業務の合理化、効率化等による組織のスリム化が重要であることから、ポスト数の削減及び職員数の抑制をあわせて進めている。

(様式 6)

随意契約等の状況

①平成 19 年度の実績【全体】

		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	40 件 (42 %)	5. 04 億円 (17 %)
	企画競争	5 件 (5 %)	0. 80 億円 (3 %)
随意契約		50 件 (53 %)	24. 38 億円 (80 %)
合 計		95 件 (100 %)	30. 22 億円 (100 %)

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第 99 条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの）を除く。

②平成 19 年度の実績【同一所管法人等】

		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	一件 (1 %)	一億円 (1 %)
	企画競争	一件 (1 %)	一億円 (1 %)
随意契約		1 件 (100 %)	0. 01 億円 (100 %)
合 計		1 件 (100 %)	0. 01 億円 (100 %)

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第 99 条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの）を除く。

③平成19年度の実績【同一所管法人等以外の者】

		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	40件 (43%)	5.04億円 (17%)
	企画競争	5件 (5%)	0.80億円 (3%)
随意契約		49件 (52%)	24.37億円 (80%)
合計		94件 (100%)	30.21億円 (100%)

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの）を除く。

④随意契約の見直し計画の実施状況

当機構においては、随意契約見直し計画に基づき、平成20年度以降、可能なものから一般競争入札等（一般競争、企画競争、公募）に移行することとしており、順次実施中である。また、随意契約によることができる場合を定める基準及び契約の公表の基準については、既に国に準じたものとしている。

⑤随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

当機構の随意契約見直し計画においては、「平成18年度随意契約中、業務システム最適化対象システムに係る契約が大半を占めていることから、これについては、最適化の検討結果を踏まえ、平成20年度以降可能なものから、一般競争入札等に移行する。」等としており、現在鋭意実施しているところである。

平成19年度においては、「システム最適化に基づく次期システムの設計・開発等のプロジェクト関連業務」の入札を実施。（1件、0.6億円）

また、システム最適化関連以外では、企画競争を5件実施。

（18年度⇒1件、0.4億円、19年度⇒5件、0.8億円）

（参考）少額隨契を除く契約

・18年度⇒ 76件、30.6億円 うち随意契約 54件、27.5億円

（件数ベース71%、金額ベース90%）

・19年度⇒ 95件、30.2億円 うち随意契約 50件、24.4億円

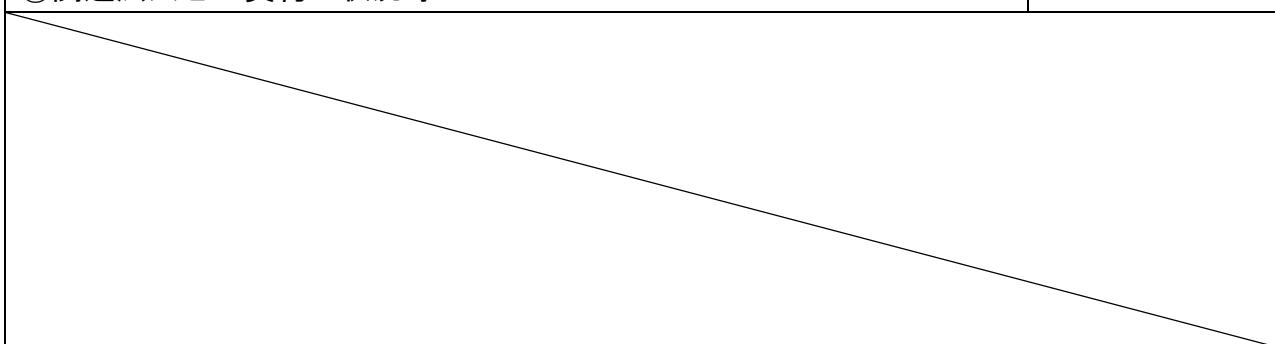
（件数ベース53%、金額ベース80%）

⑥平成19年度の実績【関連法人】

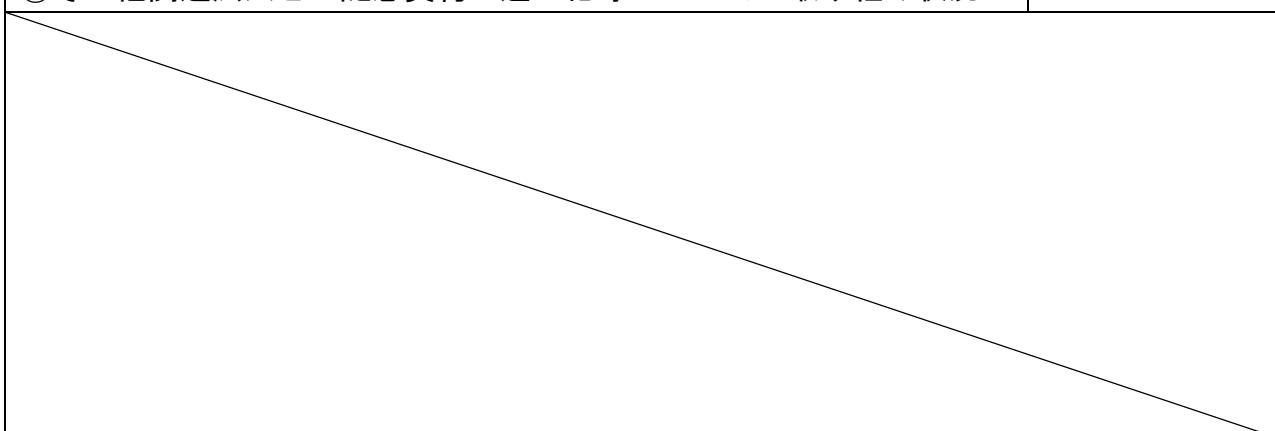
	件数	金額
一般競争入札等	競争入札 件数 (%)	億円 (%)
	企画競争 件数 (%)	億円 (%)
随意契約	件数 (%)	億円 (%)
合計	件数 (%)	億円 (%)

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの）を除く。

⑦関連法人との契約の状況等



⑧その他関連法人との随意契約の適正化等についての取り組み状況



⑨取り組み等についての自己評価

当機構の随意契約見直し計画においては、「平成18年度随意契約中、業務システム最適化対象システムに係る契約が大半を占めていることから、これについては、最適化の検討結果を踏まえ、平成20年度以降可能なものから、一般競争入札等に移行する。」等としており、平成19年度においても次のとおり可能なものから、見直しを行っている。

- ・平成19年度においては、「システム最適化に基づく次期システムの設計・開発等のプロジェクト関連業務」の入札を実施。(1件、0.6億円)
- ・また、システム最適化関連以外では、新規案件として企画競争を5件実施。

(18年度⇒1件、0.4億円、19年度⇒5件、0.8億円)

(参考) 少額随契を除く契約

- ・18年度⇒ 76件、30.6億円 うち随意契約 54件、27.5億円
(件数ベース71%、金額ベース90%)
- ・19年度⇒ 95件、30.2億円 うち随意契約 50件、24.4億円
(件数ベース53%、金額ベース80%)

委員記載（評価）欄

- ・H19年度において、前倒しで一般競争入札を導入しはじめていることは評価できよう。計画通り、H20年度以降の一般競争入札等への移行がすみやかかつ円滑に進むよう、一層の努力を要望する。
- ・随意契約が多すぎる、削減すべきである。
- ・可能な限り、一般競争入札へ向けて努力されたい。

随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月
独立行政法人福祉医療機構

1. 隨意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、平成 20 年度以降、可能なものから順次一般競争入札等に移行することとする。

【全体】

		平成 18 年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(3.6%) 2	(5.4%) 1. 51
一般競争入札等	競争入札			(3.6%) 2	(0.1%) 0. 04
	企画競争	(1.8%) 1	(1.3%) 0. 37	(81.8%) 45	(92.6%) 25. 76
随意契約		(98.2%) 54	(98.7%) 27. 46	(10.9%) 6	(1.9%) 0. 52
合 計		(100%) 55	(100%) 27. 83	(100%) 55	(100%) 27. 83

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(%) 0	(%) 0
一般競争入札等	競争入札			(%) 0	(%) 0
	企画競争	(%) 0	(%) 0	(%) 0	(%) 0
	随意契約	(100%) 0	(100%) 0	(%) 0	(%) 0
合 計		(100%) 0	(100%) 0	(100%) 0	(100%) 0

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(3.6%) 2	(5.4%) 1. 51
一般競争入札等	競争入札			(3.6%) 2	(0.1%) 0. 04
	企画競争	(1.8%) 1	(1.3%) 0. 37	(81.8%) 45	(92.6%) 25. 76
	随意契約	(98.2%) 54	(98.7%) 27. 46	(10.9%) 6	(1.9%) 0. 52
合 計		(100%) 55	(100%) 27. 83	(100%) 55	(100%) 27. 83

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 隨意契約によることができる場合を定める基準については、既に国に準じたものとしている。

(3) 契約の公表の基準については、既に国に準じたものとしている。

2. 隨意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期

○ 平成18年度の随意契約中、業システム最適化対象システムに係る契約及びシステム変更により一般競争入札等へ以降できる契約のものが大半を占めている。

これについては、最適化の検討結果を踏まえ、平成20年度以降可能なものから、一般競争入札等に移行する。

- ・ 隨意契約 55件、27.8億円
- ・ 最適化対象システム関連等 37件、23.6億円(件数ベース67.3%、金額ベース84.9%)

○ その他の契約については、「随意契約の点検・見直しの状況」に基づき実施する。